

# 筑西市総合計画



平成19年3月

筑西市

## はじめに



「筑西市」は、平成17年3月28日、下館市、関城町、明野町及び協和町が合併し、誕生いたしました。市の名称は、筑波山の西に位置し、筑波山が日本で一番美しく見えるまちであることから、公募結果を踏まえて4市町の協議で決定したものです。

本市は、鬼怒川・小貝川などの河川や、緑豊かな平地林などの自然環境に恵まれ、筑波山を望む広大な田園のもと、米・こだますいか・梨をはじめとする豊かな農産物が産出されるとともに、古くから商業・工業の集積も見られ、歴史的資源や伝統文化が継承され、今日まで県西地域の中心的な役割を担ってまいりました。

近年、本格的な地方の時代を迎えるなか、人口減少・少子高齢化の加速的な進行や国の進める三位一体改革等により、地方公共団体の運営は一層難しさを増してきている反面、その果たす役割もますます重要になってきています。

本市では、こうした社会情勢の変化を踏まえ、合併時に策定した筑西市建設計画を基本に、このたび、さらなる市の発展と住民福祉の向上を目指した今後10年間のまちづくりの基本指針となる『筑西市総合計画』を策定いたしました。

本計画は、「人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市」を将来都市像に掲げ、この計画に基づき、誇りと愛着を持って住み続けることができる筑西市を創ってまいりたいと存じます。

そのためには、効率的・効果的な行財政運営に努めながら、市民の皆様との連携と協働により市政を進めていくことがたいへん重要であります。市民と行政が対等のパートナーとして、お互いの課題や責任を共有しながら協働のまちづくりを实践してまいりたいと考えておりますので、今後とも、市民皆様方の一層のご理解とご協力を心からお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご提言・ご意見をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、市議会議員の皆様、総合振興審議会委員の皆様並びに多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成19年3月

筑西市長

富山 省三

# 目次

## 第1部 序論

---

第1章 筑西市総合計画策定の趣旨	2
1. 計画策定の意義	2
2. 計画の構成と期間	3
第2章 筑西市の概況	4
1. 位置と地勢	4
2. 人口	4
3. 産業	6
4. 関連計画での位置づけ	8
第3章 市民の計画づくりへの参画	9
1. 市民アンケート調査	9
2. 市民まちづくり会議からの提言	9
3. 市民地域づくり会議からの提言	9
4. 各種団体からの意見・提案書の提出	9
5. 住民懇談会の開催	9
6. パブリックコメントの実施	9
第4章 時代の潮流と課題意識	10
1. 時代の潮流	10
2. まちづくりの課題	12

## 第2部 基本構想

---

第1章 筑西市の将来像	16
1. 将来都市像	16
2. まちづくりの目標	17
3. 人口フレーム	19
4. 土地利用構想	20
第2章 施策の大綱	23
1. 連携と協働で進めるまちづくり	24

2. 豊かさを育む産業と観光のまちづくり	26
3. 健やかに安心して暮らせるまちづくり	28
4. いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり	31
5. 心和む美しく豊かな景観と環境を大切にしまちづくり	33

<b>第3章 構想の着実な推進</b>	36
1. 市民と行政の協働によるまちづくり体制の確立	36
2. 行財政改革の推進	36
3. 各種部門別計画の策定	36
4. 行政評価の実施と進行管理	36

## 第3部 前期基本計画

---

<b>第1章 連携と協働で進めるまちづくり</b>	40
<b>第1節 地域コミュニティの育成</b>	40
1. 地域コミュニティの育成	40
<b>第2節 市民参加による協働のまちづくり</b>	42
1. 市民参加の推進	42
2. 協働のしくみづくり	44
<b>第3節 人権の尊重と男女共同参画社会づくりの推進</b>	46
1. 人権の尊重	46
2. 男女共同参画の推進	48
<b>第4節 情報公開と市民サービスの向上</b>	50
1. 情報公開と広報・広聴活動の充実	50
2. 市民サービスの向上	52
<b>第5節 多様な交流の促進</b>	53
1. 市民交流の促進	53
2. 都市・地域間交流の推進	55
3. 国際交流の推進	56
<b>第6節 効率的な行財政運営の推進</b>	58
1. 効率的な行財政運営の推進	58
2. 広域行政の推進	61
<b>第2章 豊かさを育む産業と観光のまちづくり</b>	63
<b>第1節 地域資源を活かした交流型産業の創出と観光の振興</b>	63
1. 交流型産業の創出	63
2. 観光の振興	65
<b>第2節 魅力と個性のある農業の振興</b>	67
1. 農業の振興	67

第3節	にぎわいを生む魅力ある商業の振興	70
1.	商業の振興	70
第4節	持続的成長が可能な工業の振興	72
1.	工業の振興	72
<b>第3章</b>	<b>健やかに安心して暮らせるまちづくり</b>	74
第1節	健康づくりの推進	74
1.	健康づくりの推進	74
2.	保健・医療・福祉の連携	76
第2節	子どもを生き育てやすい環境の整備	78
1.	子育て支援対策の充実	78
2.	子ども福祉の充実	80
第3節	安心して暮らせる福祉サービスの充実	82
1.	高齢者福祉の充実	82
2.	障害者福祉の充実	84
第4節	地域福祉の推進	86
1.	地域福祉の推進	86
第5節	社会保障制度の運用	88
1.	介護保険制度	88
2.	国民健康保険制度	90
3.	国民年金制度	92
4.	医療福祉費支給制度	93
5.	低所得者福祉	94
<b>第4章</b>	<b>いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり</b>	95
第1節	生涯学習の充実	95
1.	生涯学習の充実	95
第2節	子どもの能力を伸ばす教育の充実	98
1.	幼児教育の充実	98
2.	学校教育の充実	100
3.	高等教育機関等との連携	103
第3節	地域で進める青少年の健全育成	105
1.	青少年の健全育成	105
2.	家庭・学校・地域との連携	107
第4節	生涯スポーツの推進	108
1.	生涯スポーツの推進	108
第5節	地域文化の振興	111
1.	歴史・伝統文化の保全・継承・活用	111
2.	文化・芸術の振興	113

<b>第5章 心和む美しく豊かな景観と環境を大切にしまちづくり</b>	115
<b>第1節 自然環境の保全と景観づくり</b>	115
1. 自然環境の保全	115
2. 景観づくりの推進	117
<b>第2節 地域環境を守る循環型社会の形成</b>	119
1. 循環型社会の形成	119
<b>第3節 計画的土地利用と市街地の整備</b>	121
1. 計画的土地利用の推進	121
2. 市街地の整備	123
<b>第4節 交通環境の整備</b>	125
1. 道路網の整備	125
2. 公共交通網の整備	128
<b>第5節 生活基盤の整備</b>	130
1. 生活道路	130
2. 公園・緑地	132
3. 上水道	134
4. 下水道	136
5. 河川	138
6. 公営住宅	139
7. 公営墓地	142
8. 情報通信基盤	143
<b>第6節 安全・安心なまちづくりの推進</b>	145
1. 消防・救急対策の強化	145
2. 防災対策の強化	147
3. 防犯対策の推進	149
4. 交通安全対策の推進	151

## 資料編

1. 総合計画策定経過	154
2. 諮問・答申書	157
3. 筑西市総合振興審議会	160
4. 総合計画策定委員会設置要綱	163
5. 市民まちづくり会議	167
6. 市民地域づくり会議	170
7. 市民アンケート調査	175

# 第1部

---

# 序論

## 第1章 筑西市総合計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の意義

筑西市は、平成17年3月28日に下館市、関城町、明野町、協和町の1市3町が合併して誕生しました。

本市は、筑波山を望む広大な田園とそこを流れる鬼怒川・小貝川・五行川などの河川、緑豊かな里山・平地林などの潤いのある自然環境に恵まれ、商業や工業の集積、米・果樹をはじめとする豊かな農産物の産出、歴史的資源・伝統文化の継承など、茨城県西地域において中心的な役割を担ってきました。また、近年では、JR水戸線・常総線・真岡鐵道などの軌道交通、国道50号、国道294号をはじめとする道路に加え、北関東自動車道や筑西幹線道路など新たな基幹交通網の整備が進められるなど、広域的な都市機能の充実・連携による活力づくりへの期待も高まっています。

一方、人口減少・少子高齢社会の到来、国際化や高度情報化の進展、地球的規模での環境問題への対応など、我が国の社会経済情勢は劇的に変化しており、時代は大きな転換期を迎えています。本市においても産業活動の停滞、財政の逼迫など厳しい状況が続くことが予想され、行政改革の徹底、地方分権への対応が重要な行政課題となっています。特に、地方分権が進む中での人口減少・少子高齢化の加速的な進行は、地方公共団体の運営を一層難しいものとするのが懸念されるばかりか、国・地方・住民の関係のあり方を根本から問い直すものです。合併を契機に、新たなまちづくりのしくみを構築するとともに、財政基盤等の強化を図り、厳しい状況を打開していくことが求められています。

これから将来にわたって、市民が真に求めるサービスを継続的に提供しつつ、だれもが安全・安心に暮らし続けていくことができる筑西市づくりを実現させていくためには、これまでのまちづくりの蓄積を活かしながら、地域自らが地域の問題に対処することのできる自立的な都市・地域づくりを基本として、市民の愛着と誇りに支えられたまちづくりを着実に進めていくことが大切です。そのため、本市の魅力や活力について市民と行政が改めて認識を共有し、協働のしくみを創っていくことが重要な課題となっています。

本市最初の総合計画は、住みたい・住み続けたいと感じられる魅力ある筑西市の将来像を示すとともに、その実現に向けて、市民と行政とがともに考え実践していくための指針となるものです。

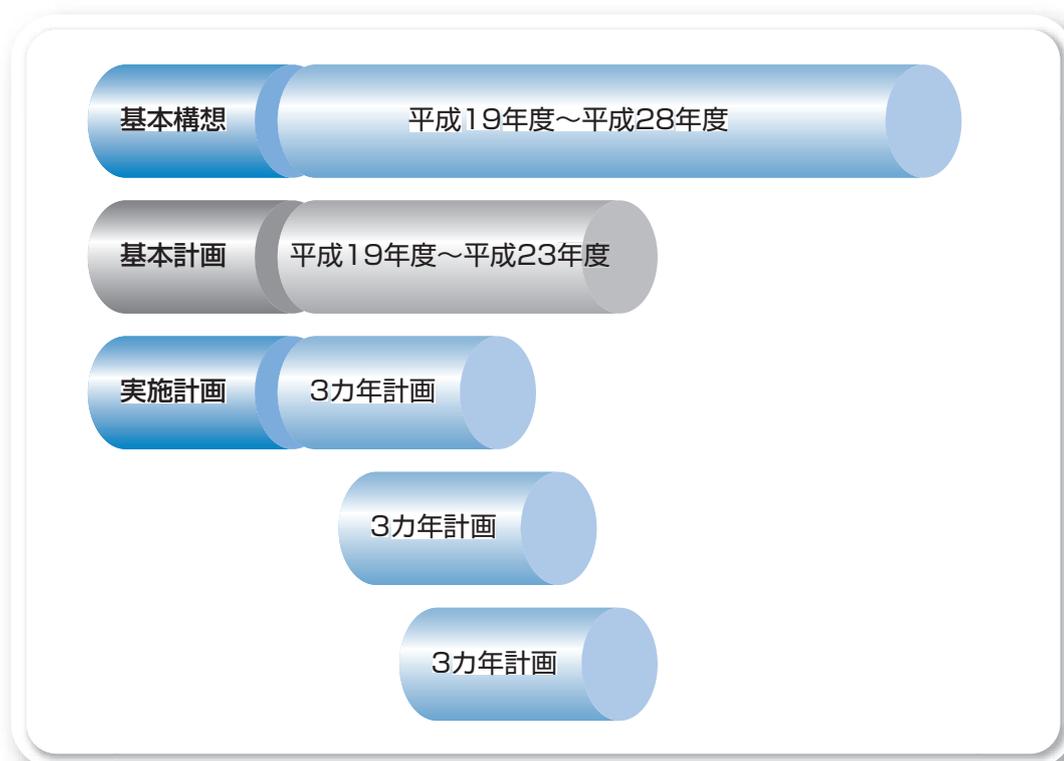
## 2. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、「実施計画」は「基本計画」に基づき別途定めます。

【基本構想】：筑西市の将来像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を定めるものであり、計画期間は平成19年度から平成28年度の10年間とします。

【基本計画】：基本構想を実現するための主要な施策を部門別に示すものであり、前期基本計画は平成19年度から平成23年度までの5カ年とします。

【実施計画】：基本計画を推進するため、主な施策についての具体的なスケジュールを示すものであり、計画期間は3カ年としますが、ローリング方式により、毎年見直しを行います。



## 第2章 筑西市の概況

### 1. 位置と地勢

本市は茨城県の西部に位置する東西約15km、南北約20km、面積205.35km<sup>2</sup>の広がりを持つ都市であり、南は下妻市・つくば市、東は桜川市、西は結城市、八千代町、栃木県小山市、北は栃木県芳賀郡二宮町に接しています。

JR水戸線・常総線・真岡鐵道の3本の軌道と9つの鉄道駅を有するほか、国道50号、国道294号、その他主要な広域交通を担う道路が交差する交通の要衝であり、多くの行政機関が立地しているほか、下館駅を中心とする商業集積や交通環境を活かした工業団地の整備などにより人口や産業が集積し、茨城県西地域の中心となる都市圏を形成しています。

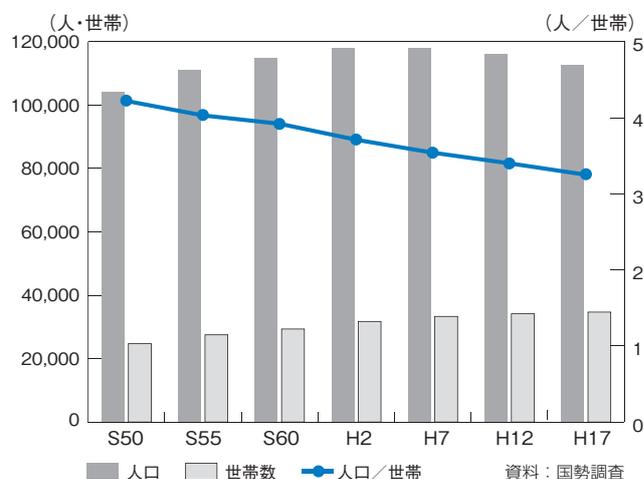


### 2. 人口

これまで順調な増加の傾向を示していた本市の総人口は、平成7年を境にして減少に転じ、平成17年では112,581人（国勢調査）となっています。

一方、世帯数は逆に増加の傾向にあり、核家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】



	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯構成人員 (人)
昭和50年	104,151	24,702	4.22
昭和55年	110,846	27,507	4.03
昭和60年	114,906	29,345	3.92
平成 2年	117,805	31,734	3.71
平成 7年	118,078	33,329	3.54
平成12年	116,120	34,142	3.40
平成17年	112,581	34,683	3.25

資料：国勢調査

また、三階層別年齢人口比では、0～14歳が14.1%、65歳以上が20.9%となっており、茨城県の平均を若干上回る形で少子高齢化が進行しています。

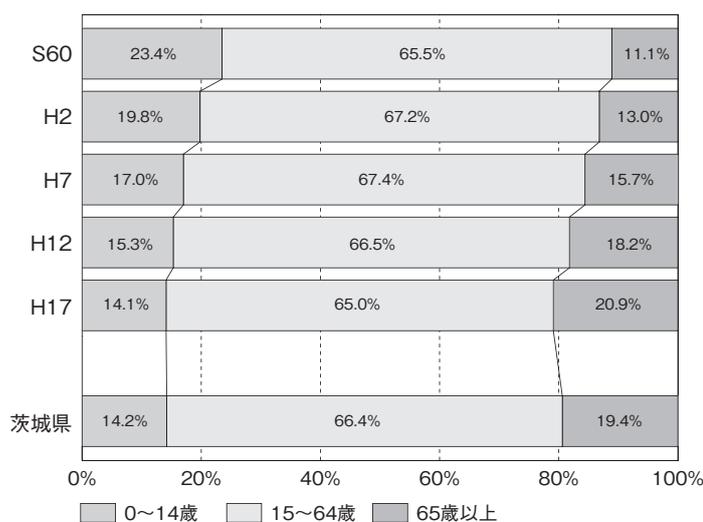
【三階層別人口比の推移】

(上段：実数・下段：構成比)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	茨城県 平成17年
0～14歳	26,907	23,301	20,017	17,769	15,908	422,913
	23.4%	19.8%	17.0%	15.3%	14.1%	14.2%
15～64歳	75,261	79,040	79,541	77,186	73,146	1,974,159
	65.5%	67.2%	67.4%	66.5%	65.0%	66.4%
65歳以上	12,738	15,358	18,520	21,102	23,521	576,272
	11.1%	13.0%	15.7%	18.2%	20.9%	19.4%
総数	114,906	117,699	118,078	116,057	112,575	2,975,167
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

総数には、年齢不詳を含まない (H2：106人、H12：63人、H17：6人)

資料：国勢調査



### 3. 産 業

本市の産業構造は、近年、第1次産業から第2次・第3次産業へ移行する傾向にあります。また、第2次・第3次産業就業者の他都市への流出が顕著であり、都市活力の低下が懸念されています。

【産業別就業人口の推移】

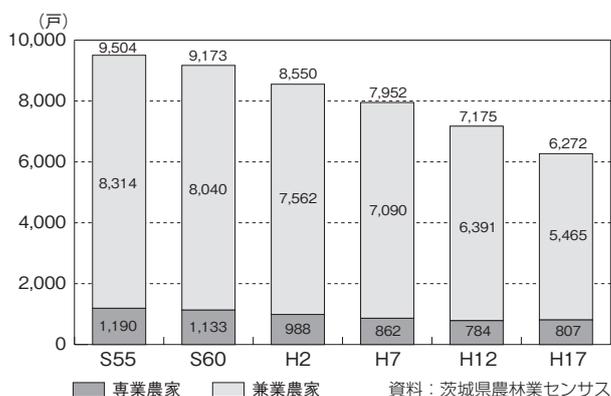
	常住地ベース				従業地ベース				従業地／常住地の比率
	第1次	第2次	第3次	合計	第1次	第2次	第3次	合計	
昭和60年	11,667	22,851	22,793	57,311	11,657	22,625	22,610	56,892	99.3%
	20.4%	39.9%	39.8%	100.0%	20.5%	39.8%	39.7%	100.0%	
平成2年	9,268	26,296	25,413	60,977	9,238	25,620	24,641	59,499	97.6%
	15.2%	43.1%	41.7%	100.0%	15.5%	43.1%	41.4%	100.0%	
平成7年	7,513	25,943	28,619	62,075	7,509	25,007	27,382	59,898	96.5%
	12.1%	41.8%	46.1%	100.0%	12.5%	41.7%	45.7%	100.0%	
平成12年	6,445	24,678	29,521	60,644	6,445	23,869	27,881	58,195	96.0%
	10.6%	40.7%	48.7%	100.0%	11.1%	41.0%	47.9%	100.0%	
平成12年 茨城県	128,520	504,285	879,241	1,512,046	120,771	492,578	819,253	1,432,602	94.7%
	8.5%	33.4%	58.1%	100.0%	8.4%	34.4%	57.2%	100.0%	

資料：国勢調査

農業においては、恵まれた自然環境、広大で肥沃な田園地域における米づくり、野菜、梨、こだますいか、キュウリなどの特産品をはじめとして、都市近郊型の農業が営まれています。

しかし、近年では、農家戸数、経営耕地面積とも減少傾向にあり、営農者の高齢化や後継者の不足などが深刻な問題となっています。

【農家戸数の推移】

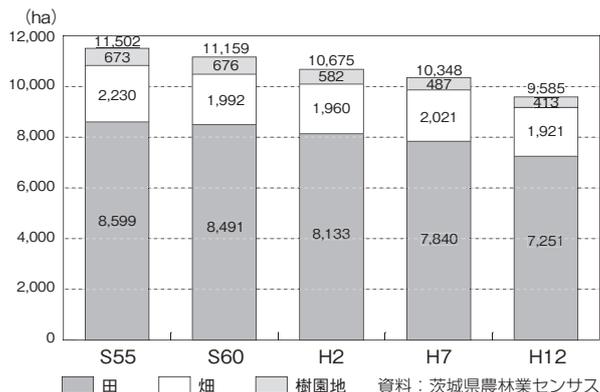


【農業産出額の推移】

年次	産出額 (千万円)
平成7年	2,874
平成8年	2,715
平成9年	2,763
平成10年	2,648
平成11年	2,571
平成12年	2,430
平成13年	2,346
平成14年	2,425
平成15年	2,425
平成16年	2,339

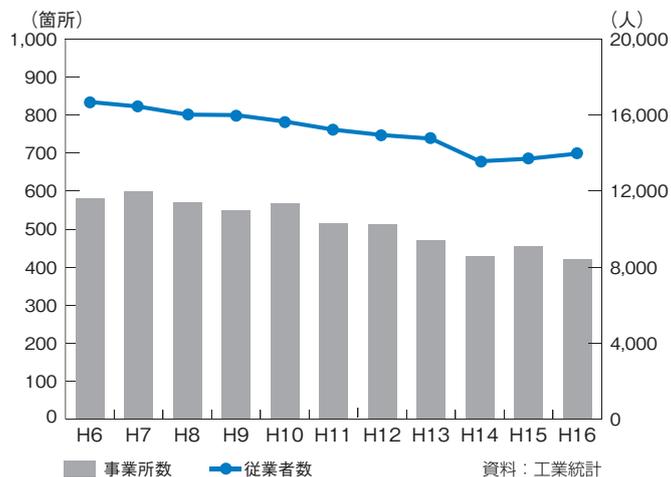
資料：生産農業所得統計

【経営耕地面積の推移】



工業においては、早くから工業団地への企業の立地・集積が進み、筑西市における就業の場として発展してきました。しかし、近年の厳しい社会経済状況のなか、工業を取り巻く状況も厳しさを増しており、既存企業においても、産業構造の変化に対応した変革、高度化や新たな事業展開が必要となっています。

【事業所数・従業者数の推移】

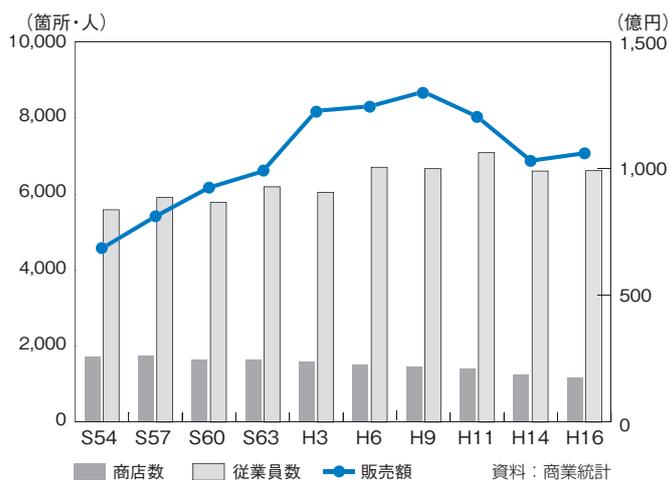


	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)
平成 6年	582	16,688
平成 7年	600	16,446
平成 8年	569	16,022
平成 9年	550	15,998
平成 10年	567	15,659
平成 11年	514	15,230
平成 12年	512	14,948
平成 13年	470	14,760
平成 14年	429	13,571
平成 15年	456	13,703
平成 16年	422	13,972

資料：工業統計

一方、本市の商業は、従来、下館駅周辺市街地を中心に、周辺地域を商圈とする商業の集積により発展してきましたが、近年では、商店街における空き店舗の増加や大型小売店等核的店舗の撤退などにより中心市街地としての活力が低下しており、賑わいの喪失など広域的な視点での本市の中心性の維持に関わる大きな課題となっています。

【小売業商店数・従業者数・販売額の推移】



	小 売 業		
	商店数 (店)	従業者数 (人)	販売額 (百万円)
昭和 54年	1,730	5,583	68,490
昭和 57年	1,741	5,906	81,110
昭和 60年	1,649	5,777	92,505
昭和 63年	1,639	6,187	98,904
平成 3年	1,587	6,039	122,731
平成 6年	1,517	6,702	124,534
平成 9年	1,452	6,665	130,261
平成 11年	1,413	7,084	120,498
平成 14年	1,251	6,602	103,109
平成 16年	1,168	6,612	106,034

資料：商業統計

## 4. 関連計画での位置づけ

### (1) 第5次首都圏基本計画（平成11年3月）

#### ○関東東部地域

- 都市的な活力と田園的な魅力を兼ね備えた自立性の高い地域の形成
- 広域連携拠点と地域の拠点の連携（首都圏における大環状連絡軸）
- 交通体系の強化、商業・業務・研究開発等の集積

### (2) 新茨城県総合計画（平成18年3月）

#### ○南部広域連携施策の展開方向

- 東京圏との交流拡大等を通じた躍動する都市軸の形成
- 最先端の科学技術や素材産業の集積を活かした我が国を代表する産業地域の形成
- 新鮮、安全で多様な消費者ニーズに応え、日本の食を支える食料供給基地の形成
- 筑波山や霞ヶ浦、伝統、スポーツ等の恵まれた地域資源を活かした首都圏を代表する観光・交流空間の形成

#### ○県西ゾーン

- 地域づくりの方向  
地場産業の振興、地元産品等と歴史的な街並みを一体的に活用した観光地づくりの推進  
筑西幹線道路、北関東自動車道等の整備効果を活かした流通・業務拠点の形成
- 施策展開の方向  
日本を代表する大規模野菜産地と活力ある産業拠点の形成  
田園空間と都市機能が調和した快適な都市圏の形成  
つくばエクスプレスと自然、歴史・文化を活かした交流空間の形成

### (3) 第四次筑西広域市町村圏計画（平成13年3月）

「自然・文化・活力が融合して、安全で安心して暮らせるまち：筑西」

- 中核的都市整備ゾーン：下館市街地
- 副次都市整備ゾーン：川島・関城・明野・協和市街地

### (4) 筑西地方拠点都市地域基本計画（平成18年3月）

#### ○目指すべき将来像

「活力に満ちた、首都圏の生活・文化・産業新拠点」

#### ○整備の基本方針

- 高次都市機能の集積化と多様な都市的サービスの提供
- 産業の振興と多様な就業機会の提供
- 豊かさが実感できる生活・居住環境の提供
- 地域の骨格道路など交通体系の整備・充実
- 人材育成機能の強化

## 第3章 市民の計画づくりへの参画

### 1. 市民アンケート調査

筑西市総合計画の策定にあたり、市民のまちづくりに対する意向や要望、まちづくりへの参加意向などを把握することを目的に、市内在住の20歳以上の住民2,000人（無作為抽出）を対象にアンケート調査を実施しました。

実施期間：平成17年11月8日～11月30日

有効回収数：891票

回収率：44.6%

### 2. 市民まちづくり会議からの提言

「市民まちづくり会議」は、筑西市総合計画の策定にあたり、筑西市全体のまちづくりについて分野別の検討を行うために市民100人で組織したものです。

平成18年2月から8月にかけて健康福祉部会・都市環境部会・教育文化部会・産業観光部会・住民自治部会の5部会に分かれ、それぞれの分野におけるまちづくり課題について協議・検討を行い、市民の視点から総合計画への提言をいただきました。

### 3. 市民地域づくり会議からの提言

「市民地域づくり会議」は、筑西市総合計画の策定にあたり、地域の意見を反映した計画となるよう、地域住民の立場から研究、意見交換等を行うため市民140人で組織したものです。

平成18年2月から8月にかけて中学校区ごとに7部会に分かれ、それぞれの地域の特色を活かした地域づくりについてワークショップ方式で協議・検討を行い、市民の視点から総合計画への提言をいただきました。

### 4. 各種団体からの意見・提案書の提出

市内の各分野で活動している各種団体に対して、団体活動の視点から総合計画策定にあたり、意見・提案を募集したところ78団体から提出がありました。

### 5. 住民懇談会の開催

総合計画基本構想の策定過程において、その案について広く市民の意見を聞くために9月から10月にかけて市内5箇所で開催しました。

### 6. パブリックコメントの実施

総合計画基本構想の策定過程において、その案についての意見を広く市民の方から求めるため9月から10月にかけてパブリックコメントを実施しました。

## 第4章 時代の潮流と課題意識

### 1. 時代の潮流

#### (1) 人口減少と急激に進む少子高齢化

我が国では、平成17年に戦後初めて総人口が減少に転じるなど、世界的にも例を見ない速さで少子高齢化が進行しています。少子・高齢社会は、経済成長の鈍化や消費の減退、社会保障負担の増大などのほか、人口の偏在や地域コミュニティの弱体化など、社会のあらゆる分野に深刻な影響を及ぼしています。

このような中において、関東地方では、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の人口が増加しているほか、バブル崩壊後の地価下落や規制緩和等による民間主導の都市開発などにより、近年、住宅、オフィス等の都心回帰の動きが目立っています。一方、都市部に比し地方は急激な人口減少や高齢化が見られ、今後、人口の偏在は一層進むものと考えられています。地方における生産年齢人口の相対的減少は、地域の活力を減退させ、生活基盤そのものの存続が困難になる懸念もあります。

#### (2) 脅かされる安全・安心

私たちは、経済の発展や科学技術の進歩により、たいへん豊かな日常生活を享受しています。しかし、近年、身近なところで安全・安心な暮らしを脅かす事件などが発生しています。

子どもたちを狙った事件をはじめとする犯罪が頻発するなど、治安状況は悪化していると言わざるを得ませんし、アスベスト問題への対応も急務となっています。また、牛海綿状脳症(BSE)問題、病原性大腸菌O-157による食中毒の発生など食の安全に対する認識、重症急性呼吸器症候群(SARS)、高病原性鳥インフルエンザなどの感染症にも無関心ではいられない状況にあります。さらに、不安定な国際情勢により、わが国においてもテロなどへの対応を余儀なくされています。

#### (3) 環境問題への対応

地球規模で進む温暖化、廃棄物や化学物質への適切な対応などといった環境問題は、対応を誤れば将来に大きな禍根を残すこととなります。21世紀は環境の世紀と言われており、今、持続可能な社会づくりの構築に向けた一体的な取組みが急務となっています。

少子高齢化の状況にあっても、単独世帯の増加などにより、1人あたりのエネルギー消費量やごみ排出量は増加する傾向にあるほか、自動車依存率の高まりは、結果として二酸化炭素排出量の増加をもたらす、都会ではヒートアイランド現象が深刻になっています。

今後、総人口は減少していく見込みですが、世帯構成やライフスタイルの変化などによって環境への負荷は増大する可能性があることから、国民的プロジェクト「チームマイナス6%」やクールビズ、3R運動<sup>(※)</sup>への取組みなど、日常生活から発生する環境負荷を低減することが求められています。

※ 3R運動……リデュース（廃棄物の発生抑制）  
リユース（再使用）  
リサイクル（再資源化）

#### (4) 格差社会への対応

パート労働者やフリーターの増加など若年者を中心に見られる就業形態の多様化は、同じ世代における大きな所得格差を生んでいるほか、都市部と地方では所得の格差も拡大する傾向にあります。

また、都市部を中心に交通・情報基盤が整備されてきたことから、地方においては、生産年齢人口の流出によるコミュニティの弱体化などの地域間格差の問題が発生しています。

これに対応するため、チャンスにあふれ努力した人が報われる再チャレンジが可能な社会づくりが求められています。

#### (5) 広域交流の活性化と都市間競争の激化

グローバル化の進展や情報通信技術（IT）の進歩、交通基盤の整備などにより、現代社会は、人・もの・情報が境目なく行き来するボーダーレス社会へと変質しています。産業活動においても、インターネット取引の拡大やコールセンターの地方移転など、立地場所を問わない事業展開が拡大を見せています。この傾向は今後も続くと見られ、人口、就業、観光など多くの分野で都市間競争は激化の一途をたどっています。

また、2007年以降には団塊の世代が大量に定年退職を迎えることから、これらの人々の動向が地方のまちづくりにも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

#### (6) 市町村合併と地方分権型社会の進展

平成12年の地方分権一括法の施行によって地方分権が進み、中央集権的であった国と地方の関係が対等・協力の関係に移行しました。

市町村においては、「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併が全国で展開され、平成11年3月末に3,232であった市町村数は、平成18年4月には1,820へと減少しました。茨城県においても、平成5年4月に87あった市町村数が、平成18年4月には44へと概ね半分になりました。

市町村では、住民に最も身近な行政組織として、より充実したサービスを提供し、新しい自治体での一体性を持った地域づくりが進められています。今後、真の地方分権型社会を形成していくため、地方公共団体においては、財政基盤を強化し、政策形成能力を高め、自己決定・自己責任の下、多様化・高度化する行政課題に適切に対応していくことが求められています。

## 2. まちづくりの課題

市民の生活圏の広域化に合わせたまちづくり、地方分権への対応、多様な住民ニーズに応えるための行政能力の充実、高齢化を支える人的・財政的な基盤の強化などを見据え合併による新たなまちづくりをスタートした筑西市ではありますが、合併して間もない状況のなかで、新市としての一体性の確保など様々な課題を抱えています。

そこで、筑西市としての最初の総合計画を策定するにあたり、まちづくりの基本的な課題を次のとおり設定します。

### (1) 自立的で創意あふれる協働のまちづくり

自立的で魅力ある地域コミュニティを支え、これからの地域づくりを実践していくためには、市民一人ひとりが積極的に地域に関わり、地域や行政と協力して取り組んでいくことが重要であります。このため、市民・NPO・ボランティア団体・事業者など様々な人の参加を促しながら、課題の解決や魅力ある地域づくりに向けた市民と行政の協働のまちづくりを推進していく必要があります。

一方、地方分権時代に対応するためには、自らの意志と責任において地域づくりを推進する自立的な力を高めていく必要があります。そこで、行政としては、財政基盤の強化を図るため、一層の行政改革を推進する必要があります。

また、インターネットや広報紙などを活用した市民が求める的確な行政情報の提供や市民ニーズを把握するための広聴活動を推進することにより、市民サービスの向上を図る必要があります。

### (2) 産業の振興と交流人口の拡大によるまちづくり

停滞する商業活動などの産業活動を回復し、筑西市が県西地域における拠点となる地域であり続けるためには、これまでの産業集積をさらに拡大・充実させ、雇用の場を確保するとともに、日常生活を支える利便性を向上させることが必要です。

また、本市が全国有数の農業都市であることを活かし、農業の新たな価値を発掘し、地域に根ざした交流型産業を創造するなど、新しい産業の振興を図ることが必要です。

一方、観光などによる交流人口の拡大は、人口の定住化を促すことにもつながることから、市内に数多く存在する地域資源を積極的に活用し、魅力的な地域の形成に努める必要があります。

### (3) 安心して子どもを生み、生涯を暮らすことができるまちづくり

住み慣れた地域で、自立的にいきいきと暮らし続けることは誰しもの願いです。年齢、性別や障害などに関わらず、全ての市民が生きがいを持ち、社会に参画し、支え合いながら必要な時に必要な支援が得られる地域社会を築いていくことが大切であり、健やかな暮らしの基礎となる健康の維持・増進に向け、健康の自己管理意識の高揚や医療の確保などを進めることが必要です。

また、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を進めるとともに、地域全体が協力して相互に支え合うしくみを創っていくことが求められています。

#### (4) 明日を拓く人材を育成し、生涯学習を推進するまちづくり

少子高齢社会や国際化の進展など子どもたちを取り巻く環境の変化に対応し、生きる力、確かな学力、豊かな心、優しさ、たくましさをも身につける一人ひとりの個性を大切に育む教育がますます重要になっています。

また、いじめ、不登校やひきこもりの発生など青少年を取り巻く状況が厳しさを増す中、家庭や地域で子どもたちの成長を温かく見守り、自立性や社会性を育てていく教育力を高めていくことの重要性が増しています。

一方、市民が求める様々なライフステージに対応した生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動については、学習・活動機会やそれを行う施設の提供などの環境整備が求められており、併せてそれらを指導する人材の育成も必要となっています。

また、本市の豊かな自然・歴史とそこで繰り広げられてきた先人の営み、脈々と継承されてきた郷土芸能やお祭りなどの行事は、郷土への誇りと愛着を育み、新たな市民文化を創っていく基礎となるものであり、市民共有の財産として大切に保存していく必要があります。

#### (5) 豊かな自然環境を活かしたまちづくり

筑波山を望む美しい景観は何物にも代え難い本市の財産です。また、豊かな自然、田園や集落の環境、歴史ある街並みなどは次の世代に引き継いでいくべき貴重な資源であるとともに、将来のまちづくりにおける大切な資源でもあります。これらの豊かな自然環境や生態系を守り、共生していくことが市民と行政に課せられた大きな課題であります。

豊かでいきいきとした暮らしが実現できるよう、景観と環境に最大限の配慮を払いながら、計画的な土地利用を推進し、交通環境、生活基盤などの都市基盤の整備を進めていくとともに、災害や防犯などの対策を市民と行政の協働の下に推進し、快適で機能的な、そして安全・安心な地域社会を創っていく必要があります。

## 第2部

---

# 基本構想



## 第1章 筑西市の将来像

### 1. 将来都市像

筑西市の将来都市像を次のとおり設定し、市民との協働のまちづくりを進めながらその実現を目指します。



筑西市には、これまで市民が守り育ててきた大切な資源があります。鬼怒川・小貝川などの河川や筑波山を望む美しい景観、小栗判官まつりなどの市内に伝承される伝統行事、板谷波山をはじめとする優れた文化人を育ててきた風土、関城跡や新治廃寺跡などの史跡は、市民の誇りであり、次の世代に引き継いでいくべきものであります。これらの資源や特性を活かし、新たな産業やライフスタイルを創造し、その魅力を発信することにより、市民個々の個性や能力が発揮でき、ふれあいや交流が促進される、真に豊かで魅力にあふれるまちづくりを進めていきます。

将来の筑西市は、市民の安心な暮らしを支える福祉・医療体制が整備されるとともに、子どもたちの学習環境や育児環境が整い、すべての市民が地域の歴史や文化を学び大切にし、交流やスポーツ・レクリエーション活動が盛んな活気あるまちとなります。また、北関東・新潟地域連携軸<sup>※</sup>を形成する拠点都市として、基盤整備がなされ活発な産業活動が展開されるとともに、良好な自然環境や景観が保全され、農業を核とした豊かな実りに満ち、それらが市民生活と共生し、四季折々の魅力にあふれるまちとなります。

一方、本格的な地方の時代にあって、これまでの蓄積を活かしながら社会の変化に適切に対応し、誇りと愛着を持って住み続けることができるよう、市民と行政が連携・協力して自ら考え行動する自覚と責任ある地域づくりを進めることによって、21世紀に輝く筑西市を創っていくことができると考えています。

※ 北関東・新潟地域連携軸：茨城県・栃木県・群馬県・新潟県の国道網・鉄道網等の沿線上の24市町村で協議会を組織し、広域的な地域相互の交流等を展開している。(茨城県からは水戸市・ひたちなか市・笠間市・茨城町・筑西市が加入)

## 2. まちづくりの目標

将来都市像の実現を目指して、筑西市におけるまちづくりの目標を次のとおりとします。

### (1) 連携と協働で進めるまちづくり

これからのまちづくりには、市民、地域、団体、企業、行政など多様な主体が連携・協力して地域づくりに取り組むことが必要であり、協働のまちづくりを進めるとともに、誰もが尊重され、個性や能力を十分に発揮することができる社会を創っていきます。特に、女性や高齢者をはじめとする意欲ある人材の参加、活躍を促進します。

また、交通・情報通信基盤などの整備により、市民の生活圈・交流圏が拡大していることから、暮らしを楽しく豊かなものにする様々な交流を推進します。

さらに、効率的で、開かれ、信頼される行財政運営に努め、市民が誇りを持ち、安心して住み続けることができる自立的なまちを創ります。

### (2) 豊かさを育む産業と観光のまちづくり

地域の活力を再生し、新たな発展へと導いていくためには、地域が持つ魅力を活用し、高めていくことが重要であり、歴史・文化・自然環境・景観など、市の誇る資源のより一層の活用を図り、新たな交流と活力につながる産業の創出に努めます。

特に、市の誇る農産物や田園環境を活かした新たな農業の戦略的な展開、高齢社会に対応した豊かで質の高い商業の振興、筑波研究学園都市に隣接する地理的優位性や広域交通ネットワークの整備などを活用した企業立地の促進など、地域に根ざし、持続的な発展につながるバランスのとれたまちづくりを推進します。

### (3) 健やかに安心して暮らせるまちづくり

市民が住み慣れた地域で生涯にわたって生きがいを持った健やかな暮らしができるよう、健康づくりへの支援や医療体制の整備などに努めるとともに、市民と行政とが協力しながら、必要な支援を適切に受けられる人に優しい地域づくりを推進します。

また、少子化が深刻さを増す中で、市民が安心して子どもを産み、健やかに伸び伸びと育てられる環境の形成に取り組みます。

そして、行政と市民、NPO、ボランティア団体、事業者などが役割を分担しながら連携・協力して、地域で支え合うしくみづくりを進め、暖かさや優しさに満ちた健康と福祉のまちを創出します。

### (4) いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり

国際化教育やIT教育など社会の要請に対応した教育を推進するとともに、学校と地域社会が連携して、郷土を知り、郷土を愛し、心豊かでいきいきと伸びやかに育つ次代を担う人づくりを進めます。

また、市民の生涯学習意欲の高まりに応えるために指導者の育成と学習機会の創出に努め、公民館・図書館・美術館などの生涯学習施設の利用環境の整備を進めます。

スポーツについては、市民が気軽に健康づくりに取り組めるようスポーツ・レクリエーションの普及に努め、公共のスポーツ施設を快適に利用できるよう、環境整備を進めます。

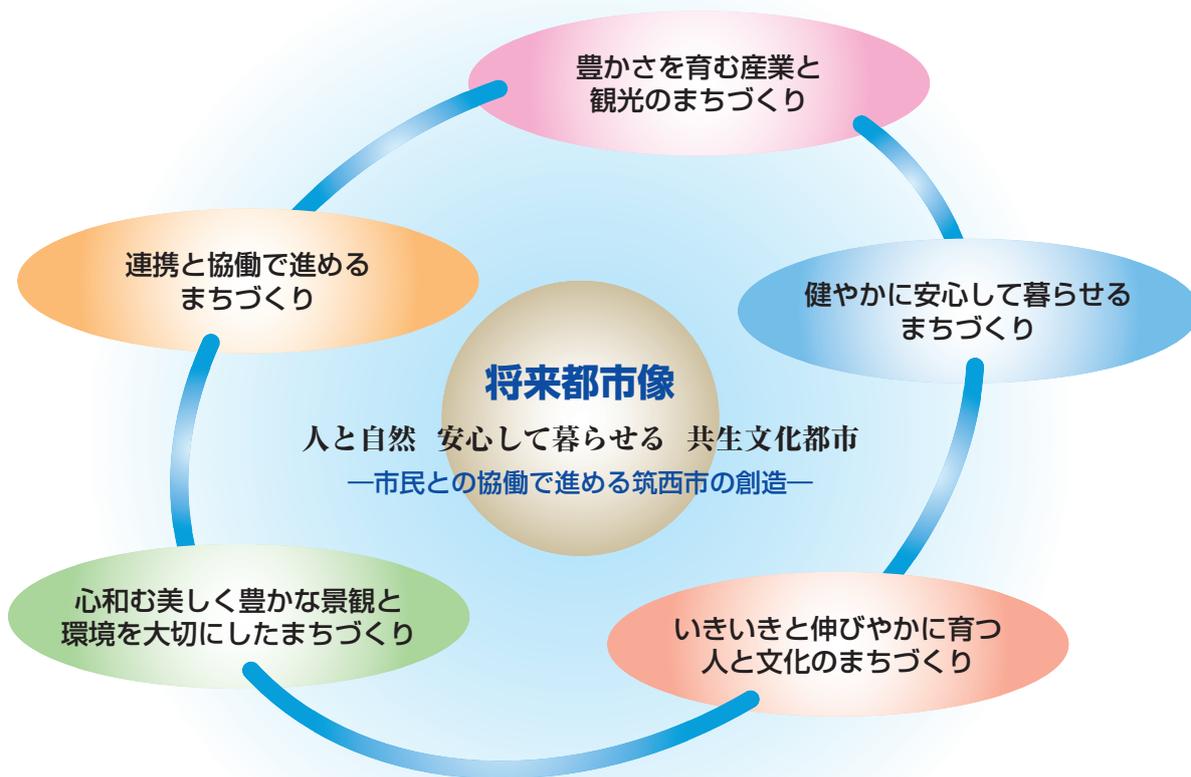
また、文化財などを保存・継承・活用するとともに、市民の自主的な文化活動を支援し、歴史と伝統に根ざした新たな市民文化の創造や幅広い情報発信を推進します。

### (5) 心和む美しく豊かな景観と環境を大切にしまちづくり

水と緑に囲まれた豊かな自然環境の保全に努めるとともに、市民が誇れる美しい景観を活かしたまちづくりを進め、次の世代に確実に引き継いでいきます。

また、景観や自然環境に最大限の配慮を払いながら、計画的・効率的な土地利用に努め、市民生活に直結する交通環境や生活基盤の整備を推進し、快適な生活環境を確保します。

さらに、市民と行政の協働により、交通安全や防災・防犯などの対策を強力に推進するとともに、循環型社会の形成に向けた取組みを進め、自然や歴史・風土と共生した安全で快適な心とむ生活環境を創出します。



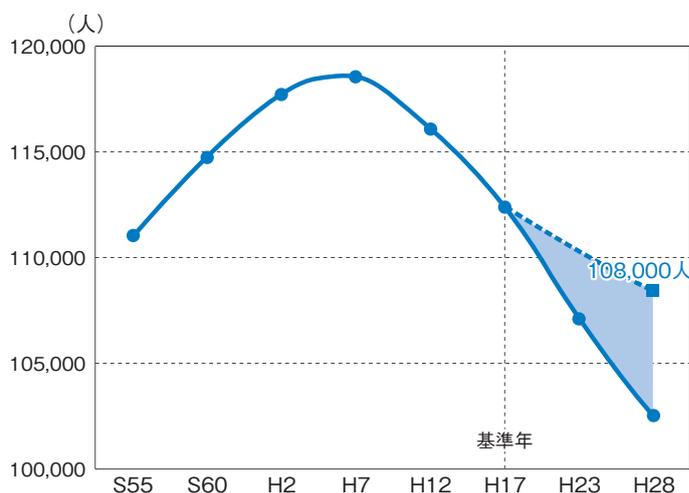
### 3. 人口フレーム

**平成 28 年の総人口 108,000 人**

筑西市の人口は、平成 7 年の 118,078 人を境にして、減少傾向が続いています。この人口減少は、自然動態による減少だけではなく、転出者の増加による社会減も大きな要因になっていると考えられます。

出生数の急激な増加は期待できない状況にあり、人口減少の傾向は今後も進むものと推測されます。

筑西市では、総合計画の期間中に企業立地や産業集積の促進を図るとともに、市民が誇りを持って住み続けられるまちづくりによる定住人口の確保などによって社会減を食い止め、平成 28 年の将来人口は 108,000 人程度になるものと想定します。



		平成 12 年 国勢調査	平成 17 年 国勢調査	目標年次 (平成 28 年)
総人口		116,120 人	112,581 人	108,000 人
三層区分	0～14 歳	17,769 人	15,908 人	14,700 人
		15.3%	14.1%	13.6%
	15～64 歳	77,186 人	73,146 人	66,100 人
		66.5%	65.0%	61.3%
	65 歳以上	21,102 人	23,521 人	27,200 人
		18.2%	20.9%	25.2%

推計人口は、平成 7 年以降の人口減少傾向及び近年の少子高齢化の進行などを踏まえ、転出・転入による社会動態を考慮したコーホート法推計値に第 2 次産業ではつくば明野北部工業団地への企業立地による定着人口、第 3 次産業では中心市街地の活性化や 50 号沿道等への商業集積、各地域の第 3 次産業振興による定着人口を加えて算出したものである。

## 4. 土地利用構想

### (1) 土地利用の基本的な考え方

筑西市は、豊かな自然や田園環境の中で、県西地域の中心としてのまちづくりを進めていますが、人口減少社会を迎えた今日、ますます激しくなる都市間競争に対応するとともに、市独自の魅力と活力を育み、市民が愛着と誇りを持って住み続けることができるよう、暮らしを支える土地利用を進めます。

筑西市は、市民にとって住みやすく、訪れる人が魅力を感じられるような土地利用を進めるため、次の4つの基本的な考え方に沿って土地利用構想を策定します。

#### ① 地域の土地や環境を学び活かす

これまで先人たちが守り育ててきた土地の利活用や環境を皆が学び、その良さや課題を共有することにより、市民だれもが豊かさを実感できる暮らしやすい土地利用を重視します。

#### ② 共生の観点からの土地利用を管理する

自然環境と市民生活とが互いに関わり合い「共生」することを基本に、皆が共有できるルールとシステムづくりを進めます。地区計画制度や条例、協定などを活用し、守るべきところは守り、活用すべきところは適正な活用を促すといった、住民本位のきめ細かな土地の利用・管理を進めます。

#### ③ 個性を重視した都市空間を創る

自然や田園、歴史、文化など地域の特性を尊重し、各地域の「らしさ」を重視した美しく質の高い都市空間の形成を図ります。

#### ④ わかりやすい街並みや景観を形成する

活動しやすく、わかりやすい街並みの形成を促進するとともに、個性的で良好な景観を保全するため、広く市民と街並みや景観に対する考え方の共有を図り、「美しい」、「品格のある」都市空間の創造を推進します。

### (2) 土地利用構想

#### ① 土地利用構想

本市における基本的な土地利用構想を次のとおり定め、魅力と活力にあふれたまちづくりを進めます。

##### ○ 中心市街地ゾーン

下館駅周辺地区を中心市街地ゾーンとして位置づけ、行政、芸術文化、商業、業務、交流などの都市を形成する中枢機能の重点的な集積を図ります。

### ○地区拠点ゾーン

主要な既成市街地等を地区拠点ゾーンとして位置づけ、地域の商業等の生活利便を維持するとともに、多様な交流の場としての拠点性を高め、それぞれの地域における活力の創造をリードします。

### ○工業・物流ゾーン

既存工業団地やつくば明野北部工業団地を工業・物流ゾーンとして位置づけ、産業構造の変化を踏まえた産業・技術の高度化や新産業の創造、さらに地域の活力を生み出す地域共生型の新たな産業の振興などを促進します。

### ○緑・文化・交流ゾーン

県西総合公園、下館運動公園などの運動施設や、生涯学習センターや教育文化センターなどの文化施設、鬼怒川の水辺や協和の杜公園などの自然・緑とふれあう空間を緑・文化・交流ゾーンとして位置づけ、市民や来訪者の憩いやふれあい、スポーツ、レクリエーション等の場として、その環境や機能の整備、充実を図ります。

### ○田園生活ゾーン

自然や田園環境に恵まれた地域を田園生活ゾーンとして位置づけ、豊かな環境の恵みを楽しみ、ゆとりある暮らしを創造していく地域とします。

## ② 骨格的な交通網の配置方針

都市拠点の形成や市民の生活や活動、産業活動等を支える都市基盤として、JR 水戸線をはじめとする公共交通の充実を図るとともに、環状道路と放射道路からなる骨格的な道路網の形成を目指します。

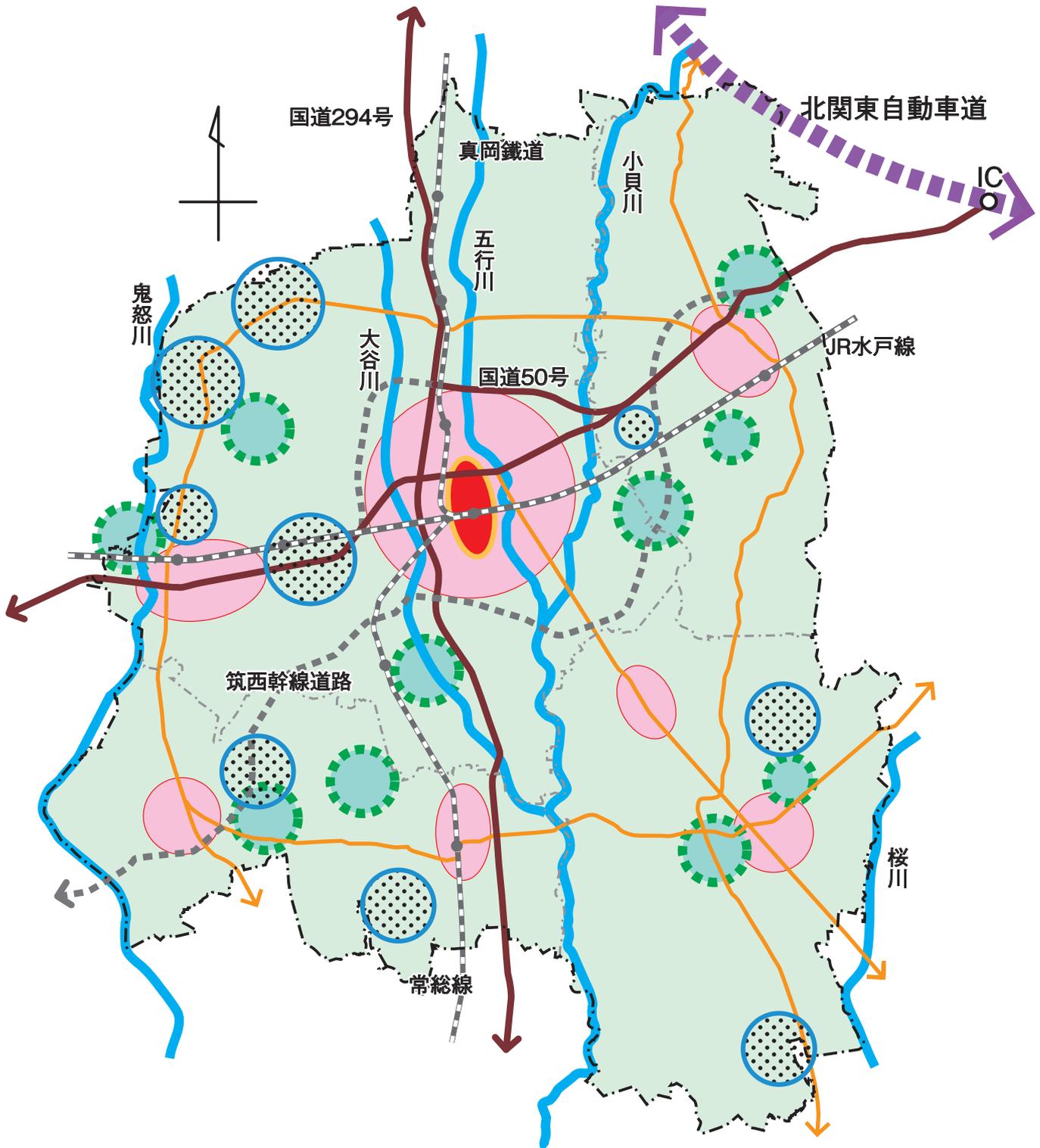
### ○環状道路

中心市街地ゾーンを取り囲む地区拠点ゾーンの外周にある内環状の道路と各地区の生活交流拠点となっている地域を連絡する外環状の道路により構成し、市内移動の円滑化と均衡ある発展・交流を促進します。

### ○放射道路

市を東西に貫く国道 50 号や南北の基幹道路である国道 294 号、つくば市と連絡する主要地方道筑西・つくば線、さらに、整備中の筑西幹線道路を広域的な道路軸として位置づけ、広域的な交流を支える基盤として整備を促進します。

土地利用構想図



凡 例					
	中心市街地ゾーン		高速道路		鉄 道
	地区拠点ゾーン		国 道		河 川
	工業・物流ゾーン		主な県道		
	緑・文化・交流ゾーン		整備済路線		
	田園生活ゾーン		整備中・整備予定		

## 第2章 施策の大綱

### 1. 連携と協働で進めるまちづくり

- (1) 地域コミュニティの育成
- (2) 市民参加による協働のまちづくり
- (3) 人権の尊重と男女共同参画社会づくりの推進
- (4) 情報公開と市民サービスの向上
- (5) 多様な交流の促進
- (6) 効率的な行財政運営の推進

### 2. 豊かさを育む産業と観光のまちづくり

- (1) 地域資源を活かした交流型産業の創出と観光の振興
- (2) 魅力と個性のある農業の振興
- (3) にぎわいを生む魅力ある商業の振興
- (4) 持続的成長が可能な工業の振興

### 3. 健やかに安心して暮らせるまちづくり

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 子どもを生き育てやすい環境の整備
- (3) 安心して暮らせる福祉サービスの充実
- (4) 地域福祉の推進
- (5) 社会保障制度の運用

### 4. いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり

- (1) 生涯学習の充実
- (2) 子どもの能力を伸ばす教育の充実
- (3) 地域で進める青少年の健全育成
- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) 地域文化の振興

### 5. 心とお美しく豊かな景観と環境を大切にしまちづくり

- (1) 自然環境の保全と景観づくり
- (2) 地域環境を守る循環型社会の形成
- (3) 計画的土地利用と市街地の整備
- (4) 交通環境の整備
- (5) 生活基盤の整備
- (6) 安全・安心なまちづくりの推進

## 1. 連携と協働で進めるまちづくり

### (1) 地域コミュニティの育成

#### ① 地域コミュニティの育成

自治会をはじめとする地域コミュニティの自主的な活動を支援するとともに、コミュニティリーダーの育成などを通じて地域コミュニティの活性化を図り、市民皆で取り組む地域自治を推進します。

市民が日常的にふれあい・話し合いのできる環境を整備し、全ての世代が地域活動に参加することを通じて、地域の連帯感や地域づくりの担い手としての意識や責任感を醸成します。

### (2) 市民参加による協働のまちづくり

#### ① 市民参加の推進

市民のまちづくりへの参画意識の啓発を図るとともに、自治会活動の活性化やボランティア団体、NPO 法人の育成などを通じて多様な主体が協働して行う市民参加のまちづくりを進めます。

#### ② 協働のしくみづくり

市民、ボランティア団体、NPO 法人など多様な市民活動に対する行政の支援や行政との適切な役割分担のあり方などの検討を行い、協働によるまちづくりのための基本ルールづくりを進めます。

### (3) 人権の尊重と男女共同参画社会づくりの推進

#### ① 人権の尊重

市民の人権意識の一層の高揚を図り、一人ひとりが社会の対等な構成員として人権が尊重され、意欲ある市民がその個性や能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

#### ② 男女共同参画の推進

男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、その人の個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の早期実現を目指します。家庭や職場などのあらゆる場面での性別による固定的な役割分担意識を解消し、政策や方針決定の場への女性の登用、子育てや介護等に係る環境整備を図り、配偶者からの暴力など女性問題解決に向けた相談などを行い、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを推進し、意識の改革に積極的に取り組みます。

### (4) 情報公開と市民サービスの向上

#### ① 情報公開と広報・広聴活動の充実

個人情報の保護に十分配慮しながら広報紙やインターネットなどを活用した市民にわかりやすい情報提供を積極的に進め、市民の市政に対する理解を促進するとともに、情報公開制度の適切な運用を図り、透明性の高い開かれた市政を推進します。

また、まちづくりに関する学習機会の提供に努めるとともに、市民の声を聴く手法の多元化など広聴活動を充実し、市民のニーズの把握に努めます。

## ② 市民サービスの向上

市民と行政が適切な役割分担に基づき協働してまちづくりを進める観点から市民サービスの適正化を促進するとともに職員の意識改革や研修などを通じた能力開発を図り、コンプライアンス（法令遵守）と説明責任を果たしながら、市民の視点に立ったわかりやすい市政を推進します。

## (5) 多様な交流の促進

### ① 市民交流の促進

個人の価値観が多様化する中、個性を認め合いながら市民が連帯して地域づくりを進めるため、伝統的な祭りや各地域の行事などを継続していくとともに、市民同士の交流拡大に向けて積極的に活用していきます。

### ② 都市・地域間交流の推進

交通・情報通信基盤の整備を活かし、筑西市の個性的で魅力的な文化や芸術、スポーツなど多様な分野での交流の場や機会を創り、友好都市交流をはじめとした都市・地域間交流を推進し、交流人口の拡大を図ります。

### ③ 国際交流の推進

国際化の進展を受け、国際交流団体などと連携して地域における外国人との交流機会を提供するなど市民ベースでの国際交流を推進し、外国文化と日本文化の相互理解を促進するとともに、市民の国際感覚を高めていきます。

## (6) 効率的な行財政運営の推進

### ① 効率的な行財政運営の推進

社会経済情勢に適切に対応し、複雑多様化する行政課題に適切に対処するため、限られた人材・財源・地域資源を最大限活用し、市民と行政の知恵と工夫を結集して、効果的・効率的な行財政運営を進めます。

また、行政評価システムを積極的に運用し施策や事務事業の見直しを行うとともに、自主財源の確保や効率的な経費の執行、組織機構の見直しなど、徹底した行財政改革を推進します。

さらに、職員の意識改革や政策立案・調整能力の向上を図り、柔軟で合理的な市政の推進体制を確立します。

### ② 広域行政の推進

合併や交流の拡大に伴い、多様化・高度化する住民ニーズに適切に対応していくため、広域行政を効果的に活用するとともに、一層の効率化を図ります。

## 2. 豊かさを育む産業と観光のまちづくり

### (1) 地域資源を活かした交流型産業の創出と観光の振興

#### ① 交流型産業の創出

筑西市の魅力や暮らしの豊かさを育んできた多様な地域資源を有効に活用するとともに、それらを高め、相互に連携することにより、地域に根ざした新たな産業づくりに努めます。

特に、市の特徴である田園環境や農産物の魅力を最大限に活用し、事業者等との連携による新たな加工品の開発や流通ルートの開拓、特産品を総合的に販売することができる拠点等の整備を進めます。

また、豊かな自然環境を体験学習やレクリエーションの場として利用し、都市部の住民に関心の高まっている二地域居住やグリーンツーリズムの受け皿となる農村環境の整備などを進め、農業の恵みを人と人が交流する地域づくりに積極的に活かしていきます。

#### ② 観光の振興

筑波山の美しい景観をはじめとする市の個性をアピールし、首都圏に近接しつつも自然豊かな暮らしが息づく美しい筑西市の姿を幅広く発信することにより、交流人口の拡大を図ります。

また、市内に存在する多様な観光資源の開発と活用を進め、近隣市町村との連携を取りながら広域的な観光を振興する体制を整備し、観光客の誘致を図ります。

### (2) 魅力と個性のある農業の振興

#### ① 農業の振興

市の基幹産業である農業の活性化を図るため、優れた農産物と豊かな田園環境を活かし、筑西市ならではの魅力ある農業の育成を戦略的に進めます。

特に、効率的で安定的な農業経営を図るためのほ場整備など農業生産基盤の整備、豊かな暮らしを支えるため農村の生活環境整備を推進するとともに、担い手や生産組織の育成を促進します。

また、新技術の導入などにより安全で質の高い農産物の生産基盤・経営基盤を維持するとともに、特産物のブランド化や新たな農産物加工品の開発などによる高付加価値化を進め、積極的なPR活動を展開することにより販路の拡大を図ります。

さらに、耕畜連携の土づくりやバイオマスを活用した環境負荷の少ない循環型農業の推進などを通じ、安全で安心な農産物を供給するとともに、地産地消や食育などを促進します。

### (3) にぎわいを生む魅力ある商業の振興

#### ① 商業の振興

下館駅周辺を中心市街地においては、行政、文化・芸術、商業、業務などの都市機能の集積や市街地再開発を踏まえた魅力ある商店街づくりを促進し、様々な出会いとふれあいを育むもてなしの空間づくりを進めます。

一方、地域の既存商店街にあっては、市民の生活利便を支える機能を高めるとともに、地域が取り組む交流拠点の整備を支援するなど活性化を図ります。

また、大型商業施設については、広域的な交通体系の整備や市民の消費行動の動向を注視し、周辺環境との調和に配慮しながら、適切に対応します。

## (4) 持続的成長が可能な工業の振興

### ① 工業の振興

環境と調和し、市民の豊かさにつながる持続的な産業活動の振興を図るため交通基盤整備や社会経済の動向を見極めながら、筑波研究学園都市に隣接する地の利を活かし、研究開発、流通などの企業立地を推進します。

また、事業所間の交流や新産業の創出支援を行う関係機関や大学等との連携を進めるとともに、企業の技術開発や新製品開発などへの取組みを支援します。

さらに、地域の特産品を使った製品開発などにより市内の中小企業振興を図るとともに、地域共生型の事業展開を支援します。

### 3. 健やかに安心して暮らせるまちづくり

#### (1) 健康づくりの推進

##### ① 健康づくりの推進

誰もが生涯にわたって健やかに暮らしていくことができるよう、「健康増進計画」を策定し、総合的な健康づくりを推進します。また、生活習慣の改善やスポーツへの参加をはじめとした健康づくり意識の高揚や自己管理意識の啓発、市民が自発的に行う健康づくり活動などの支援に努めます。

##### ② 保健・医療・福祉の連携

市民が適切な医療を受けることができるよう、市民病院の運営改善を進めるとともに、健康診断の充実、ホームドクターから高度医療機関までの連携を強化するなどして、地域の医療体制の強化を図るとともに医療機関のネットワーク化などによる救急医療体制の充実を図ります。

また、市民の健やかな暮らしを守るため、医療機関や福祉機関、健康関連施設、健康づくりの市民団体などの連携を強化していきます。特に、個人の能力に応じた適度な運動や正しい食生活の指導などを通じた介護予防対策を推進するとともに、健康や生きがいづくりについて学ぶ機会の充実など、市民一人ひとりの自主的な健康づくりを支援します。

#### (2) 子どもを生き育てやすい環境の整備

##### ① 子育て支援対策の充実

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、大切にされ、伸びやかに育つことができるよう、安心して子どもを生き、育てることができる環境を整備します。

「次世代育成支援行動計画」などに基づく保育サービスの充実や、地域子育て支援センターを活用した親への子育てサポートなど子育て世代の多様なニーズに対応したきめ細やかな子育て支援体制の充実強化に努めます。

また、地域全体で子育てを支援し、子育てに夢を持てる地域づくりに向けた取組みを支援します。

##### ② 子ども福祉の充実

すべての子どもたちの健やかな成長を支えるため、子ども家庭相談の充実や専門相談機関との連携を進めるほか、ひとり親世帯の生活安定に向けた支援など、子どもの健全育成に向けた包括的な福祉の増進に努めます。

### (3) 安心して暮らせる福祉サービスの充実

#### ① 高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいを持ち、積極的に社会参加できる地域づくりを進めるため、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防、地域の支え合い、健康づくりなどの施策を推進するとともに、高齢者スポーツの振興、老人クラブやシルバー人材センターなどの生きがいづくり対策を促進します。

また、高齢者に必要なサービスを適切に提供するための人材の育成や地域包括支援センターの充実強化などを図ります。

#### ② 障害者福祉の充実

障害者一人ひとりの能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が実現できるよう、「障害者福祉計画」を策定するとともに、障害者自立支援法制度による障害福祉サービスの提供並びに地域生活支援事業等を推進し、障害者の自立支援に努めます。

また、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインを導入した環境改善等を推進するとともに、ボランティア団体やNPOなどと連携し、雇用促進や外出支援など障害者の社会参加を支援します。

### (4) 地域福祉の推進

#### ① 地域福祉の推進

地域全体での福祉を推進するため、「地域福祉計画」の着実な推進を図るとともに、関係機関と連携しながら様々な課題に皆で取り組み、互いに声を掛け合い、出会いや交流を大切に、あたたかみのある豊かな人間関係の中で安心して笑顔で暮らせる地域福祉の実現を図ります。

また、社会福祉協議会などと連携し、多様な相談への対応を充実させるなど包括的な支援体制を整備するとともに、ボランティア団体やNPOの育成、まち全体に「支えの輪」を広げるネットワーク化など、地域で福祉を支える人材や団体の支援に努めます。

さらに、団塊の世代の人材や地域の集会施設等を活用した自治会活動やボランティア活動の活性化、気軽に立ち寄れる居場所づくりなど地域のふれあい・支え合いなどを通じてあたたかいコミュニティの育成を促進します。

## (5) 社会保障制度の運用

### ① 介護保険制度

介護保険制度についての情報提供に努め、制度の円滑な運用を確保するとともに、要介護状態にある高齢者や介護者の生活の安定を図るため、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、計画的に通所施設等の適正な整備を促進し、介護保険サービスの充実に努めます。

### ② 国民健康保険制度

国民健康保険制度は市民生活を支える重要な医療保険制度であることから、健康づくりの推進を通じた医療費の削減や保険税収納率の向上などにより、制度の健全な運営に努めます。

### ③ 国民年金制度

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上を図るための制度であることから、この制度の円滑な運営のために、社会保険事務所との協力・連携を強化します。

### ④ 医療福祉費支給制度

妊産婦、乳幼児（未就学児）、ひとり親家庭の母子・父子及び重度心身障害者の健康の保持増進を図るため医療費の一部を助成する制度については、これらの方の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、制度の適切な運用を図ります。

### ⑤ 低所得者福祉

生活保護など基本的生活を支える制度については、制度の適正な運用に努めるとともに、相談機能の強化や関係機関との連携などにより対象者の自立支援を進めます。

## 4. いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり

### (1) 生涯学習の充実

#### ① 生涯学習の充実

市民一人ひとりの自ら学び行動する意欲を大切に、生涯学習関係団体を育成、支援するとともに、「生涯学習推進計画」を策定し、新たな地域文化を創造、発信していく生涯学習によるまちづくりを推進します。

また、市民がライフステージに対応した多様な学習活動が展開できるよう公民館講座をはじめとする学習機会を提供するとともに市民一人ひとりが個性や能力を発揮し社会貢献できる多様な参加機会の創出や成果の発表の場づくりを推進します。

さらに、地域交流センター（中央公民館）、生涯学習センター、公民館、図書館、美術館などの生涯学習活動拠点の充実、各施設間の役割分担と連携を図りながら、施設間相互のネットワーク化など市民が利用しやすい環境を整え、施設の有効利用を図ります。

### (2) 子どもの能力を伸ばす教育の充実

#### ① 幼児教育の充実

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期に行われることから、家庭との連携を図るとともに、集団生活の中で基本的な生活習慣や豊かな感性を育てられるよう、幼稚園・保育所（園）との連携と相互補完により、就園環境や施設の充実に努めます。

また、新入学児が円滑に学校生活に適應できるよう、幼稚園・保育所（園）と小学校との連携を強化します。

#### ② 学校教育の充実

豊かな心とたくましく生きる力を持った児童・生徒の育成を図るため、教職員の資質向上を目指した研修を充実させ、創意と活力に満ちた特色ある学校づくりを推進するとともに、情報化教育、地域教育、環境教育、国際理解教育などの社会の変化に対応した教育を推進します。

学校施設については、児童・生徒数の動向に応じた適正配置の検討を行い、施設の老朽化や多様な学習内容に対応する学校施設整備計画に基づき、計画的な整備に努めます。

また、教育相談室の設置やスクールカウンセラー・生活指導員の配置、特別支援教育の充実など児童・生徒一人ひとりの個性に応じた指導を展開します。

さらに、学校給食においては、地元の農産物等を活用した食育に積極的に取り組み、児童・生徒の健全な発育を促進し、併せて、学校給食施設の合理的な運営を図ります。

#### ③ 高等教育機関等との連携

生涯学習やスポーツなどにおいて、高校や養護学校と地域住民が連携した取り組みができるよう関係機関との協力体制の確立を進めます。

また、大学などの高等教育機関との連携を促進し、専門分野に関する学習機会の創出や人材の育成などに努めます。

### (3) 地域で進める青少年の健全育成

#### ① 青少年の健全育成

青少年が地域に親しみと愛着が持てるよう、文化・スポーツ・ボランティアなどの活動を通じ、地域で活躍できる機会の創出に努めます。

また、思いやりの心や社会性など豊かな人間性を備えた青少年を育成するため、青少年育成団体を支援するとともに、青少年グループの自主的な活動を支援します。

#### ② 家庭・学校・地域との連携

地域のつながりを大切にしながら、自然・歴史・文化とのふれあいや体験の機会を通して、家庭・学校・地域が密接に連携・協力して地域の教育力を高め、青少年が健全に学び育つ環境づくりを推進します。

また、地域のボランティアと連携し、子ども安全パトロールを実施するなど、安全安心な教育環境づくりを推進します。

さらに、家庭教育に関する学習機会の創設や地域における取組みを促進し、家庭教育力の向上を目指します。

### (4) 生涯スポーツの推進

#### ① 生涯スポーツの推進

誰もがスポーツやレクリエーションを通して交流や健康づくりを進めるため、体力や年齢など一人ひとりのライフスタイルに応じて気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備を推進します。

また、スポーツ団体との連携を強化し、指導者の育成やニュースポーツ・軽スポーツの普及、スポーツイベントの充実に努めます。

さらに、各種スポーツ施設のネットワーク化を図り、市民が気軽に利用できる環境を整え、施設の充実と有効利用を図ります。

### (5) 地域文化の振興

#### ① 歴史・伝統文化の保全・継承・活用

「筑西市文化財保護計画」を策定するとともに、文化的資産への理解を深め、新たな価値観と融合した豊かな地域文化の創造につなげていくため、貴重な史跡・文化財の保全や地域の伝統文化の保存・継承・活用に努めます。

#### ② 文化・芸術の振興

多くの市民が優れた文化・芸術に親しむ機会を提供するため、美術館などにおける様々な企画展や新能の開催をはじめ、演劇やコンサートなどの文化事業の充実に努めます。

また、市民の自主的な文化活動の支援や各種団体・サークルの育成に努めます。

さらに、文化・芸術のまちづくりへの様々な取組みを通して、市民の文化意識を高め、板谷波山と森田茂の二人の文化勲章受章者をはじめとする多くの芸術家、文化人を輩出した風土にふさわしい文化・芸術を振興し、広く情報を発信していきます。

## 5. 心和む美しく豊かな景観と環境を大切にしまちづくり

### (1) 自然環境の保全と景観づくり

#### ① 自然環境の保全

鬼怒川や小貝川などの河川や平地林など水と緑に囲まれた豊かな自然環境を今後も維持していくため、合理的な土地利用計画に基づき、自然環境の保全に努めるとともに、緑化活動や水質保全活動を推進します。

#### ② 景観づくりの推進

筑波山を望む景観や豊かな自然・田園・集落の環境、歴史ある市街地の街並みなど、本市の風土に根ざし、市民の誇りとなる美しいまちづくり・景観づくりを推進し、都市の再生につながる新たな魅力・活力づくりを市民と行政が一体となって進めます。

また、まちづくりや景観に関する共通認識を育み、心和む田園風景や地域に合った街並みづくりを進めるなど、個性・魅力が際立つ美しい環境・景観づくりに市民とともに取り組みます。

### (2) 地域環境を守る循環型社会の形成

#### ① 循環型社会の形成

省エネルギー・省資源などの環境にやさしいライフスタイルをみんなで実践しながら、ごみの減量化・再資源化、不法投棄防止、廃棄物の適正処理に努めるとともに、市民と行政が一体となって地球温暖化防止対策の徹底など、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図ります。

また、様々な学習・体験の機会などを通して、環境問題に対する市民意識の啓発を図り、鬼怒川・小貝川などの河川環境の整備や里山づくり、まちの美化運動などに市民とともに取り組みます。

### (3) 計画的土地利用と市街地の整備

#### ① 計画的土地利用の推進

緑地等の自然や農地の保全・活用に努めながら、良好な住宅地や商工業用地の整備を図るとともに、健康で文化的な生活環境が確保されるよう、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。そのため、都市計画の基本方針となるマスタープランを策定するとともに、開発については自然環境との調和を基本に適切な規制・誘導に努めます。

また、市内の土地利用の状況を的確に把握するため、地籍調査をはじめとする土地の現況調査を実施します。

#### ② 市街地の整備

下館駅前を中心市街地に活力と魅力ある都市機能の集積を図り、土地区画整理事業等の実施により街なかの土地利用を促進するとともに歴史ある街並みや生活文化を守り、活かしながら様々な交流・活動が展開される環境を整え、にぎわいのある街づくりを進めます。

また、地区拠点ゾーン内の市街地においては、公共施設の整備・改善を図りながら商業・サービス機能の立地を促進し、市民の身近なサービスを提供する利便性の確保、周辺環境と調和した良好な住宅地の形成を図ります。

## (4) 交通環境の整備

### ① 道路網の整備

北関東自動車道や国道50号バイパス、国道294号の4車線化、筑西幹線道路、主要地方道筑西つくば線バイパスなど広域交通網の整備を促進します。

また、産業活動を支え、安全・快適な日々の市民生活を確保するために必要なインフラとして、環状道路網や各地区拠点を連絡する道路網、幹線道路網等の計画的な整備を推進します。

### ② 公共交通網の整備

通勤・通学の利便性を確保するために、鉄道の輸送力増強や運行ダイヤの改善を要望していくとともに、JR水戸線の複線化を強く働きかけていきます。

また、市民の足として誰もが安全で快適に利用できる公共交通の充実のために新たな交通システムの導入を図ります。

さらに、つくば地域との連携を強化するため、バスなどの公共交通手段の確保に努めます。

## (5) 生活基盤の整備

### ① 生活道路

快適な暮らしを支える生活道路の整備については、市民の協力に基づき計画的・段階的に推進します。

また、歩行者、自転車、障害者にとってもやさしいバリアフリーに配慮した道路づくりや交通安全施設の整備を推進します。

### ② 公園・緑地

緑豊かで潤いのある生活環境を確保するため、都市公園や各種公園の整備・充実を図ります。

また、市内に残る貴重な緑地の保全に努めるとともに市民との協働により公共施設等の緑化を推進します。

### ③ 上水道

安全でおいしい水を安定的に供給するため、上水道施設の整備と適正な維持管理を行うとともに水道事業経営の一層の効率化に努めます。

### ④ 下水道

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など地域の実情に応じた下水道事業を進め、衛生的で快適な暮らしの確保と河川や農業用水、地下水などの水質保全に努めます。

### ⑤ 河川

河川の氾濫を防止し、被害を最小限にするため鬼怒川、小貝川、桜川などの河川改修を促進します。

また、鬼怒川の河川敷を活用した緑地公園等の整備を市民との協働により推進します。

## ⑥ 公営住宅

市営住宅については、高齢者や障害者など誰もが安心して生活できる居住水準の維持・改善を図ります。

## ⑦ 公営墓地

市営墓地については、施設の整備充実に努めながら安価で良質なものを市民に提供していきます。

## ⑧ 情報通信基盤

情報通信基盤は、IT 社会に対応した生活基盤となるものであり、「情報化推進計画」に基づき、生活文化情報などの各種情報の提供や公共施設間のネットワーク形成、さらに情報教育による人材育成を進めます。

# (6) 安全・安心なまちづくりの推進

## ① 消防・救急対策の強化

火災から市民の生命や財産を守り、安全で安心なまちを実現するため、消防施設や資機材の充実や消防団員の確保に努めます。

また、市民の防火意識の高揚や住宅用火災報知器の設置促進などによる住宅防火対策の推進を図ります。

一方、救急需要に適切に対応するため、筑西広域市町村圏事務組合と連携して高規格救急車の整備・拡充や救急救命士の育成・確保を図るとともに、医療機関と連携した救急医療体制の確立に努めます。

## ② 防災対策の強化

様々な災害から市民の安全を守るため、「地域防災計画」に基づく体制整備や訓練の実施のほか、防災資材の充実を図るとともに、消防本部や消防団をはじめとする関係機関と協力して、自主防災組織の育成・強化に努め、地域ぐるみの防災体制を確立し、防災力の向上を図ります。

また、防災行政無線や災害情報システムなど防災基盤の整備を進めるとともに、「国民保護計画」を踏まえた救済措置等の体制整備に努めます。

## ③ 防犯対策の推進

市民の防犯意識の高揚を図り、自主防犯パトロールなど市民と連携した防犯活動を積極的に展開するとともに、危険箇所への防犯灯の設置を積極的に推進します。

## ④ 交通安全対策の推進

交通安全意識の啓発と交通マナーの向上を図るため、交通安全教室の開催や交通安全関係団体と連携し市民と一体となった交通安全対策を推進します。

また、交通事故の未然防止を図るため、交通安全施設の一層の整備を推進します。

## 第3章 構想の着実な推進

### 1. 市民と行政の協働によるまちづくり体制の確立

本格的な少子高齢社会の到来は、三位一体の改革をはじめとする地方分権の推進と相まって、地方公共団体に対してこれまでの行政手法を大きく変革することを求めています。

筑西市では、行政の行うべき事務事業を再確認し、地域でできることは地域が主体になって、民間でできることは民間が主体になって行うことを基本として、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

まず、身近な地域を基礎としたまちづくりを重視し、自治会や住民の自主的な活動を支援・強化するとともに、公共の目的に向けて活動する NPO 法人や市民団体、さらには企業など多様な主体がまちづくりの主人公として活動できるよう、市民、地域と行政の信頼と連携に支えられた協働のまちづくりを行っていくための体制整備を進めます。

市民と行政の協働を支える重要な要素として情報公開があります。筑西市では、個人情報保護などに配慮しながら、一層の情報公開に努め、市民にわかりやすい行政を目指します。併せて、市政に対し、市民の意見を反映する仕組みを充実させ、自治の確立を目指します。

### 2. 行財政改革の推進

本格的な地方分権を踏まえ、時代の潮流や多様な行政課題に的確に対応し、この総合計画を着実に推進していくためには、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営に努める必要があります。

そこで、現在の危機的な財政状況を改善し、市民にとって真に必要な行政サービスを継続して安定的に提供していくことができるよう、組織や人員のスリム化、抜本的な事務事業の見直しなど、徹底した行財政改革を推進します。

### 3. 各種部門別計画の策定

この総合計画を推進していくためには、行政分野毎にその政策の全体像や主要施策等を明らかにした部門別計画を策定し、より具体的で実効性のある施策を進める必要があります。

特に、土地利用や都市空間の形成に向けた具体的な考え方を示す「都市計画マスタープラン」を策定するほか、男女共同参画社会の推進、総合的な福祉施策など今日的課題に的確に取り組んでいくための施策をとりまとめ、公表し、市民との協働の下、的確な施策の推進に努めます。

### 4. 行政評価の実施と進行管理

総合計画に掲げた目標の実現に向け、市の実施する施策の費用対効果や成果について、市民の視点に立った行政評価を実施するとともに、その結果を公表することにより、適切な進行管理を徹底し、施策や事務事業について不断の見直しを行います。

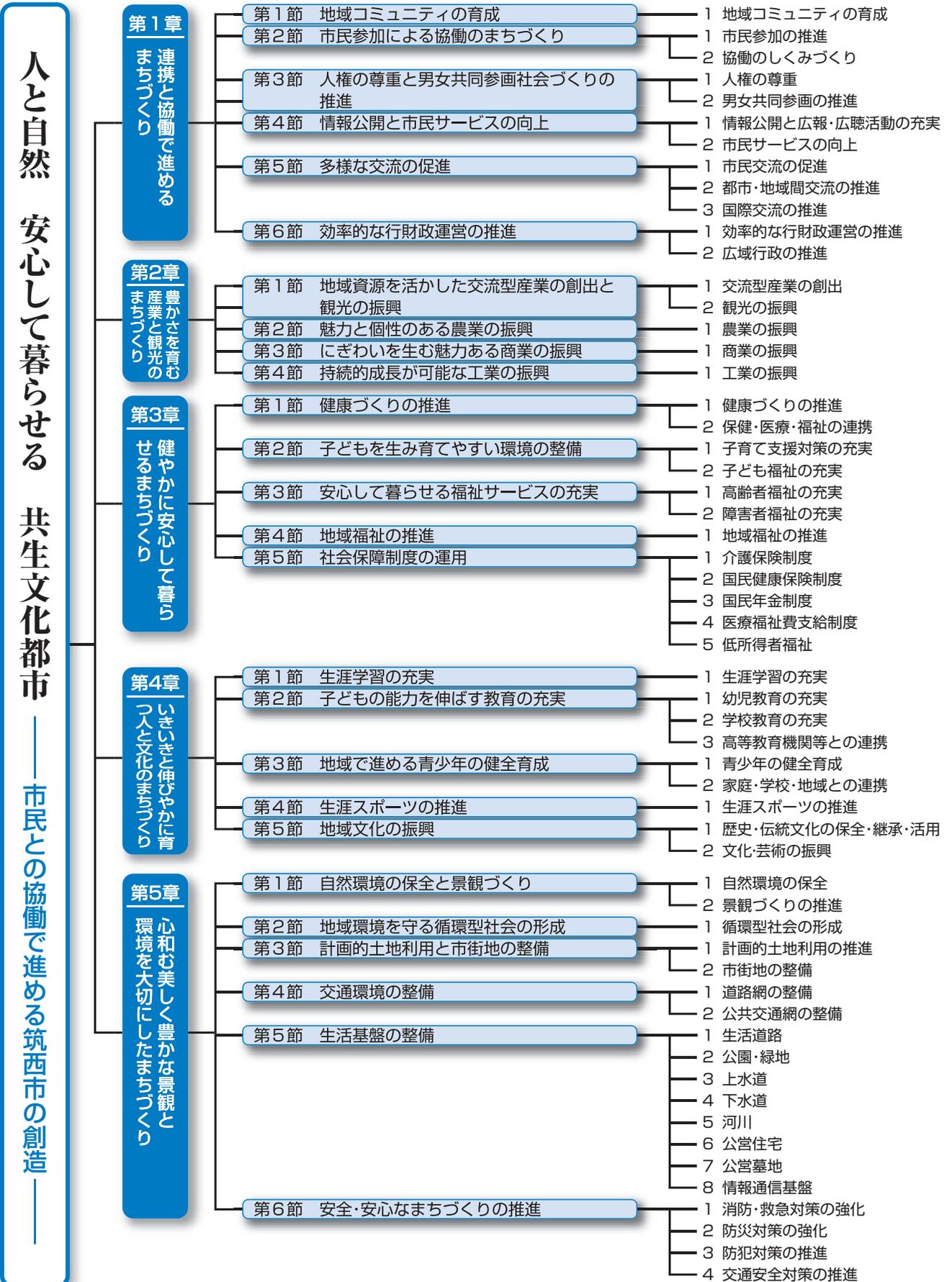
このため、数値目標による進捗状況の点検を行い、関連する施策の調整、改善を図るとともに、「計画・実施・評価・改善」というマネジメントサイクルによる進行管理を充実します。また、行政評価の結果を踏まえ、限られた予算や人員の重点的・効率的配分に努めます。

## 第3部

---

# 前期基本計画

## 前期基本計画 施策体系図



## 第1章 連携と協働で進めるまちづくり

### 第1節 地域コミュニティの育成

#### 1. 地域コミュニティの育成

##### <現況と課題>

少子・高齢化や核家族化の進行、情報社会の進展などを背景に、市民の価値観が多様化するなかで、地域における連帯意識が希薄化し、本来の相互扶助機能の低下が社会的にも問題となっています。高齢者・障害者や子育てへの支援、環境、防災、防犯など、最も身近な地域問題を地域で協力して解決していく自立的な地域づくりに向けて、自治会をはじめとする地域コミュニティの役割はますます重要になっています。

本市ではこれまで、各地域の自治会により、夏祭りや盆踊りなどの伝統行事や地域毎の特色あるコミュニティ活動が展開されてきました。また、筑西市自治会連合会により、各地域の連携と情報交換が行われています。

今後は、自治会への加入促進はもとより、地域における様々な活動の場や機会を充実し、市民が主体性をもって互いに支え合う自立的な地域コミュニティを育成していく必要があります。

##### ■自治会数（平成18年）

	下館支部	関城支部	明野支部	協和支部	合計
自治会数	235	74	80	54	443

##### ■自治会加入状況

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
加入世帯数	32,256	32,191	32,243	32,410	32,100
全世帯数	35,520	35,737	35,863	36,083	36,353
加入率（%）	90.8	90.1	89.9	89.8	88.3

全世帯数＝住民基本台帳（各年3月31日現在）自治会数・加入世帯数

資料：自治会総会資料

##### <基本目標>

自治会をはじめ地域の自主的・自立的な活動を支援するとともに、団塊の世代の参加やリーダーの育成、幅広い情報提供などを通して、連帯感や郷土愛にあふれ、豊かな暮らしの基礎となる地域コミュニティの育成に努めます。

また、市民が日常的にふれあい・話し合うことができる場として、集会施設の有効活用を図ります。

**<目標指標>**

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
自治会への加入状況	88.3%	90.0%

**<施策の体系>****<基本施策>****(1) コミュニティ活動の活性化**

身近な地域の課題を地域が自らの力で解決できるよう、自治会組織の自立的な運営を支援するとともに、活動の周知や加入の働きかけなどにより自治会活動の活性化を促進します。

また、コミュニティ情報の提供や世代間の交流など、地域の個性や資源を活かした多彩で元気な地域活動を促進します。

**(2) コミュニティリーダーの育成**

様々な地域活動を支えるボランティアや活動の核となる人材（コミュニティリーダー）の育成を進め、その活動を支援します。

また、定年退職を迎える団塊の世代が積極的に地域活動に参加できるしくみづくりを行い、コミュニティリーダーの発掘を推進します。

**(3) コミュニティ施設の活用**

地域の交流や情報交換の場として児童館やコミュニティセンターなど地域の集会施設の利用環境の改善を図ります。

また、広域的なコミュニティ活動の拠点として、地域交流センター、生涯学習センター、公民館など各施設の連携・協力体制を充実します。

## 第2節 市民参加による協働のまちづくり

### 1. 市民参加の推進

#### <現況と課題>

少子高齢・人口減少社会にあって、ますます多様化するまちづくりの課題に適切に対処していくためには、市民が自分たちのまちづくりについて主体的に考え、自由に参加できる機会を確保することが重要です。

これまでのまちづくりにおいては、行政が市民の負託の下にその中心的な役割を担ってきました。その中において、本市では、近年、安全な地域づくり、市民同士の支え合いや環境保全の取組みなど、自主的な市民の活動が積極的に展開されており、まちづくりや社会活動に対する市民の参加意識は年々高まりを見せています。

今後とも、市民と行政が相互の信頼と合意の下、それぞれの特性や能力を発揮し相乗効果を生み出せるよう、市民のまちづくりへの参加意識の一層の高揚を図るとともに、活動環境の整備や情報の共有を通じて、市民が主役となるまちづくりを進める必要があります。

#### ■筑西市内に活動の本拠を置く NPO 法人の数（各年末現在）

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
0	1	2	2	3	4	6	7

H18は11月1日現在

資料：茨城県民運動推進室資料から抜粋

#### <基本目標>

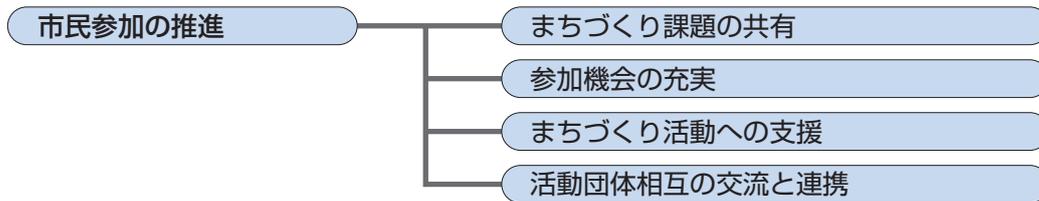
地域を知り、学ぶ機会を充実させ、市民と行政が課題意識を共有するとともに、市民の市政への参加を促進します。

また、市民団体等の結成や活動の活性化を促進し、多様な主体が参加する協働のまちづくり・市民が主役のまちづくりを実践し、持続的で広がりのある市民活動の展開を図ります。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
筑西市に活動の本拠を置く NPO 法人数	7 法人	14 法人
市民活動登録団体数	(制度なし)	20 団体

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) まちづくり課題の共有

市政の課題等について、広報紙やインターネット（ホームページ）などを通じた情報発信機能を充実させ、市民への積極的な情報提供に努めます。

また、出前講座の実施などにより、市の職員が施策について市民に直接説明を行うとともに、話し合う機会を充実し、まちづくりの課題を共有することで、課題解決に向けた市民の意識啓発を図ります。

### (2) 参加機会の充実

市が行政計画を策定するにあたっては、パブリックコメント（※1）制度や市民参加型の会議などを通じて、その決定過程における市民の参加機会の拡大を図ります。

また、市長ほっとライン（※2）をはじめとする広聴活動の充実とともに、市民提案制度の導入に向けた検討など、市民の声を聴く体制を強化します。

### (3) まちづくり活動への支援

市民活動を支援する市の窓口を明確にし、市民活動団体の登録制度を設けるとともに、総合的な支援が一元的にできる体制を整備します。

併せて自主的で主体的な市民活動の拠点となる施設の設置、児童館やコミュニティセンターなどの有効活用など、活動環境の整備を進めます。

また、市民団体等への支援については、市民参加によりその必要性を十分協議し、真に必要な支援を行うとともに、市民活動を円滑にするために改善が必要な規制等の見直しに努めます。

### (4) 活動団体相互の交流と連携

市民活動に関する情報の収集を行い、広く情報提供をするとともに、連絡会議等を設置して団体相互間の交流や連携を進めます。

また、拠点施設を活用し市外で活動する団体等との情報交換や交流を進め、連携の強化を図ります。

※1 パブリックコメント：政策等の意思決定過程において、広く案等を公表し、市民の意見を市政に反映させる手法。

※2 市長ほっとライン：市政に関する意見や、まちづくりについての提言を電子メール・FAX・専用はがきで応募する制度。

## 2. 協働のしくみづくり

### <現況と課題>

地方自治体の自立的な発展のためには、市民と行政が対等なパートナーとして連携・協力していくことが不可欠であり、相互の信頼に基づき、力を結集し、協働のまちづくりを推進していくことが求められています。

本市ではこれまで、自治活動の支援や広報広聴の充実、市民参加の啓発・促進など、市民と行政が手を取りあって進める様々なまちづくりに取り組んできました。

今後は、こうした活動を礎としながら、いきいきとした“協働”を本市のまちづくりの基本として定着させていくため、地域や活動団体の特性が十分に発揮できる協働のあり方、進め方について基本的なルールを確立していくとともに、それを支える行政の体制を整えていく必要があります。

### <基本目標>

市民・団体・企業などと行政が互いに自主性を尊重し、役割と責任を分担して協働していくため、基本的なしくみと行政の支援体制を整え、地方の時代にふさわしいまちづくりを推進します。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
委員会等の公募導入率	(データなし)	50%

### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 協働の基本原則の確立

市民と行政が対等の立場で協議・検討し、協働のまちづくりを進めていく上での基本原則を確立するとともに、これに沿って具体的に行動するための指針を策定します。

### (2) 市民協働型まちづくりの推進

市民の発想を重視したまちづくりを進めるため、広く市民からの提案を求めるとともに、その内容について、市民と行政が共に参加する委員会等において、施策化に向けた検討を行うなど、市民にわかりやすい施策の選択を推進します。

また、地域の活力を活かすしくみや組織の整備など、各地区に重点を置いた地域自治のあり方を検討するとともに、職員研修やフォーラムの開催などを通じて、市民協働型のまちづくりについて市民・職員の意識の啓発を図ります。

### (3) 協働を支える環境整備

各種委員会の委員の選任にあたり公募制を積極的に導入するなど、市民が市政へ参加しやすい環境を整備します。

また、市民と行政の協働を進める上での総合調整を担う部署を設置するなど、窓口の一本化を推進します。

## 第3節 人権の尊重と男女共同参画社会づくりの推進

### 1. 人権の尊重

#### <現況と課題>

人と人とのふれあいや思いやりの心を育み、差別や偏見のない住みよいまちづくりを進めるためには、基本的な人権の尊重が何より大切なことです。

しかしながら、依然として残る差別意識に加え、学校や職場でのいじめ問題、児童への虐待、インターネットの匿名性による個人の尊厳の侵害など、人権に関わる新たな社会問題も生じており、命にも関わる事件・事故の要因ともなっています。

本市ではこれまで、重要な課題である同和問題に取り組むとともに、人権教室や講演会の開催など、学校や社会教育等あらゆる機会を通して人権の尊重に関する啓発を推進してきました。また、人権擁護委員と連携して、子どもや高齢者の人権の保護、家庭・近隣のトラブル相談など様々な人権擁護活動を推進してきました。

今後とも、すべての市民が、人種、信条、性別、出身、障害の有無などに制約されることなく、互いの人権を尊重しあい、その個性や能力を十分に発揮して参画できる社会をめざして、人権啓発・人権教育に総合的に取り組んでいく必要があります。

#### <基本目標>

一人ひとりが人間の尊さについての自覚を持ち、差別や偏見のない明るさに満ちた民主的な人間関係を築き、ともに生きる社会を実現していくため、様々な機会を通して人権意識の高揚を図ります。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
人権啓発研修会等の開催回数	2回	4回
人権講演会、フォーラム等への参加者数	687人(H17)	1,500人

#### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 啓発活動の推進

国や県、他市町村及び関係団体等と連携・協力しながら、様々な人権課題に関する正しい認識を深め、併せて、国際的視野に立った人権尊重の意識が広く定着するよう啓発活動を推進します。

### (2) 人権教育の推進

標語や作文・書道の募集、人権教室や講演会の開催、啓発物品の配布など、学校教育や各種社会教育など様々な学習機会を通じて、基本的人権の尊重が正しく身に付くよう、それぞれに対応した人権教育を推進します。

また、人権教育を推進するにあたり、人権問題に関して深い認識と理解を持つ指導者の育成に努めます。

### (3) 人権擁護活動の推進

人権擁護委員会を中心に、人権に関わる問題の把握や解決に向けた研修会・講演会等の開催や相談・指導体制の充実を図り、人権擁護活動を推進します。

## 2. 男女共同参画の推進

### <現況と課題>

近年、ライフスタイルや家族形態の多様化を背景に、女性の職場進出や地域活動への参加はますます活発となり、男女共同参画の視点に立った法制度の整備をはじめ、男女が共にあらゆる分野に社会参画できるよう様々な取組みが進められています。

しかしながら、女性に偏る家事・育児・介護等の負担や配偶者からの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメントなど社会参画を阻害する諸問題は依然として存在しており、性別による固定的な役割分担意識や慣行の解消に社会全体で取り組んでいくことが求められています。

本市においては、講演会、セミナーの開催をはじめとする学習機会の充実や共同参画意識の啓発に努めるとともに、女性の社会参画を積極的に支援してきました。

今後は、男女共同参画に関する条例を制定するとともに、「男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いに自立し、認め合う活力のある男女共同参画社会の実現に向けた取組みの一層の推進が必要となっています。

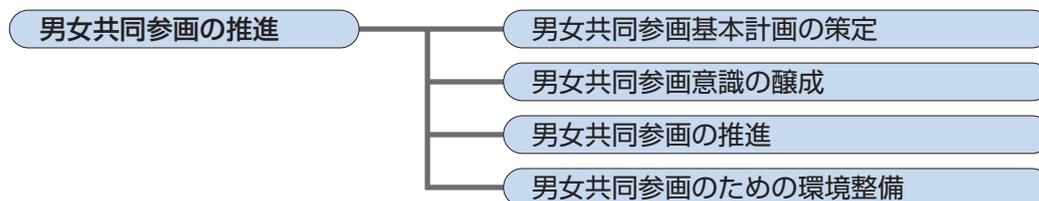
### <基本目標>

市民や事業者、関係機関等と連携を図りながら市民意識の醸成や社会環境の整備を図り、男女が社会の対等な一員としてあらゆる分野に参画し、共にその人の個性や能力を発揮していく男女共同参画社会を実現します。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
審議会等における女性の登用率	19.4 %	30.0 %

### <施策の体系>



## ＜基本施策＞

### (1) 男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画に関する条例を制定するとともに、諸施策を計画的に推進するための調査・研究を行い、施策の指針となる基本計画を策定し、実践します。

### (2) 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画の視点に立って、互いに理解しあえる社会の実現に向け、講演会やセミナーなど、学習機会の拡充を図るとともに、啓発パンフレット、チラシの配布を行い、男女共同参画に関する意識の醸成に努めます。

### (3) 男女共同参画の推進

男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画基本計画の策定及びその推進に努めるとともに、広い視野を持ったリーダーを育成し、男女共同参画に取り組む団体等の活動支援とネットワーク化を促進します。

また、政策や方針の決定の場である審議会や委員会等への女性の登用を推進します。

### (4) 男女共同参画のための環境整備

配偶者からの暴力など女性問題の相談体制の充実や、関係機関と連携した被害者の支援体制の充実に努めます。

また、育児や介護と労働との両立を支援するため、情報の提供を行い、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の一層の定着を促進します。



■ 講演会（男女共同参画社会をめざして）



■ 父と子のケーキづくり

## 第4節 情報公開と市民サービスの向上

### 1. 情報公開と広報・広聴活動の充実

#### <現況と課題>

市民と行政が信頼関係を深め、共通の理解のもとに協働のまちづくりを推進していくため、市は、必要な情報の適切な開示や、計画・事業に対する説明責任を果たしながら、透明性の高い施策を推進していくことが求められています。また、市民の意見・提言を適切に施策に反映させていくため、市民や地域の情報の把握に努め、広く市民の声を聴く体制を整えていく必要があります。

本市ではこれまで、情報公開制度はもとより、説明会・懇談会の開催などを通して施策・事業のわかりやすい説明に努めてきました。また、広報紙やホームページコンテンツの充実などによる広報の充実を図り、行政情報の適切な提供に努めてきました。

今後とも、市民が必要とする行政や地域の情報の把握に努め、だれもが利用しやすい情報提供を行う広報広聴活動の一層の充実を図るとともに、パブリックコメント制度の確立や市長ほっとラインの充実、提案制度の検討など、市民の声を適切に市政に反映していくしくみづくりを推進していく必要があります。

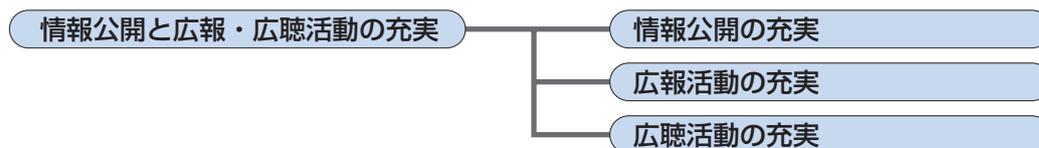
#### <基本目標>

市民と行政の相互理解に基づく協働のまちづくりを推進していくため、わかりやすい行政情報の提供や適切な情報公開を推進するとともに、市民の意見・提案を聴く機会の充実や市政に反映していくしくみづくりを推進します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
市のホームページへのアクセス数	240,000件	600,000件

#### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 情報公開の充実

情報公開制度の周知に努めるとともに、市民の求める情報について、個人情報保護法などに留意しながら、適切な公文書の開示を行います。

### (2) 広報活動の充実

広報紙の充実に努めるとともに、ホームページやメールマガジンなど、いつでも・どこでも・必要な情報を・必要な人に提供できる市民生活に密着したきめ細かなサービスの提供に努めます。

### (3) 広聴活動の充実

懇談会の開催や意見箱、市長ほっとラインなどを活用して、広く市民の声を聴き、活かしていく体制の充実に図ります。

また、市の政策立案にあたっては広く市民から意見を募集するとともに、各種会議においても可能な限り公募制を採用し、市政に参加できる機会づくりを進めます。

さらに、パブリックコメントを積極的に行うよう、そのしくみづくりを進めます。



■ 広報紙 (People)

## 2. 市民サービスの向上

### <現況と課題>

多様化する市民ニーズに対応した適切な市民サービスを持続的に提供していくためには、真に市民が求める公共サービスのあり方を改めて検討するとともに、相互理解のもとに納得のいくサービスを提供することが必要です。このため、窓口の効率化はもとより、適切で迅速な処理を行う能力やシステムの一層の向上が求められています。

本市ではこれまで、統合型ネットワークの構築による事務処理の効率化とともに、戸籍・住民基本台帳等のオンライン化、接遇の徹底など、本庁、支所、出張所のどこでも、だれもが利用しやすい公共サービス窓口の充実に努めてきました。

今後とも、市民の意見や要望を的確に把握しつつ、ニーズに応じたわかりやすく利用しやすい公共サービスの提供に努めていくとともに、ワンストップサービス<sup>(※)</sup>化、利用時間の延長、休日開庁など、窓口体制のさらなる充実に図っていく必要があります。

### <基本目標>

市民ニーズの的確な把握のもと、だれもが利用しやすい便利な窓口サービスの充実など、質の高いサービスの提供に努めます。

### <施策の体系>



### <基本施策>

#### (1) 質の高いサービスの提供

情報化に対応した事務処理能力の向上と効率的な推進体制の整備を図り、ワンストップサービス化の推進など、多様なニーズに対応した真に求められる質の高いサービスの提供に努めます。

#### (2) 窓口サービスの充実

休日開庁、平日の利用時間延長など地域の実情にあった、利用しやすい窓口サービスの充実に努めます。

また、支所や出張所の機能を見直し、だれもがいつでもどこでも、迅速に公平にサービスを利用できる体制を整えていきます。

※ ワンストップサービス：行政機関等に対する問合せ、申込み、届出、請求、申請などの際に複数箇所・複数回数の手続きが必要なものを、1ヶ所または1回で済ませることができるようにするサービス。

## 第5節 多様な交流の促進

### 1. 市民交流の促進

#### <現況と課題>

本市ではこれまで、それぞれの地区で培われた伝統芸能を継承し、また、各種行事・イベントを実施しながら市民交流を図ってきました。

これらの行事・イベントは、市民の積極的な参加と協力により、市の魅力や特色を発信する機会となるとともに、市内外から訪れる多くの人々との交流により、さらにその魅力を高める契機ともなることから、各種行事・イベントを通じた交流の一層の発展が期待されています。

このようなことから、今後とも、各地域で継承されてきた祭りや各種交流イベントを継続し、市民相互の交流の活性化を図るとともに、それを支えるイベントボランティアの育成・支援などが必要となっています。

#### ■主な祭り・イベントの開催状況

(平成18年)

1月	どんど焼き（市内各所）	だるま市（下館大町通り）
2月	辻集落火渉（辻集落センター）	
3月	関本神社太々神楽（関本神社）	桜まつり（明野公民館）
4月	明野薪能（明野公民館） 湯立祭（雷神社） 宮山公園まつり（宮山ふるさとふれあい公園）	芝桜フェスティバル（藤野・西原地内） 小栗内外大神宮太々神楽（小栗内外大神宮）
7月	下館祇園祭（羽黒神社ほか）	関本祇園祭（関本地区）
8月	下館灯ろう流し（五行川河畔） 下館盆踊り大会（アルテリオ） あけのひまわりフェスティバル（宮山ふるさとふれあい公園周辺）	川島花火大会（鬼怒川河畔） どすこいペア（関城支所）
10月	下館薪能（市民会館）	
11月	しもだて商工まつり（市役所駐車場） 小栗内外大神宮太々神楽（小栗内外大神宮） 関本神社太々神楽（関本神社）	明野ふれあい祭り（明野公民館）
12月	小栗判官まつり（新治小学校）	

## <基本目標>

歴史や伝統ある祭りや行事を継承し、市民参加による地域イベントの一層の充実・活性化による市民交流を促進します。

また、各種地域イベントを支えるボランティア組織の育成・支援に努めます。

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 地域行事・イベントの活性化

各地域で実施されてきた祭り・行事・イベント等を支援し、内容の充実・活性化を促進し、市民が交流を深める機会の創出に努めます。

### (2) イベントボランティア組織の育成・支援

市民参加による地域イベントの一層の充実・活性化を図るため、イベントを支えるボランティア組織を育成し、その支援に努めます。



■ しもだて商工まつり

## 2. 都市・地域間交流の推進

### <現況と課題>

近年、都市生活者を中心に、老若男女を問わず豊かな自然や落ち着いた生活を志向する傾向はますます強くなっており、交通・通信手段の飛躍的な発達に伴った生活圈や交流圏の拡大により、都市間や地域間の交流が拡大してきています。

本市では、歴史的な背景や地域文化をもとに、昭和54年に岡山県高梁市と友好都市協約を結んだほか、二宮尊徳ゆかりの全国の市町村との「報徳サミット」への参加、各種観光イベントの開催など、様々な分野での交流を実施してきました。

今後は、これまでの取組みをさらに発展させ、産業・経済・観光・文化・スポーツ・学術など様々な分野において、本市を代表する豊かな自然環境を活かした文化交流や情報交流の場・機会を創出し、地域のさらなる活力づくりを推進していく必要があります。

### <基本目標>

豊かな自然や魅力ある歴史、地域文化、経済の結びつきなどを活用しながら、多彩な都市・地域間の交流をさらに推進するとともに、新たなまちの活力の創造に努めます。

また、地域性を活かした交流事業の企画、各種イベントの充実や大会の誘致などを進め、交流人口の拡大に努めます。

### <施策の体系>



### <基本施策>

#### (1) 地域間交流の推進

歴史的・文化的なつながりなどの深い地域との交流促進や道路・鉄道を通じた地域間連携の強化を図ります。また、市民や民間団体相互の交流活動を促進し、多様なネットワークの形成を図り、交流機会の拡大に努めます。

#### (2) 友好都市交流事業の推進

互いの情報を共有し、これまで行なってきた各種交流事業を継続するとともに、関係機関や民間団体との連携のもと、新たな推進体制の整備を図り、地域の特性を活かした特色ある交流を推進します。

### 3. 国際交流の推進

#### <現況と課題>

交通体系・情報通信ネットワークの飛躍的な発達などにより、急速に国際化が進展し、経済から教育・文化・スポーツなど多様な分野での国際交流が活発化しています。

異なる風土・文化や価値観を持つ外国の人々との交流は、幅広い視野を持つ市民の育成や、市民と外国人の相互理解を深めるために重要です。また、暮らしの中の国際化も着実に進行しており、交流の舞台も地域が中心となりつつあります。

今後は、多文化共生社会の実現を目指し、外国人にとって住みやすい社会・生活環境を整備していくことも必要となっています。このため、市民と在住外国人との交流を促進し、市民の国際理解の増進に努めるとともに、民間団体やボランティアへの支援・協力とこれら相互の連携を強化し、市民と一体となった国際化推進のための体制づくりを一層進めていく必要があります。

#### ■筑西市内の外国人登録者数

平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
2,295 人	2,194 人	2,331 人	2,433 人	2,414 人

各年 12 月末日現在の外国人登録人員表による

資料：市民課

#### <基本目標>

市内国際交流団体や市民ボランティアとの連携のもと、推進体制を強化し、活動の活性化を図ります。

また、市民の国際理解を深めるため、在住外国人との交流事業を推進するとともに、外国人が住みやすい環境づくりを推進します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
国際交流事業参加外国人数	4,979 人	5,500 人
国際交流団体に所属するボランティア数	239 人	300 人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 国際化に対応した環境の整備

国際交流を推進する民間組織の中心となる筑西市国際交流連絡協議会の活動を支援するとともに、市民ボランティアや関係機関・団体との連携の下で国際交流推進体制の整備を図ります。

また、在住外国人を対象に、生活ガイドブックの配布を行うほか、外国語案内板の設置や、自治会などの地域コミュニティへの参加を促進するなど、外国人が住みやすい環境づくりを進めます。

### (2) 交流事業の推進

国際交流団体やボランティアと連携しながら、在住外国人のための日本語教室等の充実を図るとともに、受講した外国人が市民に母国語を教授するなど、語学を通じた交流を推進します。

また、市民が外国の文化や習慣などの理解を深めるために、市民と在住外国人との交流の場として、地域のイベントを積極的に活用し、交流事業を推進します。



■ お花見国際交流会

## 第6節 効率的な行財政運営の推進

### 1. 効率的な行財政運営の推進

#### <現況と課題>

本市の財政は、三位一体の改革や事務事業費の増大の影響を受け、財政調整基金の枯渇など厳しい状況におかれています。減税補てん債、臨時財政特例債を含む経常収支比率は、平成17年度93.3%と財政硬直化の傾向となっています。財政力指数は、平成16年度0.62で、類似団体（※1）の0.74と比較して低い状況になっています。このため、少ない経費で最大の行政効果を生むという地方自治の根本原則に則った、効率的な行財政運営が求められています。

また、「定員適正化計画」及び「集中改革プラン」では、今後5年間で職員数10%の純減目標を見込んでおり、職員の資質向上はもちろんのこと、組織・機構の見直し等による効率の良い行財政運営が必要です。

一方、インターネットを始めとする情報通信技術を積極的に導入し、行政サービスを効果的に進める電子市役所を構築する必要があります。

#### ■経常収支比率

平成15年度	平成16年度	平成17年度	類似団体（H16）
86.9	94.4	93.3	86.3

経常収支比率：歳出のうち人件費や公債費など経常的な支出に、市税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示すものです。80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

#### ■財政力指数

平成16年度	平成17年度	類似団体（H16）
0.62	0.64	0.74

財政力指数：財政力指数は地方公共団体の財政力の強弱を示す数値として用いられます。財政力指数が1.0に近くなる（より大きくなる）ほど財源に余裕があるといえます。

#### <基本目標>

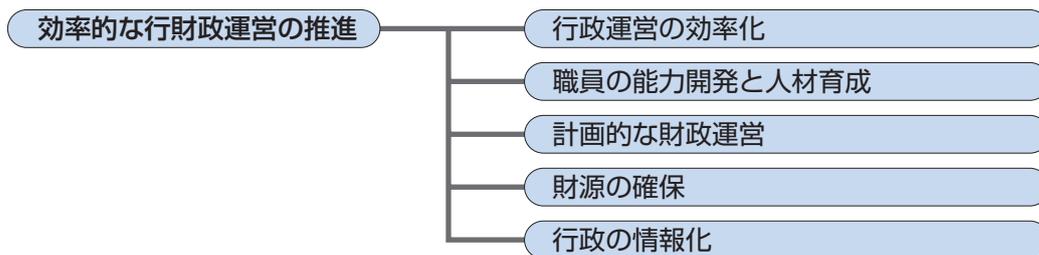
行政サービスを効率的に市民に提供するため、限られた資源を最大限に活用し、行政評価の成果等を踏まえ、コスト意識に根ざした行財政運営をめざします。併せて、これらを効率的に進めるため行政の情報化を推進します。

また、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織・機構の見直しを継続的に行い、職員の適正配置、資質向上など適切な人事管理等を推進します。

## <目標指数>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
グループ制導入率	18.2%	50.0%
電子申請による行政手続数	20 手続	40 手続

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 行政運営の効率化

行財政改革を推進するとともに、行政評価などの充実を図ることで、行政の透明性の確保や効率的な行政運営に努めます。

市民サービスの向上に向け、政策立案機能を強化するとともに、全庁横断的に行政運営や調整を担う行政経営部門を設けるなど、継続的に組織・機構の見直しを行い、組織の総合力の向上を図ります。

民間に委ねた方が効率的にサービス提供できる業務は、積極的に民間委託を推進します。また、公の施設について、施設の統廃合、指定管理者制度の導入、民間活力の活用等を推進します。

### (2) 職員の能力開発と人材育成

人材育成基本方針に基づき、職員研修等を積極的に行い、職員の資質の向上と能力開発を効果的に推進します。

また、「定員適正化計画」に基づき、退職に伴う職員の不補充により減員を図るなど、効率的な行政運営を推進します。

さらに、職員の適性や経験などを活かした人員配置、能力主義・成果主義に基づく給与制度の運用などにより職員のやる気を引き出し、行政能力の開発・向上に努めます。

### (3) 計画的な財政運営

計画的な財政運営を行うため、短期的な財政健全化計画及び中・長期財政計画を策定します。

行政評価による事務事業の見直しや実施計画による事務事業の選択を実施し、それらと連動した予算編成により財源の効果的・効率的な活用を図り、適正な財政運営を推進します。

さらに、水道事業、病院事業、公共下水道事業等の経営の健全化を推進します。

#### (4) 財源の確保

企業誘致や人口定着の促進などにより、地方財政の基幹となる市税の確保と増収に努めます。

使用料及び手数料は、住民負担の公平性と受益者負担の原則に基づき、適正な負担となるよう見直します。

新たな財源確保のため、市ホームページや封筒等に有料の企業広告掲載を行います。また、未利用となっている市有地の利用計画や売却などを検討します。

#### (5) 行政の情報化

電子市役所（※2）の実現に向けて、各種申請・届出、諸証明の電子申請化を推進します。

また、行政事務の高度化と効率化を図るため、グループウェア（※3）等の充実などの基盤を整えるとともに、情報セキュリティの徹底を図ります。

※1 類似団体：人口と産業構造により市町村を分類し、同じ分類となった市町村

※2 電子市役所：情報通信網及び情報通信技術を利用して、各種行政サービスの提供を行う自治体を指す。インターネットなどを利用した行政と住民との情報交換、各種申請など手続きの電子化、本庁舎と公共施設を情報ネットワークで結ぶこと等が挙げられる。

※3 グループウェア：庁内 LAN を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図る。主な機能としてグループ内の電子メール、電子掲示板、文書共有機能がある。

## 2. 広域行政の推進

### <現況と課題>

近年の交通・情報網の発達や経済活動の進展を背景にして、住民の日常生活圏は行政区域を越えて拡大しています。また、市民ニーズも年々多様化、高度化してきており、広域的な連携が重要になってきています。

本市では、近隣市町村と一部事務組合を設置して、ごみ・し尿・消防などの共同処理を実施するとともに、公共公益施設の相互利用やスポーツ施設の広域的利用を進めてきました。

今後も、共同処理による実施が望ましい事務については、関係市町村との連携と調整を図りながら、適正な広域行政を推進していく必要があります。

#### ■共同事務処理一覧

(平成19年1月1日現在)

名称	構成市町村等	共同処理事務
茨城県市町村総合事務組合	県内全市町村	退職手当、消防賞じゅつ金 交通共済 消防災害補償、非常勤公務災害
茨城租税債権管理機構	県内全市町村	滞納処分等
筑西広域市町村圏事務組合	筑西市・結城市・桜川市	広域圏、火葬場 老人福祉センター 消防、し尿、ごみ ふるさと市町村圏 県西総合公園、職業訓練センター 温浴施設
下妻地方広域事務組合	筑西市・下妻市・ 常総市・八千代町	ごみ処理施設等の周辺環境整備 し尿、ごみ、葬斎場
県西総合病院組合	筑西市・桜川市	病院
筑北環境衛生組合	筑西市・笠間市・ 桜川市	し尿
筑西食肉衛生組合	筑西市・結城市	と畜場
筑西市等公平委員会 ※	筑西市・筑西食肉衛生組合 筑西広域市町村圏事務組合	

※ は共同設置、それ以外は一部事務組合

## <基本目標>

生活圏の広がりに対応したまちづくりや行政サービス水準の向上を図るため、近隣市町村との広域連携を進めるとともに、公共施設の広域利用を推進します。

また、共同処理している事務については、効率的な運営が促進できるよう一部事務組合等との連携を図ります。

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 広域連携の強化

広域行政機能の強化と構成市町村との連携を図り、共同処理事務の効率的な運営を促進します。

また、関係市町村との連携と協調を図りつつ、広域的プロジェクトや道路等の整備、公共施設の広域利用についての協力体制を強化します。

### (2) 個性的な圏域づくり

筑西広域市町村圏域各市の個性を互いに尊重し、連携と協調を深めながら、活力と個性ある圏域づくりに努めます。

また、スポーツ・芸術文化などのソフト事業に積極的に取り組みながら豊かな筑西文化圏を形成していきます。



■ 環境センター

## 第2章 豊かさを育む産業と観光のまちづくり

### 第1節 地域資源を活かした交流型産業の創出と観光の振興

#### 1. 交流型産業の創出

##### <現況と課題>

里山や河川・田園などの豊かな自然環境と景観、多くの歴史的資源や街並み、脈々と継承されるお祭りや伝統文化、豊かな農産物、伝統に根ざした特色ある産業などは、市民の誇りや愛着を育み、暮らしや生活文化の礎を築いてきた大切な資源です。

本市ではこれまで、こうした地域資源や環境を基盤として、人と人、人と自然など多様な交流を育みながら、イベントの開催や産業振興に向けた活動を推進してきました。

自然環境や環境問題への認識の高まり、量から質への意識の転換、スローライフ志向などを背景に、食を支える農業への関心が高まり、都市と農村との交流が盛んに行われる昨今、全国有数の農業都市である本市においては、これまでに蓄積された環境を基本に新たな交流を育み、地域の豊かさにつながるしごと・産業づくりに市民みんなで知恵と工夫をこらして取り組んでいくことが期待されます。

今後は、自然環境や景観、伝統文化などに加え、農の環境を新たな交流・発展の基盤として最大限に活用し、農業・農産物と自然・歴史観光の連携、工業・商業との連携による特産品の加工・販売、農業体験や独自のグリーンツーリズム（※1）の推進など、筑西市ならではの交流型産業の創出に戦略的に取り組んでいく必要があります。

##### <基本目標>

都市と農村の交流の促進、体験・観光型農業の推進、観光事業と連携した特産物のPRや販路拡大、他の産業と連携した新たなしごとづくりなど、本市“農”の環境を最大限に活かし、新たな交流により活力を育む交流型産業の創出を図ります。

##### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 都市と農村の交流の推進

北つくば農業協同組合等との連携による田植え・収穫体験ツアーや地域の食の体験ツアーの実施、市民農園の整備やインストラクターの育成など、本市の“農”を体験し学ぶ機会の充実を図るとともに、豊かな自然・田園の生活・環境を満喫できるグリーンツーリズムの推進や二地域居住（※2）への対応など、都市と農村の交流の拡大による魅力と活力の創造に地域ぐるみで取り組んでいきます。

### (2) 農業を軸とした産業の連携

商業と連携した農産物ブランドの開発・PR・販路の拡大、食品産業等との連携による農産物加工、郷土の“食”や農業を体験できる観光の拠点づくりなど、本市の豊かな農業・農産物を軸として産業の連携を図り、地域に根ざした新たな産業を創出していきます。

### (3) 交流型産業の拠点づくりの推進

農産物や物産の紹介・販売、歴史的・文化的施設等の観光インフォメーション、農業体験やグリーンツーリズムの情報提供など、新たな交流の拠点となる施設の整備を推進します。

※1 グリーンツーリズム：農村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※2 二地域居住：都市住民が多様なライフスタイルを実現する手段の一つとして、農山漁村地域等において、中長期的、定期的、反復的に滞在することにより、当該地域との一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。



■ 稲刈り体験

## 2. 観光の振興

### <現況と課題>

本市は、筑波山を望む雄大な自然・田園環境・景観や鬼怒川・小貝川、多くの史跡や神社・仏閣、蔵造りの残る街並み、豊かな農産物など、自然や農業、歴史を基調とする地域資源を有しているほか、日本一の大神輿で知られる祇園祭をはじめとするお祭りや伝統芸能などを活かし、圏域の観光・レクリエーションの場として、観光の活性化が期待されています。

本市ではこれまで、こうした地域資源を活かしたイベントを開催するなど、観光の振興に取り組んできました。しかし、観光資源のネットワークや広域的な観光ルートの提案、観光客の受け入れ体制の整備など取り組むべき課題は多く残されています。

今後は、これまでの自然・歴史・文化などの資源に磨きをかけ、新たな筑西市の魅力ある観光資源として積極的に活用し、訪れる人をもてなす環境を整えていくとともに、本市の個性でもある“農”を活かしたグリーンツーリズムや体験・滞在型観光など、筑西市ならではの新たな観光の創出に取り組んでいく必要があります。

#### ■主な観光資源一覧

自然環境	鬼怒川・小貝川・五行川 五行川の鮭の遡上と産卵 筑波山（母子島遊水地のベストビューポイント）	
伝統芸能	関本神社太々神楽・小栗内外大神宮太々神楽 辻集落火渉・雷神社湯立祭	
イベント（平成18年）	下館祇園祭り・灯ろう流し 川島花火大会・下館盆踊り大会 どすこいペア 明野ひまわりフェスティバル 小栗判官まつり 下館新能・明野新能	
史跡・景観	羽黒神社 下館城跡 久下田城跡 新治廃寺跡 小栗内外大神宮 天満宮 船玉古墳 観音院（しだれ桜） 明野公民館の桜・さわやかロード桜 蔵の街並み（金井町・田町等）	中館観音寺 伊佐城跡 関城跡 新治郡衙跡 東睿山千妙寺 葦間山古墳
施設・その他	しもだて美術館 板谷波山記念館 あけの元気館 宮山ふるさとふれあい公園（あけのアグリショップ） 真岡鐵道のSL 農業資料館	

## <基本目標>

地域の自然・歴史・文化にさらに磨きをかけ、個性と魅力ある観光資源の開発とネットワーク化、広域化を推進するとともに、観光客を受け入れる“もてなし”の環境づくりに積極的に取り組んでいきます。

## <施策の体系>



## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
観光客数 (年間)	276,000 人	300,000 人

## <基本施策>

### (1) 観光資源の開発と情報発信

地域の伝統行事やイベントの一層の充実と PR、フィルムコミッション※の推進などにより、本市のイメージアップを図るとともに、地場産品を活かした観光事業や農業・自然とふれあう体験型観光の開発を図ります。

また、パンフレットやホームページ等により、本市固有の自然的、歴史的、文化的資源などの観光情報を市内外に広く発信していきます。

### (2) 観光客の誘致拡大

観光協会、商工会議所、商工会、観光事業者との連携のもと、歴史観光・自然観光・グリーンツーリズムなど、多彩な観光メニューの充実や PR を強化し、観光客の誘致拡大を図ります。

また、本市周辺の観光地との連携を強化し、広域的な観光ルートを設定するなど魅力づくりを推進します。

### (3) 受け入れ体制の充実

蔵造りや旧家等の伝統的な建築物や街並みの保存・修景に努め、観光客を迎える魅力ある都市景観の創出に努めます。

また、観光拠点や施設の環境整備をはじめ、ネットワーク化、独自の観光ルートの開発、ボランティアガイドの育成など、訪れる人を地域全体で受け入れ、もてなす環境づくりを推進します。

※ フィルムコミッション：映画、テレビドラマ等の撮影支援やロケーション誘致等を行うこと。



■ 祇園まつり



■ どすこいペア



■ 明野ひまわりフェスティバル



■ 小栗判官まつり

## 第2節 魅力と個性のある農業の振興

### 1. 農業の振興

#### <現況と課題>

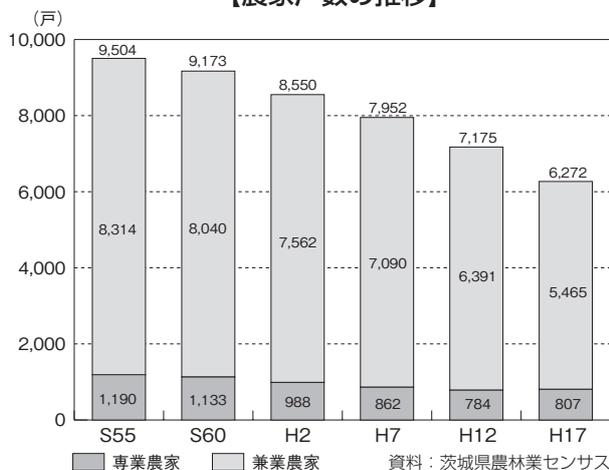
本市は、平坦で広大な農地と豊かな土壌・水利に恵まれ、米や野菜を中心とした都市近郊型農業が営まれているほか、生産量全国1位を誇るこだますいかをはじめ、ナシ、いちごなどの果樹や花きの生産など、多彩な農業が展開されています。

一方、人口の減少・少子高齢化・厳しい社会経済状況を背景に、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、本市においても農家数の減少、農業者の高齢化、後継者不足などの問題が顕在化しています。

本市ではこれまで、ほ場整備をはじめとする農業基盤や施設整備、認定農業者や生産組織の育成、生活基盤の整備に取り組んできました。

今後とも、本市固有の水と緑の自然環境を背景とする魅力と活力ある基幹産業として、生産環境の維持・向上を図り、優良農地の保全・整備に努めるとともに、他の産業との連携や新技術の導入、農産物・加工品のブランド化や販路の拡大、農の環境を活かした都市と農村の交流の拡大など、時代のニーズに対応した地域ぐるみの活力ある農業に取り組んでいく必要があります。

【農家戸数の推移】

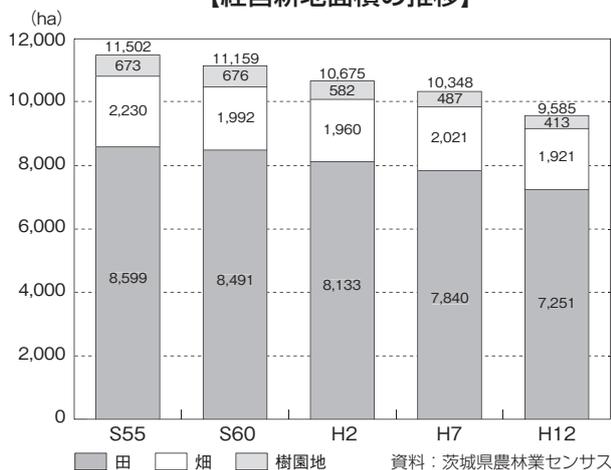


【農業産出額の推移】

年度	産出額 (千万円)
平成 7年	2,874
平成 8年	2,715
平成 9年	2,763
平成 10年	2,648
平成 11年	2,571
平成 12年	2,430
平成 13年	2,346
平成 14年	2,425
平成 15年	2,425
平成 16年	2,339

資料：生産農業所得統計

【経営耕地面積の推移】



## <基本目標>

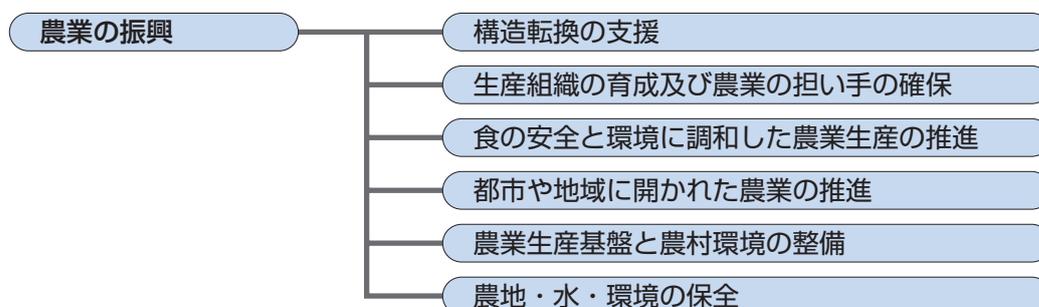
首都圏の食料供給基地としての役割を保持・強化していくとともに、水田農業の構造転換を図りながら、農業担い手の確保・育成、安全・安心で高品質な農畜産物生産の意識啓発、環境にやさしい循環型農業の実践など、新しい時代にふさわしい活力と創造性に満ちた農業を推進します。

## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
認定農業者数	500 人	650 人

認定農業者：年間農業所得 580 万円、年間労働時間 2,000 時間の農業経営改善を目指す農業経営者を市が認定農業者として認定する者。

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 構造転換の支援

買ってもらえる米づくり産地を育成するため、「地域オリジナル米」<sup>(※1)</sup>の生産を支援します。

また、生産性の高い水田農業をめざし、転作団地における麦・大豆の品質・収量を高める栽培技術、不耕起栽培等の低コスト生産技術の普及・向上を図ります。

さらに、消費者ニーズに即した、商品性に優れた青果物を供給できる競争力のある都市近郊園芸産地を育成し、安全・安心の確保、生産性の向上、栽培技術の確立に取り組みます。

### (2) 生産組織の育成及び農業の担い手の確保

認定農業者をはじめとする農業の担い手に対し、法人志向者への指導、集落営農の組織化・法人化等を支援します。

また、農家生活の確立と経営に参画する優れた女性農業者の育成、農産物の加工開発や商品化、直売活動の活性化による女性の起業活動を支援します。

さらに、新規就農者や新規参入者に対して、就農相談、就農計画、就農資金貸付等、関係機関と連携した支援を実施します。

### (3) 食の安全と環境に調和した農業生産の推進

持続性の高い農業生産方式の導入等による農業や肥料の適切な使用を推進し、エコファーマー（※2）の育成を図ります。

また、畜産農家に対する良質なたい肥生産の促進、耕種農家に対する効果的なたい肥利用の促進など、耕畜連携によるたい肥の流通促進を図ります。

さらに、消費者の安全・安心志向の高まりに応える安全で高品質な農畜産物生産の意識啓発を行うとともに、生産履歴記帳やトレーサビリティシステム（※3）への支援を推進します。

### (4) 都市や地域に開かれた農業の推進

休耕農地等を活用した市民農園の整備等、都市住民とのふれあいの機会・場の充実を図ります。

また、首都圏に近い立地を活かした施設園芸など収益性の高い作物の普及に努めます。

### (5) 農業生産基盤と農村環境の整備

効率的で安定的な農業経営を図るため、ほ場整備や農道・排水路の整備を推進し、水田の汎用化・大区画化による農地の集積を促進します。

また、地域の創造力を活かせるように策定したむらづくり計画に基づいて、農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備を実施し、個性的で魅力ある農業環境づくりを推進します。

### (6) 農地・水・環境の保全

効率的・安定的な農業構造の確立に併せ、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が有する自然環境保持機能を維持・増進するための共同活動や営農活動を、一体的・総合的に支援します。

- ※1 地域オリジナル米：地域の特性を活かし、食味や栽培等に独自の基準をもって米づくりを行い販売していこうとしている米。
- ※2 エコファーマー：化学肥料・農薬の低減や土づくりを一体的に取り組み、生産方式の導入計画を提出し都道府県知事の認定を受けた農家や法人。
- ※3 トレーサビリティシステム：食卓にのぼる農産物や畜産物がどこで、誰に、どのように生産されたかなど、生産・流通履歴を消費者の誰もが検索できるシステム。



■ 梨の収穫



■ 筑波山と稲穂

## 第3節 にぎわいを生む魅力ある商業の振興

### 1. 商業の振興

#### <現況と課題>

本市では、交通環境の整備に伴う消費活動の広域化や幹線道路沿道や郊外への新たな大型店の出店等により、既存商店街からの顧客の流出が進行しています。特に、下館駅前を中心市街地においては空洞化が顕著となっており、本市の玄関口・都市の顔としての活力の低下が大きな問題となっています。

本市ではこれまで、中心市街地の活性化に向けて、稲荷町通りを中心とする基盤整備や再開発事業、しもだて地域交流センター（アルテリオ）や筑西しもだて合同庁舎など公共機能の更なる集積とともに、歴史的・文化的環境を魅力とする既存商店街の活力づくりを支援してきました。

今後は、大規模商業施設の立地動向や多様化する消費者ニーズを踏まえながら、高齢者をはじめだれもが利用しやすい商業環境づくりや、福祉・観光と連携した地域に密着したサービスの提供など、地域に愛される商店街としての活性化に取り組んでいく必要があります。

#### ■小売業の推移

	商店数（店）	従業者数（人）	年間販売額（百万円）
平成 9 年	1,452	6,665	130,261
平成 11 年	1,413	7,084	120,498
平成 14 年	1,251	6,602	103,109
平成 16 年	1,168	6,612	106,034

資料：商業統計

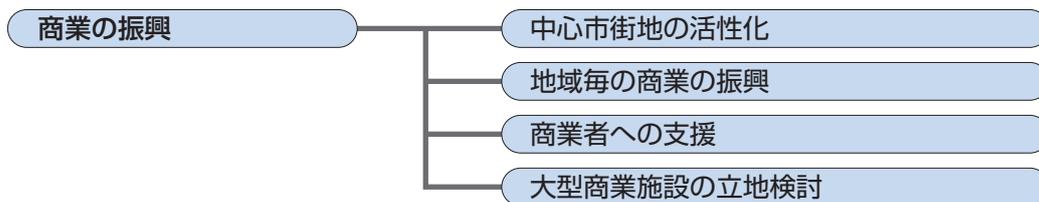
#### <基本目標>

中心市街地においては沿道商業施設との機能分担を図りながら、様々な出会いとふれあいを育む「もてなし」の環境づくりを基本に既存商店街の活性化を図ります。

また、地域に密着したサービスを提供する特色ある交流の場として、各地区商店街の維持・活性化を図ります。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 16 年)	目標値 (平成 23 年)
小売業商店数	1,168 店	1,150 店
小売業年間販売額	106,034 百万円	110,000 百万円

**< 施策の体系 >****< 基本施策 >****(1) 中心市街地の活性化**

都市機能の集積や交通結節点としての下館駅前の環境を活かし、各種イベントやお祭り等との連携や商店街全体での「もてなし」の意識の醸成と環境づくりに取り組み、消費者ニーズに対応した魅力ある商業地、だれもが安全・安心に過ごせる地域交流の場として中心市街地の賑わいづくりを推進します。

**(2) 地域毎の商業の振興**

地域に密着したサービスの充実や福祉との連携、地域の農産物を活用した“食”の提供など、地域での日常の生活やいきいきとした交流を支える拠点として地域の特性に応じた商業・商店街の振興を図ります。

**(3) 商業者への支援**

商工会議所・商工会等との連携のもと、商店の経営近代化・合理化のための指導や融資制度の活用促進、研修会や経営相談の充実など、商業者への支援体制を強化します。

**(4) 大型商業施設の立地検討**

広域的な交通体系の整備や市民の消費行動の動向を見据え、周辺環境との調和に配慮しながら、まちづくりに真に必要な大型商業施設の整備について検討を進めます。



■ スピカビル

## 第4節 持続的成長が可能な工業の振興

### 1. 工業の振興

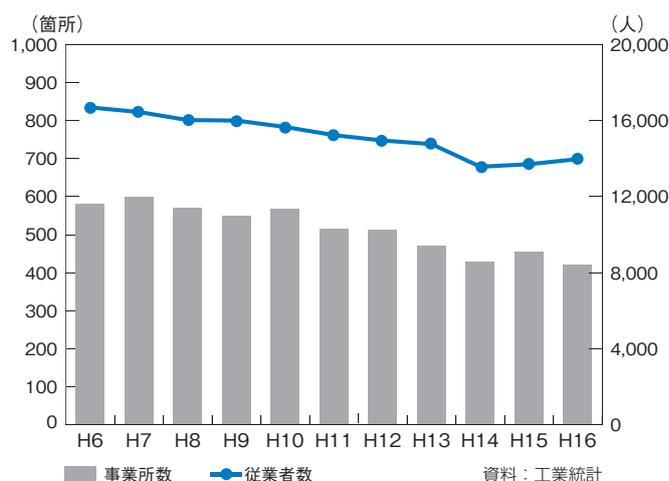
#### <現況と課題>

本市は玉戸、下館第一、下館第二、関館、つくば関城、つくば明野の6箇所の工業団地が整備される県西地域の工業の中心地であるほか、新たにつくば明野北部工業団地の整備が進められています。また、市内の工業事業所は、金属・プラスチック・機械・食品などの製造業が主体で、平成16年で422事業所、従業者数は13,972人、製造品出荷額等は約4,786億円となっていますが、近年では景気低迷の影響を受け漸減の傾向にあり、活力の維持が大きな課題となっています。

本市ではこれまで、工業団地への優良企業の立地を促進するとともに、既存企業の高度化や環境対策に関する指導、雇用の確保に努めてきました。

今後とも、地域の活力を支える魅力ある雇用の場として、優良企業の誘致や既存企業への支援体制の充実を図るとともに、市街地における住工混在の解消や豊かな自然・田園環境との調和を図りながら、地域と融和した持続的な工業振興を図っていく必要があります。

【事業所数・従業者数の推移】



	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)
平成 6年	582	16,688
平成 7年	600	16,446
平成 8年	569	16,022
平成 9年	550	15,998
平成 10年	567	15,659
平成 11年	514	15,230
平成 12年	512	14,948
平成 13年	470	14,760
平成 14年	429	13,571
平成 15年	456	13,703
平成 16年	422	13,972

資料：工業統計

#### <基本目標>

本市固有の自然・田園環境との調和、地球環境への影響等に配慮しつつ、工業団地への優良企業の誘致を図るとともに、異業種間の連携による既存企業の技術力の向上・高度化、付加価値の高い製品製造の促進など、企業体質の強化や経営の近代化を図り、持続的な成長と雇用の創出に努めます。

## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成16年)	目標値 (平成23年)
工業就業者数	13,972人	14,000人
事業所数	422箇所	430箇所

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 企業誘致の推進

つくば研究学園都市に隣接する環境を活かした研究開発や流通関連企業の誘致など、周辺環境に配慮した工業団地への企業立地を促進するとともに、地元雇用の創出に努めます。

### (2) 地元企業の育成・支援

自治金融の保証料補給、事業資金のあっ旋等中小企業への支援を図り、経営の安定化を促進します。

また、異業種間交流や大学との連携による新製品開発、農業との連携による食品産業の振興、地域共生型事業への展開などを支援し、地元企業の高度化を図ります。

さらに、企業の地域活動への積極的な参画を促すとともに、工場見学の実施やファクトリーパーク<sup>(※)</sup>化の推進など、地域に開かれた工業の振興を図ります。

※ ファクトリーパーク：工場の敷地を公園や広場として解放するとともに、その敷地に自社製品に関する展示スペースや飲食スペースなどの施設を設け、訪れた人々がひとときを過ごせる機能を持つ工場。

## 第3章 健やかに安心して暮らせるまちづくり

### 第1節 健康づくりの推進

#### 1. 健康づくりの推進

##### <現況と課題>

急速に進む少子高齢化、生活様式・食習慣の変化を背景に、市民の健康づくりへの関心はますます高まっています。

本市ではこれまで、市民の健康づくりの指針となる「次世代育成支援行動計画」及び「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、関係機関との連携のもと、健康づくりに関する教育、相談、健康診査等の事業を進めてきました。

また、市民一人ひとりが、栄養・運動・休養等健康に配慮した生活を送ることができるよう、健康推進員、食生活改善推進員、健康運動普及員の協力を得て、きめ細かな支援に努めてきました。

今後は、少子高齢社会の一層の進行が予想されることから、様々な社会状況の変化を的確にとらえ、市民のだれもが安心して充実した生活を送ることができるよう、母子保健、成人保健、老人保健、精神保健、さらには健全な食生活を目指す食育等の事業の充実を図っていく必要があります。

##### ■健康診査受診状況

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
基本健診 (40 才以上)	14,496 人	14,520 人	14,489 人	13,920 人
胃がん健診	5,310 人	5,479 人	5,384 人	5,384 人

資料：保健推進課

##### <基本目標>

「健康増進計画」に基づきながら市民の健康づくりを総合的に支援します。

また、健康づくり推進体制を確立し、市民が参加しやすい事業を推進するとともに、地域保健活動の拠点となる保健センターやあけの元気館の機能を活かして、より充実したサービスの提供を推進します。

##### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
基本健診受診者の肥満者の割合 BMI (※) 25 以上	30.9%	27.0%

※ BMI：「体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)」で算出される数値のことで、肥満度を測るための国際的な指標。22 を「標準」、18.5 以下を「痩せ」、25 以上を「肥満」としている。

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 健康増進計画の策定と推進体制の確立

「健康増進計画」を策定し、市民の健康づくりに関する総合的な施策を推進します。特に、妊婦や乳幼児、心身に障害を持つ人、高齢者の健康増進のための施策の充実を図ります。

また、健康づくり推進協議会を中心に、健康推進員、関係機関、団体と連携した推進体制の確立を図ります。

### (2) 健康づくり意識の啓発

栄養・運動・休養のバランスのとれた生活の普及を図るため、学習機会の提供や広報活動を進めるほか、自主的な健康づくりサークルの支援、各種教室、イベントの開催などを通して市民の健康づくり意識の啓発に努めます。

### (3) 健康づくり事業の推進

母子・成人の各種健診や予防接種率の向上に努めるとともに、相談・指導体制の充実を図ります。

また、保健センターやあけの元気館などを核として、健康推進員、食生活改善推進員、健康運動普及員と連携した生活習慣の改善、食育の充実に努めます。



■ 運動教室



■ あけの元気館

## 2. 保健・医療・福祉の連携

### <現況と課題>

高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、寝たきりや認知症など継続的に医療や介護が必要な高齢者が増加しています。核家族世帯・夫婦共働き世帯の増加などを背景に、家庭や家族による介護力の低下が懸念されるなか、誰もが家庭や地域の中で可能な限り自立し、生きがいを持った生活を送るためには、相談支援体制の強化及び在宅福祉サービスの充実が不可欠であり、保健・医療・福祉の諸機関の連携のもと、地域全体で支え合う体制を確立する必要があります。

本市ではこれまで、市民病院を中心として地域医療の充実、救急医療体制の整備等を進めてきました。しかし、近年では施設の老朽化、医師不足による患者数の減少などを背景に、市民病院の運営改善が急務となっています。

今後は、地域における市民ニーズの的確な把握に努めながら、ホームドクターから高度医療機関へ、さらには回復後のリハビリへの円滑な移行が可能となる体制の整備など、保健・医療・福祉の連携体制の一層の強化を図っていく必要があります。

### <基本目標>

保健・医療・福祉の連携体制を強化し、市民一人ひとりのニーズにきめ細かに対応できる総合的なサービス提供の体制づくりを進めます。

また、専門家や市民の意見などを踏まえつつ、市民病院のあり方について総合的に検討していきます。

### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 総合的・計画的なサービスの提供

市民ニーズに対応し、きめ細かなサービスが総合的・計画的に提供できるよう、保健・医療・福祉の各分野の情報共有を図り、一貫した治療や回復時のケアなどを円滑に進める相互の連携・協力体制を強化します。

また、関係機関相互の連携のもと、地域ケアシステム<sup>(※)</sup>の充実を図るなど、より効果的な医療・福祉サービスの提供に努めます。

### (2) 地域医療体制の充実

市民だれもが、必要な時に適切な医療が受けられるよう、関係機関相互の連携を強化し、救急医療をはじめとする地域医療体制の充実を図ります。

また、市民病院については、運営改善に努めるとともに、専門家や市民の意見を踏まえ、中長期の視点に立って総合的にあり方の検討を進めます。

※ 地域ケアシステム：在宅の要援護者一人ひとりに保健・福祉・医療の関係者がケアチームを結成し、サービスを提供する仕組み。



■ 筑西市民病院

## 第2節 子どもを生き育てやすい環境の整備

### 1. 子育て支援対策の充実

#### <現況と課題>

子どもは家庭や地域の暖かい愛情にまつまれ、健全に育成されなければなりません。しかしながら、近年、女性の就労機会の増大、離婚などによるひとり親世帯の増加など子どもを取り巻く環境が大きく変化しているほか、子どもが被害者となる犯罪や児童虐待の増加が大きな社会問題になっています。

本市では、「次世代育成支援行動計画」(※1)に基づき、児童福祉施設の適正な配置や地域環境の充実を図り、子どもが健全に育つ環境づくりに努めてきました。

今後とも、地域での子どもの見守りや、子育てする親への様々な支援などに取り組み、地域ぐるみで子育てを支援する体制を整えていく必要があります。

#### ■市内保育所(園)一覧

(平成18年4月1日現在)

区分	施設名	定員(人)	区分	施設名	定員(人)
公立	木の実保育園	60	私立	いずみ保育園	60
	関城保育所	180		石田保育園	90
	協和保育所	110		川島第二保育園	90
私立	中館保育園	60		はぐる保育園	90
	川島保育園	120		暁保育園	120
	しろはと保育園	150		暁第二保育園	60
	大和保育園	90		明野保育園	90
	筑子保育園	60		まつばら保育園	60
	橘保育園	90		合計	1,580

資料：こども家庭課

#### <基本目標>

未来の筑西市を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことができるよう、家庭や地域、学校、保育施設、行政などが一体となって子育てを支え合うまちづくりを目指します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
特別保育の可能な保育所数	16箇所	19箇所
子育て支援センター数(※2)	9箇所	12箇所
放課後児童クラブ数(※3)	14クラブ	17クラブ

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 子育て環境の整備

保育所（園）における地域活動や母親クラブ等の地域組織活動の活性化を図り、三世代間の交流や地域住民との交流を図るほか、父親の積極的な参加を促進するなど、地域ぐるみで子育てを支えるシステムづくりを進めます。

また、子育て支援センターの相談窓口を充実し、子育てに対する悩みなどを気軽に相談できる体制づくりや学習機会の充実、情報提供やサークルの育成を図るとともに、訪問による子育て支援アドバイザー事業を推進します。

### (2) 保育の充実

多様化する保育需要に対応するため、保育所（園）の保育時間の拡大や、乳児保育、障害児保育、病後児保育等の充実を図ります。

また、必要に応じた施設の整備・充実を図るとともに、子育て家庭の需要に応じて、既存施設等を活用した放課後児童クラブ等の拡充を進めます。

- ※1 次世代育成支援行動計画：次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援に関する今後の取り組みの方向を示すものとして、児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの取り組みを総合的に進め、上位計画・関連計画と整合性を持った計画。
- ※2 子育て支援センター：子育て家庭への支援活動を担う専門の職員を配置し、子育てに対する相談指導、子育てサークルの育成・支援や子育てに関する情報を提供する。
- ※3 放課後児童クラブ：保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供する施設。



■ 離乳食教室

## 2. 子ども福祉の充実

### <現況と課題>

核家族化の進行、働く女性の増加など、児童を取り巻く環境が変化し、家庭における養育機能の低下や、地域における相互扶助の希薄化、非行の低年齢化や不登校など種々の児童問題が生じています。

また、社会情勢の変化とともに増加傾向にあるひとり親世帯では、生計維持と養育の負担が重く、社会的、経済的、精神的に不安な状態におかれるケースも増えています。

今後とも、保育所（園）、学校、家庭、地域や関係機関が連携を図りながら相談・支援体制を強化するなど、子ども福祉の一層の充実を図っていく必要があります。

#### ■ 0歳から14歳の人口推移

(各年10月1日)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人数	26,907人	23,301人	20,017人	17,769人	15,908人
構成比	23.4%	19.8%	17.0%	15.3%	14.1%

資料：国勢調査

### <基本目標>

ひとり親世帯の生活の安定と自立促進を促す相談・指導体制の強化など、子どもと家庭に対する福祉の充実を図ります。

また、家庭と地域の連携を強化し、地域に根ざした子どもの健全育成を推進します。

### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 相談・指導体制等の充実

家庭児童相談室の充実とともに、児童相談所等関係機関との連携のもと、悩みや不安を持つ子どもや保護者の相談体制の一層の強化を図ります。

また、母子自立支援員や民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携による適切な相談指導に努めます。

### (2) 子どもの健全育成

様々な機会や交流の場を通して、次代を担う子どもの健全な育成についての市民意識の啓発を図り、地域ぐるみで子どもを見守り、健やかに育む環境の整備を推進します。

### (3) ひとり親世帯への支援

ひとり親世帯の状況に応じて、母子自立支援員、婦人相談員等の連携のもと、相談指導体制の充実を図るとともに、技能習得支援、家事等の家庭援護サービスの充実、就労の斡旋など自立支援施策の充実を図ります。



■ 子育て支援ボランティア

## 第3節 安心して暮らせる福祉サービスの充実

### 1. 高齢者福祉の充実

#### <現況と課題>

本市における老年人口（65歳以上）の割合は、平成17年国勢調査で、総人口の20.9%を占めており、中でも後期高齢者（75歳以上）の割合が高くなっていることから、今後一層の高齢者福祉対策の強化が求められます。

本市では、高齢者を社会全体で支えるしくみとして、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、要支援高齢者等を対象とする新予防給付の創設、認知症高齢者に対する施策の強化、ひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯への支援体制の整備を進めています。



■ ことぶき荘老人ホーム

今後とも、高齢者が地域で安心して暮らしていける福祉の充実を図るとともに、積極的に社会参加できる環境を整え、長年にわたり培ってきた知識や経験を活かしながら、社会の一員として生きがいをもって活躍できる地域社会を実現していく必要があります。

#### ■ 高齢者人口の推移

	総人口	65歳以上人口		75歳以上人口		
			対総人口比	65歳以上人口に占める割合	対総人口比	
昭和60年	114,906人	12,738人	11.1%	4,653人	36.5%	4.0%
平成2年	117,699人	15,358人	13.0%	5,995人	39.0%	5.1%
平成7年	118,078人	18,520人	15.7%	7,277人	39.3%	6.2%
平成12年	116,057人	21,102人	18.2%	9,107人	43.2%	7.8%
平成17年	112,575人	23,521人	20.9%	11,558人	49.1%	10.3%

資料：国勢調査

#### <基本目標>

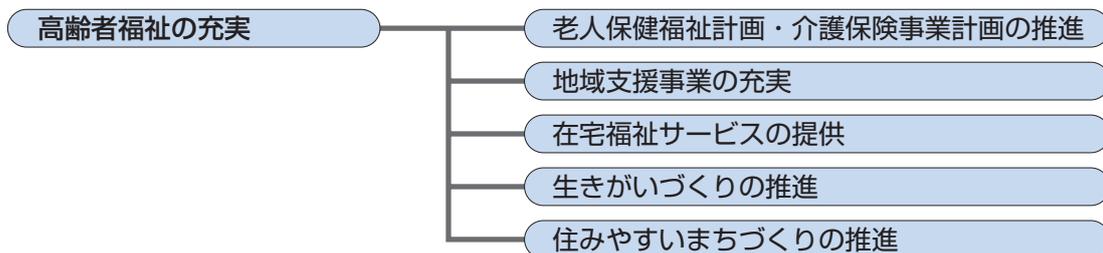
高齢者の生きがいと健康づくり、生活の質の向上・介護予防対策を推進し、高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らせる環境の整備に努めます。

また、地域包括支援センター（※1）と在宅介護支援センターを核として地域支援事業、在宅福祉サービス事業等の充実を図るとともに、高齢者の社会参加や就労の促進を図ります。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
介護予防事業参加人数	900人	1,200人
老人クラブ会員数	7,750人	8,000人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者保健福祉施策の一層の推進を図ります。

### (2) 地域支援事業の充実

地域包括支援センターを中心に、高齢者の介護予防事業を推進するとともに、要介護状態等になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を行うことができるよう、総合相談事業をはじめとする地域支援事業の充実を図ります。

### (3) 在宅福祉サービスの提供

高齢者とその家族が住み慣れた地域の中でいつまでも健やかに快適な暮らしができるよう、在宅介護支援センターを中心に在宅福祉サービスの充実を図ります。

### (4) 生きがいつくりの推進

スポーツ・レクリエーション活動の振興や老人クラブ等の充実を図り、高齢者自らが取り組む体力の保持、増進や生きがいつくりを支援するとともに、高齢者が豊かな経験と知識・能力を発揮し社会参画できるよう、シルバー人材センターをはじめとする就労の確保や地域での活躍の場づくりを推進します。

### (5) 住みやすいまちづくりの推進

高齢者が安全で快適な生活が送れるよう、だれもが安心して快適に利用できる道路や施設等の基盤整備、バリアフリー化された公営住宅等の建設、市内の移動手段の確保など、ユニバーサルデザイン（※2）に配慮したまちづくりを推進します。

※1 地域包括支援センター：社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーの3者連携により、地域住民すべての心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を行う施設。

※2 ユニバーサルデザイン：子供から高齢者、障害者やそうでない人も、すべての人が利用しやすいよう配慮した設計、意匠やその思想。

## 2. 障害者福祉の充実

### <現況と課題>

平成18年度から身体・知的・精神の障害別の福祉サービスを一元化した障害者自立支援法が施行され、障害者を取り巻く情勢が大きく変化しています。

また、障害の重度化、加齢、重複化が懸念されるなか、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援施策を展開し、利用者への適切な情報提供やサービスと負担のあり方について改めて検討していく必要があります。

本市では、平成12年に心身障害者福祉センターを開設し、障害を持つ人を地域で支えていく体制づくりを進めるとともに、公共施設等のバリアフリー化を推進してきました。

今後は、市民・地域や関係機関が連携し、年齢・能力・障害の状態など障害者一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな教育・療育・自立支援等の施策を展開していく必要があります。

#### ■身体障害者手帳交付状況

	平成17年	平成18年
視覚障害	251	253
聴覚障害	310	320
音声・言語障害	26	26
肢体不自由	1,914	1,976
内部障害	791	844
合計	3,292	3,419

#### ■療育手帳交付状況

(各年4月現在)

	平成17年	平成18年
最重度①	135	138
重度A	193	191
中軽度B	205	215
軽度C	113	120
合計	646	664

資料：茨城県

### <基本目標>

障害者が住み慣れた地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、必要な時に必要な支援を提供できる体制の整備・充実を図ります。

また、地域における障害者福祉の体制を整え、社会参加や就労機会の拡大に努めます。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
障害福祉サービス利用者数	362人	550人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 障害者福祉サービスの充実

「障害者福祉計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、日常生活用具・補装具の給付等、バリアフリー住宅へのリフォーム支援など、障害者に必要な福祉サービスの一層の充実を図ります。

また、地域自立支援協議会を中心に相談支援事業をはじめとする総合的なサービスの提供に向けた体制の整備を図ります。

### (2) 自立・社会参加への支援

障害者の社会参加を促進するため、心身障害者福祉センター等での作業・生活及び機能回復訓練等の充実を図るとともに、障害者が各種の地域活動やスポーツ・文化活動等に参加できるよう、支援団体の育成や交流イベントの開催などを支援します。

また、企業との連携による障害者雇用の拡大を図り、経済的自立を支援します。

## 第4節 地域福祉の推進

### 1. 地域福祉の推進

#### <現況と課題>

少子高齢化や核家族化の進行、地域の支えあい意識の希薄化などにより、家庭や地域での相互扶助機能が低下してきています。その一方で、高齢者や障害者など支援が必要な人の多くは、住み慣れた地域で安心して暮らすことを望んでおり、福祉に対するニーズはより一層多様化が進んでいます。

こうした福祉ニーズに的確に対応していくためには、行政だけでなく地域社会の中に、その時代や地域に合った相互扶助のしくみを構築していくことが重要です。

今後とも、地域社会において相互扶助のしくみが効果的に発揮されるよう、地域福祉団体の育成やボランティア活動の促進、学校・社会教育における福祉教育の充実などを通して市民意識の一層の高揚を図り、福祉コミュニティの充実により地域に根ざした福祉の体制を整えていく必要があります。

#### <基本目標>

全ての市民が、家庭や地域で安心して生き生きと自立した生活を送れるよう、身近なふれあい・支え合いを基本とした地域福祉を推進していきます。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
ボランティア活動保険加入者数	1,652人	2,000人
地域活動への参加の割合	66.1%	75.0%

#### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 地域福祉計画の効果的推進

総合的かつ計画的な地域福祉活動を展開するため、「地域福祉計画」の進捗状況を確認しながら、効果的な推進を図ります。

### (2) ノーマライゼーション<sup>(※1)</sup> 理念の普及・啓発

地域ぐるみの福祉に対する市民の意識高揚、心のバリアフリー<sup>(※2)</sup>化を図るため、学校や社会教育における福祉教育を推進するとともに、広報活動はもとより、子どもから高齢者まで多様な交流の促進に努め、ノーマライゼーション理念の一層の普及・啓発を推進します。

また、生活空間のユニバーサルデザイン化に市民とともに取り組んでいきます。

### (3) 地域福祉活動の活性化

社会福祉協議会をはじめ地域福祉を支える民生委員・児童委員の活動、ボランティア・NPOの活動の支援により、市民主体の福祉活動の活性化に努めます。

また、高齢者や心身障害者の活動、福祉ボランティア活動、子育て支援など地域福祉活動の拠点として総合福祉センターの利用を促進します。

あわせて、団塊の世代等の人材の積極的活用を図るとともに、地域の集会所等を活用した居場所づくり、地域福祉の拠点づくりなど、市民によるふれあい環境の整備を支援します。

※1 ノーマライゼーション：障害者もそうでない人も、すべて共に暮らし共に生きていく社会がノーマル（正常）であるという考え方。

※2 心のバリアフリー：人々の意識にある差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因する障壁をなくすこと。

## 第5節 社会保障制度の運用

### 1. 介護保険制度

#### <現況と課題>

本市の高齢化率は20%を超え、5人に1人が高齢者となっており、今後一層の進行が予想されています。

平成17年に介護保険制度の大幅な見直しが行われ、高齢者の増加や軽度要介護者の急増に対応し、要介護状態になる前から要支援1・2までの高齢者を対象とする新たな予防給付制度が創設されました。

また、認知症高齢者の増加に対応した関連施策の強化、地域包括支援センターを中心とした多様で柔軟なサービス提供の実現を目指した地域ケア体制の確立など、介護サービスを利用した人がその利用効果を実感し、利用して良かったと思えるようなサービスの質の向上や在宅ケアの基盤整備の充実に向けた在宅支援体制の強化が必要となっています。

今後は、多様化する介護のニーズや制度改正等に柔軟に対応しながら、介護保険制度の適切な運用はもとより、介護認定にならない高齢者へのケアや介護予防などに地域で対応していく体制を整え、高齢者の健康で安心な暮らしの確保や家族の負担の軽減を図っていく必要があります。

#### ■要介護等認定者数

	要介護（支援）認定者数	要介護（支援）認定率
平成15年度	2,488人	11.1%
平成16年度	2,672人	11.7%
平成17年度	3,041人	12.5%
平成18年度	3,223人	13.5%

資料：介護保険課

#### <基本目標>

地域包括支援センター機能を高め、地域密着型サービスの充実を図り、だれもが住み慣れた地域で必要なサービスを利用できる体制を強化します。

また、高齢者の健康づくり・生きがいづくり事業を積極的に展開し、生涯にわたって健康で自立した暮らしのできる地域づくりを進めます。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
要介護等認定者数	3,223人	4,217人

目標値は自然増総数（4,537人）から予防効果見込み数（320人）を減した数値。

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 介護保険制度の運用

「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険法定給付サービスを自ら選択し、必要に応じた適切なサービスを受けられるよう、多様な事業者の参入によるサービスの量・質の向上を図ります。

### (2) 介護予防事業の充実

高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、また、介護状態の軽減のため、一人ひとりの健康を保持増進し、疾病や要介護状態を予防するための事業の一層の充実を図ります。

### (3) 在宅ケア対策の充実

住み慣れた地域で安心して生活していくため、地域包括支援センターと在宅介護支援センターを核としながら、総合的なサービスを提供する体制の整備・充実を図ります。



■ 家族による介護風景



■ 介護職員との買い物風景

## 2. 国民健康保険制度

### <現況と課題>

国民健康保険は、わが国の皆保険制度の基礎となる不可欠な医療保険制度です。しかし、高齢化社会の進行に伴う医療費の増大や社会経済の低迷による保険税収入の伸び悩み等のため、国民健康保険の財政は大幅な赤字体質に陥っており、制度の総合的な改革が必要となっています。

このため、国では平成20年度から後期高齢者制度を都道府県単位で創設するとともに、70歳以上の高齢者には収入に応じて応分の負担を求めるなど、その制度改革を進めています。

また、平成20年度から40歳以上の被保険者に対して生活習慣病予防の健康診査及び保健指導が保険者に義務付けられたことから、保健部門との連携を図りながら市民の健康づくりを推進することが一層求められています。

今後は、制度改正などに適切に対応しながら改めて国民健康保険制度の周知、啓発を図り、制度の適切な運営に努めていく必要があります。

#### ■国民健康保険の状況

	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	受診件数 (件)	費用総額 (千円)	受診率 (%)	1人当たり 費用額 (円)
平成14年度	21,641	51,869 (11,765)	289,671	7,407,499	722.3	184,707
平成15年度	22,095	52,539 (11,549)	316,311	8,255,817	771.7	201,411
平成16年度	22,330	52,592 (11,084)	331,030	8,664,497	797.5	208,743
平成17年度	22,526	52,202 (10,524)	344,917	9,240,932	827.6	221,722

被保険者数の( )は老人被保険者

資料：保険年金課

### <基本目標>

国民健康保険制度の健全化を図るため、市民の健康づくり運動を通じた医療費の削減や負担の適正化、保険税収納率の向上対策などを進め、制度の適正な運用と財政基盤の強化を図ります。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
国民健康保険税収納率(現年度分)	90.84%	92.02%

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 財政健全化の推進

国民健康保険制度の健全な維持を図るため、制度改正などに適切に対応していくとともに、国民健康保険税の適正な賦課・徴収、レセプト<sup>(※1)</sup>点検の一層の適正化など、国民健康保険財政の健全化を図ります。

### (2) 健康づくり運動の推進

生活習慣病に関連する「特定健康診査等実施計画」を策定し、健康診査による要保健指導者の把握、保健指導を行い、市民の日常の健康づくり運動を推進します。

特に、肥満は、高血圧、高脂血症、糖尿病を介して動脈硬化性疾患に関連しメタボリックシンドローム<sup>(※2)</sup>の重要な因子とされていることから、その予防に向けた指導・啓発を重点的に推進していきます。

※1 レセプト：医療機関から保険者に送付する国民健康保険の請求書(診療報酬明細書)

※2 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満を共通の要因とした高血糖・脂質異常・高血圧を呈する病態。それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが大きく、内臓脂肪を減少することでそれらの発症リスクの低減が図られる。



■ 国保ヘルスアップ事業

### 3. 国民年金制度

#### <現況と課題>

国民年金は、健全な老後生活を維持するための基本的かつ重要な制度です。しかし、制度の啓発に努めているものの加入者数は減少傾向にあります。また、近年の年金制度に対する将来の不安から収納率が低下する傾向にあります。

今後とも、社会保険事務所と協力連携のもと、老後の所得保障の基盤となる公的年金制度の重要性を広く周知するためのPR活動を行っていく必要があります。

#### ■国民年金の推移

	被保険者数（人）	受給者数（人）	年金受給額（千円）
平成13年度	31,702	22,221	12,171,168
平成14年度	32,065	22,791	12,861,016
平成15年度	31,594	22,349	12,526,445
平成16年度	30,774	23,679	13,708,209
平成17年度	30,646	24,250	14,253,463

資料：茨城社会保険事務局

#### <基本目標>

市民が健康で安心した老後生活を送ることができるよう、国民年金制度の趣旨の普及に努めます。

#### <施策の体系>



#### <基本施策>

##### (1) 国民年金の加入促進

広報紙やパンフレットなどによる国民年金制度の啓発やPRに努め、適用対象者の的確な把握と加入勧奨を行い、未加入者の加入促進を図ります。

##### (2) 国民年金制度の推進

社会保険事務所との連携のもと、年金受給、保険料免除など制度の適正な運用に関する窓口・相談業務の充実を図り、国民年金制度の円滑な運営を推進します。

## 4. 医療福祉費支給制度

### <現況と課題>

医療福祉費支給制度は、重度心身障害者、乳幼児（未就学児）、ひとり親家庭の母子・父子、妊産婦を対象に医療等の負担軽減を図る施策です。

平成17年11月に、乳幼児の対象年齢を従来の3歳未満児から小学校入学前まで引き上げ、少子化対策の充実を図っています。

また、介護保険、老人医療などの他の公費負担医療制度との均衡を保つため、入院時食事療養費の対象外措置、入院一部自己負担の導入、外来一部自己負担額の改正など制度の適切な運用を図るとともに、公費負担番号の導入により、医療福祉費請求書を廃止し、受給者の利便性の向上、窓口事務の効率化を図ってきました。

今後は、制度の一層の周知を図るとともに、受給者の把握、所得認定等基本事務の適正かつ円滑な運用を図る必要があります。

#### ■受給者数と1人当たりの医療費

(平成17年度)

	受給者数（月平均）人	1人当たりの医療費 （年間医療費）円
妊産婦	536	59,172
乳児（1歳未満）	894	27,667
幼児（3歳未満）	1,746	21,930
幼児（3歳以上）	3,539	8,658
母子	2,260	23,019
父子	195	24,739
重度心身障害者	1,007	283,453
高齢重度心身障害者	1,052	129,277

資料：保険年金課

### <基本目標>

受給対象者の生活の安定と福祉の向上のため、制度の周知と適正な運用を図ります。

### <施策の体系>

医療福祉費支給制度

医療福祉費支給制度の適正な運用

### <基本施策>

#### (1) 医療福祉費支給制度の適正な運用

健康づくり活動の推進、また広報活動等を通して適切な受診をするよう受給者の自覚を促し、医療費適正化と医療福祉費支給制度の適正な運用に努めます。

## 5. 低所得者福祉

### <現況と課題>

生活保護制度は、様々な事情で社会的・経済的に不安定な生活を余儀なくされる場合、状況に応じて、健康で文化的な生活が維持できるよう必要な支援を行う制度です。

本市では、平成18年10月1日現在被保護世帯は420世帯、被保護人員533人、保護率0.48%となっています。世帯類型では、高齢者世帯（特に単身者）、傷病世帯の占める割合が高く、特に近年では高齢単身世帯の増加が顕著になっています。

今後は、ケースワーク等の専門的対応の充実を図るとともに、関係機関等との連携を一層強化し、それぞれの世帯の事情に即した対応を進めていく必要があります。

また、生活保護を受けるに至らない低所得者世帯については、民生委員・児童委員や関係機関との連携により実態把握に努め、福祉、労働、教育など各分野にわたる支援施策を総合的に進めていく必要があります。

#### ■生活保護の状況

	被保護世帯数	被保護人員	保護率	世帯類型別被保護世帯数（世帯）				
				高齢者世帯	母子世帯	疾病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
平成17年度	383世帯	489人	0.43%	185	15	122	38	23
平成18年度	420世帯	533人	0.48%	207	15	130	38	30

平成17年度は年度1ヵ月分平均値、平成18年度は平成18年9月分

資料：社会福祉課

### <基本目標>

低所得世帯の社会的・経済的な自立更生を図るため、当該低所得世帯の個々の状況・可能性を十分に把握し、自立支援施策の利用を促進するとともに、生活相談・指導体制の強化に努めます。

### <施策の体系>



### <基本施策>

#### (1) 自立支援施策の利用促進

低所得者の個々の状況を的確に把握し、生活保護制度、就学援助制度、生活福祉資金貸付制度、ハローワークによる就業支援など、自立支援施策の利用を促進します。

#### (2) 相談・指導体制の充実

ケースワーカー（※）による相談、指導機能の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、プライバシーに留意しながら適切な指導が行える組織体制及び相談窓口の充実に努めます。

※ ケースワーカー：社会生活の中で困難や問題を抱え、専門的な援助を必要としている人に対して社会福祉の立場から、解決を図るための相談や援助を行う専門家のこと。

## 第4章 いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり

### 第1節 生涯学習の充実

#### 1. 生涯学習の充実

##### <現況と課題>

社会の成熟化や人々の価値観の変化に伴い、生活の質の向上や生きがいづくり、スキルアップなどを求め、市民の学習ニーズはますます多様化・高度化しています。

本市では、市民の学習意欲に的確に応えていく生涯学習の環境整備に向けて、生涯学習センター、地域交流センター、公民館、図書館、美術館などを拠点とした各種講座の開催など、多様な学習機会の提供を図るとともに、生涯学習ボランティアや「ちくせい市民講師」など指導者の育成に努めてきました。

今後とも、市民一人ひとりが自分にあった学習を選択できる基盤の一層の整備充実に努めるとともに、市民の主体的な学習活動の支援や、市民が学習成果や能力を発揮し社会貢献できる機会の創出など、生涯学習を総合的・体系的に推進していく必要があります。

また、地域の学習・情報拠点施設として図書館の果たす役割は、きわめて大きいので、図書館サービスの多様性と重要性についての認識を高め、その充実に積極的に取り組む必要があります。

##### <基本目標>

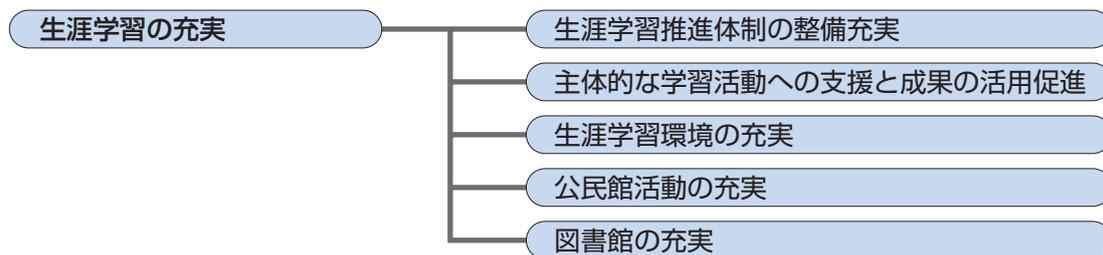
市民だれもが、いつでも、どこでもいきいきと学び交流し、楽しみながら能力を高めることができる多様な学習機会を提供するとともに、公民館や図書館など生涯学習の拠点となる施設・環境の整備を推進します。

また、学習活動で培った成果や能力を地域社会の中で活かす場や機会の充実を図ります。

##### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
各種講座・イベントの参加者数	4,450人	6,000人
公民館利用者数	288,275人	300,000人
図書の貸し出し件数(年間・1人当たり)	3冊	3.5冊

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 生涯学習推進体制の整備充実

「生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習を総合的・体系的に推進するとともに、活動の企画・事業運営へ市民が主体的に参画していく推進体制の整備を図ります。

また、生涯学習センター、地域交流センター、公民館、図書館、美術館など各生涯学習関連施設の特色を活かした事業の充実とネットワーク化に取り組むとともに、「ちくせい市民講師」への登録者等、指導者となる人材の発掘・育成を図ります。

### (2) 主体的な学習活動への支援と成果の活用促進

市民が自分にあった学習プログラムを自分自身で組み立て実行できるよう、生涯学習情報ガイドや情報紙などによる学習情報の提供に努めます。

また、生涯学習に対する市民意識の更なる啓発を図り、併せて成果の発表の場として「生涯学習フェスティバル」を開催します。

そして、生活や地域の課題に対応した学習機会を市民と協働で創設し提供するとともに、生涯学習関連施設を拠点とした特色あるコミュニティ活動や地域活動を促進します。

### (3) 生涯学習環境の充実

生涯学習関連施設の整備充実に努めるとともに、身近な自然や歴史・文化などの地域資源を活用した学習環境の充実を図ります。

### (4) 公民館活動の充実

市民の学習ニーズに対応した公民館講座の充実に努めるとともに、市民のコミュニケーションの場として施設の整備充実に努めます。

### (5) 図書館の充実

利用者ニーズに対応した図書資料や施設の充実に努めるとともに、本を介して乳児に語りかけるブックスタート事業（※1）や、読書意欲を喚起する学校訪問ブックトーク（※2）などを通して読書の大切さの普及啓発に努めます。

また、公民館図書室、学校図書館等とのネットワークの拡充を図るとともに、ボランティアによる市民参加を推進します。

※1 ブックスタート事業：3～4ヶ月健診時に絵本等を配付して、赤ちゃんの心を豊かにし、親子のふれあいを深める事業。

※2 学校訪問ブックトーク：図書館職員が各小学校に出向き、毎回1つのテーマに添って、児童に本を紹介する事業。

## ■主な生涯学習関連施設一覧

(平成18年12月1日現在)

施設名	所在地	付属施設
生涯学習センター	筑西市舟生 1073-21 TEL.0296-37-7803	市民ホール 楽屋(洋・和室) リハーサル室 会議室1・2 和室・茶室 野外ステージ ホームシアター コミュニティギャラリー マルチスペース
しもだて地域交流センター	筑西市丙 372 TEL.0296-23-1616	集会室 調理室 会議室 クラフト室 和室 セミナールーム 研修室 練習室 市民ギャラリー 大練習室 陶芸室
伊讃公民館	筑西市外塚 720 TEL.0296-25-1794	会議室 和室 調理室
川島公民館	筑西市下川島 772-1 TEL.0296-28-5604	
竹島公民館	筑西市稲野辺 513-1 TEL.0296-25-1790	
養蚕公民館	筑西市蕨 632 TEL.0296-25-1452	
五所公民館	筑西市山崎 1425-2 TEL.0296-22-6130	
中公民館	筑西市折本 325-1 TEL.0296-25-1887	
河間公民館	筑西市羽方 115-1 TEL.0296-25-1434	
大田公民館	筑西市西方 1684-8 TEL.0296-22-6132	
嘉田生崎公民館	筑西市西石田 750 TEL.0296-22-6131	
関本公民館	筑西市関本上 1470 TEL.0296-37-6626	和室 第1研修室 第2研修室 学習室 視聴覚室 大会議室 調理学習室
河内公民館	筑西市犬塚 51-2 TEL.0296-37-6556	和室 第1研修室 第2研修室 会議室 大会議室 調理実習室
黒子公民館	筑西市木戸 292-1 TEL.0296-37-6809	和室 研修室 大会議室 調理実習室
明野公民館	筑西市海老ヶ島 2120-7 TEL.0296-52-5333	大ホール 和室 会議室 研修室 講座室 展示創作室
大村公民館	筑西市海老ヶ島 1300 TEL.0296-52-1111	大会議室
協和公民館	筑西市門井 1962-2 TEL.0296-57-2511	会議室 和室 総合ホール

## 第2節 子どもの能力を伸ばす教育の充実

### 1. 幼児教育の充実

#### <現況と課題>

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われるきわめて重要な時期です。しかし、近年の出生率の低下に伴う少子化や核家族化など幼児を取り巻く環境の変化に伴い、幼児期における集団遊びや自然とのふれあいなどの希薄化や家庭における教育力の低下などが大きな問題となっています。

本市では、市民ニーズの把握に努めながら、幼稚園教育の充実や施設の整備充実を図ってきました。また、現在、明野幼稚園及び私立幼稚園全園で預かり保育を実施するなど、保護者の生活の多様化に対応した保育サービスの充実に努めています。

今後とも、幼児一人ひとりの興味や関心、生活を理解し、人や物との関わりを深め、豊かな心を育む幼児教育を進めていくとともに、保育所（園）・幼稚園・小学校間の連携をより密にしながら、発達段階に応じた幼児教育を進めていく必要があります。

また、老朽化が進む施設等については、計画的に整備を進めていく必要があります。

#### ■幼稚園・保育所（園）の数

(平成18年4月現在)

	公立	私立	計
幼稚園	3	7	10
保育所（園）	3	14	17

#### ■園児数の推移

(毎年5月1日現在)

		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年	
		学級数	園児数								
公立	関城幼稚園	2	63	3	78	3	76	3	59	2	64
	明野幼稚園	8	250	8	252	8	245	9	264	8	235
	協和幼稚園	9	254	9	255	8	230	8	213	7	222
	計	19	567	20	585	19	551	20	536	17	521
私立	下館幼稚園	3	94	3	80	3	67	3	61	3	59
	下館聖母幼稚園	5	117	5	120	5	123	5	127	5	120
	いずみ幼稚園	7	155	7	158	5	136	6	134	5	117
	英光幼稚園	3	20	3	24	3	32	4	43	4	44
	西方いずみ幼稚園	5	101	5	105	6	122	5	120	6	133
	中館幼稚園	8	178	8	171	8	169	7	144	7	149
	和光幼稚園	3	22	3	13	3	10	3	8	3	7
計	34	687	34	671	33	659	33	637	33	629	
合計	53	1,254	54	1,256	52	1,210	53	1,173	50	1,150	

資料：学校基本調査

## <基本目標>

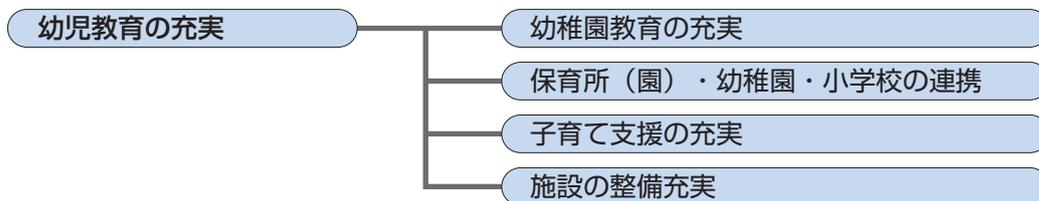
家庭や地域との連携のもと、幼稚園の教育課程の編成や運営方針、保育内容などの充実を図るとともに、施設の整備充実を推進します。

また、公立・私立幼稚園、保育所（園）の相互補完に努めるとともに、小学校との連携を強化していきます。

## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
公立幼稚園における子育て相談の開催数	9回（各園3回）	18回（各園6回）

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 幼稚園教育の充実

幼稚園教育要領に基づきながら、自然体験や社会体験の機会を増やすとともに、教育内容の一層の充実に努めます。

また、適切かつきめ細かな指導が行われるよう、教員研修の充実を図るとともに、幼稚園と家庭とが相互理解を深めていきます。

### (2) 保育所（園）・幼稚園・小学校の連携

幼稚園と保育所（園）の園児や保護者間の交流など、実情に応じて様々な取り組みを進めます。

また、小学校への接続がスムーズに行われるよう、総合的な連携を推進します。

### (3) 子育て支援の充実

保護者と地域社会の多様なニーズに応えるため、関係機関と連携を図りながら、子育て相談の実施や預かり保育等の保育サービスの充実に努めます。

### (4) 施設の整備充実

公立幼稚園については、施設の老朽化や就園児の状況に応じた施設の充実に努めます。

## 2. 学校教育の充実

### <現況と課題>

近年、少子化、情報化、国際化等、生活環境や社会環境の急激な変化や多様化する価値観の中で、これらに対応した総合的な教育の推進とともに、自ら考え、主体的に判断し行動できる児童生徒の育成が求められています。

本市では、地域の歴史、文化、伝統を活かしつつ、学校・家庭・地域及び関係機関相互の連携を図りながら、創意と活力に満ちた特色ある学校づくりを推進し、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成に努めています。

今後とも、これらの一層の充実を図るとともに、児童生徒の「生きる力」の育成、信頼と活力に満ちた開かれた学校づくり、家庭や地域社会との連携、教育環境の充実を図っていく必要があります。

また、老朽化がみられる学校施設等の計画的改修を進めるとともに、新しい教育に対応した施設の整備を進める必要があります。

さらに、学校給食においては、地元農産物等を活用した食育<sup>(※)</sup>に取り組むなど、児童・生徒の健全な発育を促すとともに、給食施設の合理的な運営に努めていく必要があります。

#### ■小学校児童数の推移

(各年5月1日現在)

	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年	
	学級数	児童数								
下館小学校	21	640	21	606	22	616	22	600	22	623
伊讀小学校	12	276	11	253	11	268	12	286	11	282
川島小学校	21	626	21	634	21	621	22	646	23	651
竹島小学校	11	249	9	236	8	228	8	230	9	228
養蚕小学校	17	451	17	479	16	455	17	453	17	457
五所小学校	9	215	7	202	7	203	7	193	7	194
中小学校	13	341	12	310	11	270	13	282	12	275
河間小学校	6	151	7	163	7	154	7	168	7	160
大田小学校	25	763	25	773	25	773	25	792	26	806
嘉田生崎小学校	7	124	7	124	7	123	7	127	7	123
関城西小学校	17	480	18	481	16	456	15	430	15	415
関城東小学校	20	522	19	504	18	500	19	498	18	482
大村小学校	14	322	14	333	14	353	14	362	15	382
村田小学校	7	194	7	196	7	203	7	200	7	206
鳥羽小学校	6	144	6	142	6	141	6	150	7	144
上野小学校	7	166	7	175	7	174	7	178	7	173
長讀小学校	6	153	6	153	6	147	6	142	6	146
古里小学校	10	247	9	228	8	227	7	217	7	215
新治小学校	20	566	20	550	20	532	20	522	19	520
小栗小学校	8	206	7	188	7	193	7	182	7	185
計	257	6,836	250	6,730	244	6,637	248	6,658	249	6,667

資料：学校基本調査

## ■中学校生徒数の推移

(各年5月1日現在)

	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年	
	学級数	生徒数								
下館中学校	20	602	19	557	16	506	16	498	15	478
下館西中学校	16	487	15	477	16	490	15	462	15	456
下館南中学校	24	772	23	749	22	708	20	657	20	635
下館北中学校	11	265	11	275	11	287	10	266	10	253
関城中学校	17	525	17	511	17	510	17	507	17	494
明野中学校	18	584	16	531	17	517	14	464	14	465
協和中学校	18	569	17	544	17	525	17	538	17	496
計	124	3,804	118	3,644	116	3,543	109	3,392	108	3,277

資料：学校基本調査

## &lt;基本目標&gt;

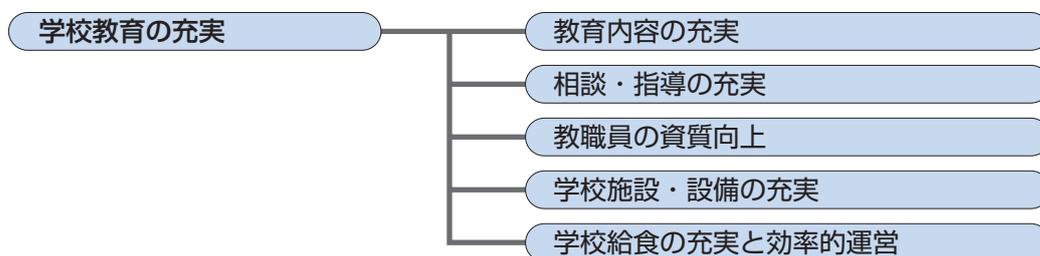
学校・家庭・地域及び関係機関相互の連携を図りながら、教育環境の整備や教育内容の充実、きめ細かな生徒指導の推進を図り、筑西市の教育目標の具現化を目指します。

また、食育の推進や安全性の確保に努めながら、学校給食の充実と適切な運営を図ります。

## ■筑西市の教育目標

- 自ら学び自ら考え確かな学力を身につける
- 思いやりのある豊かな人間性をつちかう
- たくましく心身ともに健康な体をつくる

## &lt;施策の体系&gt;



## <基本施策>

### (1) 教育内容の充実

児童・生徒個々に応じた指導の工夫改善に努め、自ら学び自ら考える力などの確かな学力の育成に努めるとともに、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験活動を重視し、教育活動全体を通じた心の教育の充実に努めます。

また、国際理解教育や英語教育の充実、IT機器を利用した効果的な指導の導入など、国際化や高度情報化社会に対応できる児童生徒の育成を図ります。

### (2) 相談・指導の充実

児童・生徒の理解と好ましい人間関係づくりを通して学級経営の充実に努め、きめ細かな生徒指導に努めます。

また、生活指導員や心の教室相談員、相談機関等との連携を図り、不登校やいじめなどの問題の早期発見・未然防止など、相談・指導の充実に努めます。

### (3) 教職員の資質向上

研究員研修、人権教育研修会、教員社会体験研修、教育論文研修会等、様々な研修の場を通して教職員の資質の向上を図ります。

また、指導主事等の学校訪問による助言・指導により、教科や学級経営、生徒指導等の諸問題の解決を図ります。

### (4) 学校施設・設備の充実

安全、安心、快適な学校環境を確保するため、施設の改築や耐震補強、大規模改修など、必要な施設の改善を計画的に進めます。

また、パソコンの計画的な更新や情報教育環境を整えるとともに、各学校間や図書館等との情報共有化を図ります。

### (5) 学校給食の充実と効率的運営

安全でおいしい学校給食を実施するため、一層の衛生管理に努めるとともに、新鮮で安全な地元農産物や旬の食材の導入、献立の工夫等、食育の推進に努めます。

また、学校給食の効率的運営を図るため、運営方式等の見直しを図ります。

※ 食育：心身の健康の基本となる食生活に関する様々な教育を行うこと。



■ 学校給食



■ 川島小学校体育館

### 3. 高等教育機関等との連携

#### <現況と課題>

近年、社会が高度化・複雑化し、グローバル化が進展する中で、職業能力の向上や個人のキャリアアップにつながるような専門的な知識や技能を習得するための取組みが求められています。また、団塊の世代を中心に生涯学習活動に対する需要の増大が見込まれており、教育機関が地域の教育・学習機関として果たす役割はますます重要になっています。

本市には、4つの県立高等学校を含む6つの高等学校・専門学校等が設置されています。これらの教育機関では、それぞれ独自に学校開放講座等を実施していますが、個別的・単発的であり、生涯学習として体系化されたものではありません。

今後は、地域の社会資源として、教育機関の持つ優れた機能を生涯学習推進施策体系の中に位置づけ、生涯学習活動や人材育成等、生涯学習のまちづくりに活用できるよう、関係機関との協力体制を確立していく必要があります。

また、これらの中核となる大学等の高等教育機関の誘致を推進していきます。

#### ■高等学校・専門学校

高等学校	専門学校
茨城県立下館第一高等学校	茨城県立下館産業技術専門学院
茨城県立下館第二高等学校	細谷高等専修学校
茨城県立下館工業高等学校	
茨城県立明野高等学校	

#### ■学校開放講座

(平成18年度)

学校名	講座数	講義回数
茨城県立下館第一高等学校	1	5
茨城県立下館産業技術専門学院	18	61

#### ■地域交流イベント

(平成18年度)

学校名	回数
茨城県立協和養護学校高等部	5

## <基本目標>

地域と教育機関との連携を通じて、高度化・専門化する学習ニーズに対応した学習機会を創出するとともに、地域の教育・学習の場として開かれた学校づくりに努めます。

また、更なる教育環境の向上をめざして、専門学校・大学等高等教育機関の立地誘導に努めます。

## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
学校開放講座の開催数	66回	75回
地域交流イベントの開催数	5回	10回

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 地域と教育機関との連携

教育機関相互の連携を深め、学校開放講座などの一層の充実を図るとともに、市外の高等教育機関との提携事業、施設や人材の活用、各種イベントの協力などを通して地域交流を推進します。

### (2) 高等学校の施設充実

地域の教育・学習の場として、生涯学習活動や人材育成活動、生涯学習によるまちづくりに活用できるよう、高等学校の施設整備や教育機器の充実を関係機関に要望します。

### (3) 高等教育機関の立地誘導と連携

大学等誘致推進協議会を中心とした推進体制の強化を図り、地域づくりのリーダーの養成や教育・学術面での専門的な学習拠点として大学等高等教育機関の立地誘導を進め、大学等と連携しながらその知的資源を活かした地域の人材育成を推進します。

## 第3節 地域で進める青少年の健全育成

### 1. 青少年の健全育成

#### <現況と課題>

変化の激しい社会の中で、有害環境の進行、薬物の乱用、子どもを対象とする犯罪や児童虐待事件の多発等、青少年を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

一方、「外で集団で遊ぶ」ことが基本であった子どもの遊びが、「室内で一人で遊ぶ」形態に変わり、友達との遊びも経験できずに育った青少年の「心の闇」を象徴するような凶悪な事件も頻発しています。

今後は、これらの諸問題の解決の糸口を探り、社会環境の変化に対応できる青少年の育成を図るため、家庭、学校、青少年センターを中心として、青少年相談員や青少年育成筑西市民の会などの関係機関や地域の安全ボランティア等との連携をさらに強化し、青少年の健全育成を進める必要があります。

また、ボランティア活動、職業体験、自然体験、スポーツ・文化活動、環境美化等の社会参加活動を促進し、青少年が多様な人間関係を体験して主体性を育むことができるような取組みを進める必要があります。

#### <基本目標>

家庭や地域が果たす役割の重要性を再認識し、家庭・学校・地域が一体となって青少年の健全育成に努めるとともに、主体的に活動できる場の創出を図り、青少年が思いやりの心や豊かな人間性を育むことができる環境づくりを進めます。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
地域子ども安全ボランティア会員数	3,764人	4,000人
子どもを守る110番の家	3,041軒	4,000軒

#### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 推進体制の充実

青少年問題協議会を中心として、関係機関・団体が相互の連携を強化し、市民と一致協力して、非行の未然防止や問題解決のための活動を積極的に推進し、諸活動が総合的・効果的に行われるよう推進体制の充実を図ります。

### (2) 青少年団体の育成・支援

子ども会、スポーツ少年団、高校生会などの青少年団体の育成・支援を推進します。  
また、青少年育成筑西市民の会など、青少年の健全育成に取り組む市民団体を支援します。

### (3) 非行防止活動の推進

学校や関係機関、青少年育成団体、家庭、地域が密接な連携をとりながら、問題行動の早期発見・指導に努めるとともに、有害広告を追放するなど青少年のための環境浄化を図り、地域ぐるみで非行防止活動を推進します。



■ ちくせいマラソン大会

## 2. 家庭・学校・地域との連携

### <現況と課題>

青少年非行の深刻化やいじめ、不登校などの青少年をめぐる様々な問題の背景として、少子化、核家族化の進行、出生率の低下等による家庭や地域の人間関係の希薄化、子どもの遊びの変化、家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。

また、子どもを標的とした凶悪事件も多発しており、家庭・学校・地域が連携して子どもの安全を守り、地域全体で子どもを育てていくという意識を高めていくことがますます重要になっています。

今後は、地域が協力し合って、自然体験や社会体験など様々な活動の場や機会を提供しながら、家庭と地域の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。

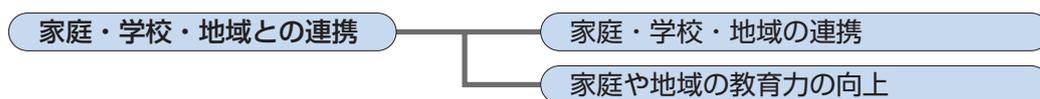
### <基本目標>

家庭・学校・地域が一体となって教育力を高め、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進します。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
自然体験活動、社会体験活動等への参加者数	2,500人	2,700人
家庭教育学級数	45学級	50学級

### <施策の体系>



### <基本施策>

#### (1) 家庭・学校・地域の連携

家庭・学校・地域が密接に連携・協力して青少年が安全で安心して学校生活を送れるよう、子ども安全パトロールの実施などによる環境整備に努めます。

また、家庭・学校・地域の連携による身近な自然環境、歴史・文化等とふれあえる場・機会の充実を図るとともに、ボランティア活動などへの青少年の積極的な参加を促進します。

#### (2) 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育学級の充実など、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、子育て支援施策・相談体制の充実に努めます。

また、地域における多様な体験活動などを通して、様々な分野における親子のふれあい事業を推進し、ともに学びふれあう親密な関係づくりから、信頼関係を育むことにより、地域の教育力を高めていきます。

## 第4節 生涯スポーツの推進

### 1. 生涯スポーツの推進

#### <現況と課題>

社会構造の変化による余暇時間の増大や生活水準の向上に伴い、市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズはますます高まっています。

また、高齢化社会の進展や近年の生活習慣病などの健康不安から、健康に対する関心も高まっており、スポーツを通して体力低下を防止し、健康維持を図ることがますます重要となっています。

本市では、市民だれもが、いつでも、どこでも、気軽に健康・体力づくりができるよう、各種体育施設の整備やスポーツ団体等の育成・支援を進めてきました。

今後とも、市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援に努め、子どもから高齢者まで、生涯スポーツに親しめる環境づくりを推進していく必要があります。

#### <基本目標>

市民の生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興を目指し、各種スポーツ団体等の育成・支援を図ります。

また、スポーツ施設等の整備充実を図るとともに健康づくり施設等との連携のもと柔軟で効果的な施設利用を推進します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
体育協会加盟団体	26 団体 (10,452 人)	30 団体 (12,000 人)
スポーツ少年団加盟団体	61 団体 (1,146 人)	70 団体 (1,300 人)
体育施設の利用者数	623,096 人 ※平成17年実績	650,000 人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 生涯スポーツ活動の普及・推進

各種教室や講習会等の開催を通して、軽スポーツ、ニュースポーツ（※1）、高齢者スポーツの普及など、体力や年齢に応じて誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ生涯スポーツ活動の普及に努めます。

また、各種団体における活動の情報収集及びホームページなどを利用したスポーツ情報の提供に努めます。

### (2) 指導者・スポーツ団体等の育成

各種スポーツ・レクリエーション活動に応じた指導者の養成と資質向上のため、指導者・リーダー養成講習会等への参加を促進します。

また、地域に応じた個性ある豊かなスポーツ社会を実現するため総合型地域スポーツクラブ（※2）の設立を推進します。

### (3) スポーツ施設の整備充実

多様化するスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、スポーツ施設の整備を図るとともに、既存施設の充実や学校施設の開放を推進します。

また、予約システムをはじめとして、スポーツ施設を気軽に利用できるしくみづくりを推進していきます。

※1 ニュースポーツ：高齢者でも気軽にゲームができ、適度な運動量があり楽しむことができるスポーツ。

※2 総合型地域スポーツクラブ：種目、世代・年齢、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブ。



■ ウォーキング大会

■主な体育施設一覧

(平成18年12月1日現在)

	施設名	所在地	付属施設
体育館・トレーニングセンター・武道館	下館総合体育館	筑西市上平塚 627 TEL.0296-28-5040	メインアリーナ サブアリーナ トレーニングルーム 会議室 研修室
	下館トレーニングセンター	筑西市二木成 1622 TEL.0296-25-1535	体育室 (A) 体育室 (B) トレーニング室 健康体力相談室
	下館武道館	筑西市下中山 732-1	武道場 弓道場
	関城体育センター	筑西市犬塚 51-14 TEL.0296-37-6049	屋内運動場 柔道場
	関城体育館	筑西市藤ヶ谷 1845-1 TEL.0296-37-6049	体育館 トレーニング室
	明野トレーニングセンター	筑西市海老ヶ島 2120-7 TEL.0296-52-5333	競技場
	明野武道館	筑西市海老ヶ島 2120-7 TEL.0296-52-5333	柔剣道場
	明野体育センター	筑西市新井新田 41-3 TEL.0296-52-1415	競技場
	協和の杜体育館	筑西市久地楽 260 TEL.0296-57-6600	体育館アリーナ トレーニング室
	協和多目的研修センター	筑西市久地楽 260 TEL.0296-57-9605	ホール 研修室 調理室 多目的グラウンド
運動場等	下館運動場	筑西市上平塚 639	野球場 ソフトボール場 テニスコート 多目的広場
	成田スポーツ公園	筑西市成田地先	テニスコート 球場 多目的広場
	鬼怒緑地	筑西市小川地先	野球場 ソフトボール場 テニスコート サッカー場
	関城運動場	筑西市辻字西原 2435	野球場 多目的運動場 テニスコート
		筑西市藤ヶ谷 1845-1	運動場 キャンプ場 グリーンスポーツハウス
	関城富士ノ宮球場	筑西市関本上中 306-1	野球場
	明野運動広場	筑西市宮山 30	広場
	明野球場	筑西市新井新田 40	野球場
	明野中央公園	筑西市新井新田 42-5	テニスコート 広場
	つくば明野工業団地スポーツ公園	筑西市向上野 1500-8	多目的スポーツ広場
	協和球場	筑西市細田 663-2	野球場
	協和サッカー場	筑西市蓮沼 1611-3	サッカーコート 多目的グラウンド
	協和の杜テニスコート	筑西市久地楽 260	テニスコート
	サイクリングロード	五行川沿い	
	さわやかロード	筑西市藤ヶ谷	マラソンコース
筑西市犬塚 540-1		憩いの花園	
筑西市辻 2333-3		一休庭園	

資料：スポーツ振興課

## 第5節 地域文化の振興

### 1. 歴史・伝統文化の保全・継承・活用

#### <現況と課題>

本市は、豊かな自然と恵まれた環境のもとで、多くの文化遺産と先人の営みの中で受け継がれてきた歴史や伝統文化を継承してきました。

その多くは、指定文化財として今日まで保存・伝承される一方、指定を受けずに地域に根ざして脈々と伝えられている文化財もあります。こうした文化遺産を掘り起こすとともに、郷土の文化財の保存・顕彰に努めていく必要があります。

また、有形・無形文化財や埋蔵文化財、民俗文化財などの保存・伝承は、近年のめまぐるしい開発や生活様式の変化のなかにあって、後継者の不足などの問題を抱えています。こうした伝統芸能や伝統的技術は、郷土の誇りとして地域社会のつながりを深め、愛着を育む大切な資産であり、地域の協力のもと、適切に保存・継承していくことが望まれます。

今後は、地域に残された貴重な文化遺産の調査・研究・保護を図るとともに、文化財に対する理解を深めるための啓発と保護・保存への協力要請など、関係機関との連絡調整や組織体制づくりを推進していく必要があります。

#### ■指定文化財の件数

(平成18年4月1日現在)

	国指定	県指定	市指定	合計	備考
有形文化財	1	17	81	99	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、考古資料、歴史資料など
無形文化財	1			1	きゅう漆保持者
民俗文化財		1	10	11	有形民俗、無形民俗
記念物	4	4	26	34	史跡、天然記念物
合計	6	22	117	145	

このほか、国登録有形文化財6件

資料：文化課

#### <基本目標>

「文化財保護計画」に基づきながら文化財の保護・保存と活用を推進するとともに、文化財愛護意識の高揚を図り、文化遺産として後世への継承に努めます。

また、地域の歴史や文化を掘り起こし、関係機関等との連携のもとに歴史の拠点づくりに努めます。

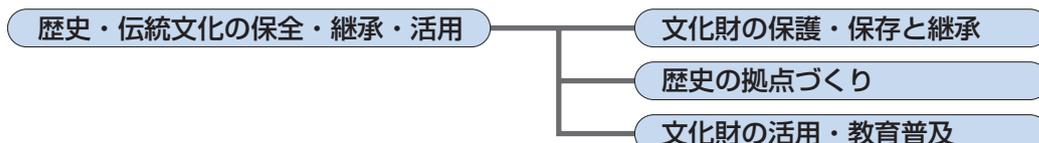


■ 観音寺本堂（市指定文化財）

## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
指定文化財の指定件数	145 件	150 件

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 文化財の保護・保存と継承

文化財の保護・保存の指針となる「文化財保護計画」を策定するとともに、積極的に未指定文化財の調査・研究・保護を推進し、後世に継承します。

また、無形民俗文化財（伝統芸能）や有形民俗文化財、埋蔵文化財などを保護・継承するため、関係機関等との調整に努めるとともに、その活用と調査・研究に努めます。

### (2) 歴史の拠点づくり

地域に残る伝統文化や歴史資源を掘り起こすなど、地域の再発見と活用に努めるとともに、文化財資料の保管・管理と教育普及に資する活用を図るための拠点づくりに努めます。

### (3) 文化財の活用・教育普及

学校教育の総合学習や社会教育講座などの要請に応じ、郷土の歴史認識を深める体験学習事業等を実施するなど、意識の啓発と文化財に対する愛護思想の高揚を図ります。



■ 板谷波山生家（県指定文化財）



■ 下館新能



■ 小栗内外大神宮太々神楽（県指定文化財）

## 2. 文化・芸術の振興

### <現況と課題>

本市は、多くの芸術家や文化人を輩出してきた恵まれた環境と高い文化的環境を有するとともに、それぞれの地域においても特性に応じた文化・芸術が育まれ、今日のまちづくりに大きく寄与しています。

本市では、こうした風土を活かして、県内初の市立美術館を開館し、本市が誇る芸術や郷土ゆかりの作家の展覧会を開催するなど、文化・芸術に親しめる場の提供に努めています。

今後は、地域での文化・芸術活動の拠点づくりや、市民の自主的な文化活動の支援、各種団体・サークルの育成などを通して、魅力ある文化・芸術のまちづくりを推進していく必要があります。

また、美術館を拠点として、文化勲章受章者である板谷波山・森田茂の顕彰をはじめ、筑西市の文化を広く全国に発信していくとともに、芸術祭や文化祭、薪能の開催など、新たな市民文化を育む文化事業の一層の充実に努めていく必要があります。

#### ■しもだて美術館所蔵作品数

(平成18年12月31日現在)

部門	日本画	油彩画	水彩・素描	版画	彫刻・立体	工芸	書
点数	11	59	26	87	7	63	104

### <基本目標>

市民の文化・芸術活動を一層促進するため、各種団体やサークルの育成、鑑賞や発表の場の確保など、市民が文化・芸術に触れる機会を創出し、広く情報を発信していきます。

また、優れた芸術の鑑賞、まちづくりと情報発信の拠点として、「しもだて美術館」の一層の充実を図ります。



■アルテリオ（しもだて美術館）

## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
美術館への入館者数	27,000 人	30,000 人
文化・芸術団体への加入者数	3,737 人	4,000 人
板谷波山記念館への入館者数	5,484 人	7,000 人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 文化・芸術活動の支援

文化団体への活動支援を図るとともに、地域交流センター、生涯学習センターや各地区公民館等との連携のもと、芸術祭、文化祭、演劇やコンサートなどを開催し、市民への文化意識の高揚を図ります。

また、文化活動団体や自主活動団体への支援・育成を図るとともに、文化・芸術活動の充実と活動拠点となる施設の整備充実に努めます。

### (2) 文化環境の有効活用

文化・芸術の振興を図るため、関係機関、関係団体、民間ギャラリー等との連携に努め、各種文化情報を共有し提供するネットワークづくりを推進します。

### (3) 美術館の充実

優れた文化・芸術を体験し、ふれあう場として、また文化・芸術活動の振興と情報発信の拠点として、「しもだて美術館」の一層の充実を図ります。

また、学校や企業との連携を図りながら、魅力ある展覧会や講演会の開催、ワークショップ(\*)の実施など、世代・地域を超えて市民が参加できる文化事業の充実に努めます。

※ ワークショップ：体験型の講座をいい、住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法として用いられる。



■ 黒川能（森田茂作）



■ 白磁牡丹彫文水差（板谷波山作）



■ 明野ミュージカル

## 第5章 心と美しく豊かな景観と環境を大切にしまちづくり

### 第1節 自然環境の保全と景観づくり

#### 1. 自然環境の保全

##### <現況と課題>

本市は、筑波山を望む美しい田園環境、鬼怒川をはじめとする河川の水辺、里山・平地林などの自然環境を有しています。これらは歴史ある市街地や潤いある集落環境を背景として、市民の誇り、心の拠り所となっており、近年では河川の美化や里山の保全などに取り組む市民・団体の活動も活発に行われています。

本市が誇るこうした豊かな自然環境を守り、次代に継承していくことが筑西に住む市民と行政の責務であることを改めて認識し、市民と行政が一体となって環境保全に取り組んでいく必要があります。

今後は、自然環境の保全や地球環境に配慮した生活環境対策に積極的に取り組むとともに、心と美しい田園風景や地域にあった街並みづくりなど、新たな時代に向けて、本市の個性・魅力が際立つ美しい都市環境づくりを推進していく必要があります。

##### ■市内主要4河川のBOD（※）適合状況

	鬼怒川	小貝川	五行川	大谷川	総合適合率
平成15年度	100%	83%	100%	92%	94%
平成16年度	100%	67%	67%	92%	82%
平成17年度	100%	84%	100%	100%	96%

資料：生活環境課

##### <基本目標>

豊かな自然環境や生態系を守り、共生していくまちづくりをめざし、公害防止をはじめとする生活環境の保全に努めるとともに、市民の憩いの場となる河川や緑地等の保全に市民とともに取り組んでいきます。

##### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成17年)	目標値 (平成23年)
BODの総合適合率	96%	100%

##### <施策の体系>



※ BOD：生物科学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

## <基本施策>

### (1) 生活環境対策の推進

工場・事業所等からの排水の監視や、公共水域や地下水の継続的な観測を実施し、周辺地域の環境保全に努めます。

また、大気汚染、騒音・振動・悪臭等についての対策を徹底するとともに、日常の近隣騒音の防止について市民への啓発を図り、静穏な生活環境の保全に努めます。

### (2) 自然環境対策の推進

花木の里親制度や花いっぱい運動などの緑化活動を通して、市民主体の緑環境の保全に努めます。

また、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進など、総合的な排水対策の推進により河川の水質保全・浄化に努め、生き物の棲みやすい水辺環境の保全に努め、自然と共生するまちの実現を目指します。



■ 里山保全



■ 鮭遡上



■ 鮭遡上看板

## 2. 景観づくりの推進

### <現況と課題>

本市は、筑波山を望む広大な田園景観、鬼怒川・小貝川をはじめとする河川や緑地の景観、北部丘陵地の山林や田園に残る里山・平地林・集落景観など、豊かな水と緑の自然景観を有しており、これらは市民のふるさとの風景として継承されてきました。また、古くからの県西地域の中心地として発展してきた歴史と文化の環境は、自然環境と相まって多くの芸術家を排出する風土として本市に深く根付いています。

今後とも、先人が守り育ててきた環境や歴史・文化と暮らしとの関わりを次代にしっかりと継承していくため、美しい自然・田園景観や歴史的街並みの保全、都市の活力を象徴する風格ある市街地の景観など、筑西市ならではの魅力ある都市環境・景観づくりに市民とともに取り組んでいく必要があります。

### <基本目標>

美しい自然景観と歴史・風土が調和した筑西市らしい街並み・景観を創出し、次代に継承していきます。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
違反広告物追放推進団体	20 団体	25 団体

### <施策の体系>



■ サイクリングロード（五行川）

## <基本施策>

### (1) 法規制等の適正な運用

景観法や屋外広告物法に基づく県条例の適正な運用を行うとともに、「都市計画マスタープラン」(※)に基づきながら、地域の特性を活かした景観形成に努めます。

### (2) 街並みの整備

良好な居住環境を維持するため、計画的な都市基盤の整備とまちなかの自然環境との調和を図りながら、だれもが誇りを持って住み続けられる美しい街並みづくりを推進します。

特に、まちなかにおいては、蔵造や歴史ある建物など、昔ながらの景観と共存を図りながら、文化的で活力と賑わいのある街並みづくりを推進します。

また、違反広告物等への適切な規制を行うとともに、市民の住まい環境・景観への関心を高め、景観づくりへの積極的な参加を促進していきます。

### (3) 自然・歴史景観の保全活用

筑波山を望む景観に配慮するとともに、鬼怒川や小貝川などの河川景観、平地林などの残された貴重な自然、緑豊かな田園・集落景観、歴史ある街並み景観などの保全に市民とともに取り組むとともに、自然環境・景観の保全に取り組む市民・団体の活動を支援します。

※ 都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。



■ 市役所屋上からの風景



■ 景観づくりの推進

## 第2節 地域環境を守る循環型社会の形成

### 1. 循環型社会の形成

#### <現況と課題>

本市では循環型社会の構築に向けて、分別収集の徹底、資源ごみの回収の充実によるごみの減量化を推進しており、1世帯当たりのごみの排出量は全国平均よりも少ない良好な状況にあります。

今後は、各地区の収集業務及び排出ルールの一掃をはじめ、市民やリサイクル推進団体の協力を得ながら、筑西市全体のごみの収集業務の均衡を図っていく必要があります。

ごみ処理については、「一般廃棄物処理計画」に基づく適正処理を進めているほか、し尿及び浄化槽清掃汚泥は、筑西広域市町村圏事務組合・筑北環境衛生組合のし尿処理施設により衛生的に処理を行っています。

不法投棄は、地域の豊かな自然環境を守る上で、重大な社会問題となっており、今後とも、地区のリサイクル団体等との連携を図りながら、防止看板の設置や監視・パトロール体制の強化を図っていく必要があります。

#### ■ごみの排出量の推移

	収集人口 (人)	家庭ごみの量 (t)	資源ごみの量 (t)	1人が1日に排出 する家庭ごみの量 (g/日)	リサイクル率 (収集ベース) (%)
平成16年度	115,624	24,607	4,266	583	14.8
平成17年度	114,840	24,473	4,151	584	14.5

リサイクル率(収集ベース) = 資源ごみの量 ÷ (家庭ごみの量 + 資源ごみの量)

資料：生活環境課

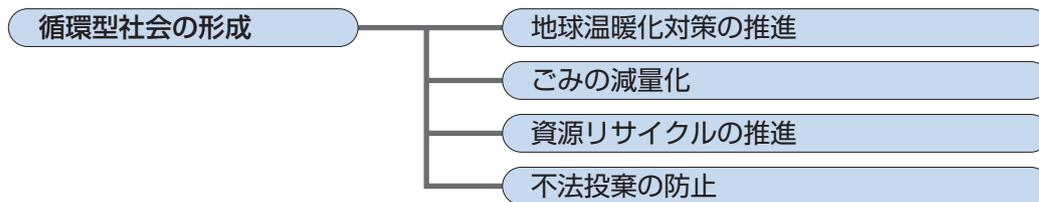
#### <基本目標>

市民と行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むとともに、環境負荷の少ない循環型社会を実現するため、市民や企業の意識の一層の高揚を図り、ごみの減量化・再資源化、不法投棄等の抑制を推進し、次世代に継承すべき良好な地域環境を保全します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成17年)	目標値 (平成23年)
リサイクル率(収集ベース)	14.5%	18.0%
1人が1日に排出する家庭ごみの量	584g	500g

## < 施策の体系 >



## < 基本施策 >

### (1) 地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設等における二酸化炭素の排出削減や省エネルギー・省資源などを推進するとともに、民間施設や一般家庭で取り組む地球温暖化対策の普及・啓発を図ります。

### (2) ごみの減量化

公共事業はもとより市民の日常生活におけるごみの減量化について、一層の普及・啓発を図ります。

また、コンポストやEM ぼかし容器（※1）購入費用の助成などの補助事業により、有機ごみの減量と再利用を促進します。

### (3) 資源リサイクルの推進

分別収集方法の統一をはじめ市全体の収集業務の均衡を図るとともに、自治会等との連携やリサイクル団体の育成など、市民との協働のもと分別収集・リサイクルの徹底を図ります。

また、処理過程で生成される溶融スラグ（※2）入りアスファルト舗装材の利用促進など、リサイクル資材の積極的な活用を図ります。

### (4) 不法投棄の防止

粗大ごみ等の収集事業の周知・徹底を図り、河川や山林への不法投棄の防止に努めます。また、市民・団体との連携のもと、不法投棄の監視やパトロールの強化を図ります。

※1 EM ぼかし容器：EM 菌（有用微生物群）によって、生ゴミをたい肥にする容器。

※2 溶融スラグ：焼却灰を 1,200℃以上で溶かし、水で急冷して小粒子にしたもの。



■ ごみ拾い（ボランティア活動）

## 第3節 計画的土地利用と市街地の整備

### 1. 計画的土地利用の推進

#### <現況と課題>

本市は、全域 20,535ha が都市計画区域に指定され、そのうち約 7%に当たる 1,522ha が市街化区域となっていますが、近年、市街地の空洞化、商業施設や住宅の郊外立地など、社会経済情勢等を背景に土地利用の形態も変化しつつあります。

今後は、市街地の計画的な整備と効率的な土地利用、集落地における開発の適正な誘導など、地域の特性に応じた適切な土地利用の推進を図り、生活環境の向上と地域の活性化を図っていく必要があります。

また、筑西幹線道路等の整備により影響を受ける沿道地域においては、周辺環境や地域の特性を踏まえた適切な規制誘導のもと、地域の豊かさにつながる秩序ある土地利用を推進していく必要があります。

#### ■地目別土地面積

(ha)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
平成 12 年	6,560	5,505	2,970	1,361	71	681	3,387	20,535
平成 15 年	6,554	5,372	3,018	1,339	70	745	3,437	20,535
平成 18 年	6,612	5,310	3,098	1,346	85	789	3,295	20,535

資料：資産税課

#### <基本目標>

市の健全な発展と、市民が誇りをもって住み続けることができる魅力ある快適環境の形成をめざし、広域的な動向や地域特性を踏まえながら、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

#### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 総合的な土地利用の推進

「都市計画マスタープラン」に基づく地域別の土地利用計画の策定や、まちづくり特例市として取り組む開発許可制度や市宅地開発指導要綱等の整備により、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

### (2) 自然と暮らしが共存する環境の整備

豊かな自然や歴史環境を保全しながら、個性あるまちづくりや潤いある生活環境づくりへの活用を図ります。

また、産業との連携に基づく複合的な土地利用の誘導や、地域の特性に応じた緑豊かな街並みづくりなど、自然と暮らしが共存する魅力ある環境づくりを推進します。

### (3) 地籍調査の推進

市民の権利の保護及び土地取引の円滑化、行政の効率化を図るため、国土調査法に基づきながら、未調査区域の地籍の実態を適切に調査します。



■ 八丁台土地区画整理事業

## 2. 市街地の整備

### <現況と課題>

本市の市街地は、下館駅を中心とした中心市街地、川島駅・玉戸駅周辺の副次的市街地、各地区の既成市街地、工業団地から構成されており、それぞれの地区の特性に応じて、道路や公園等の都市基盤施設の整備を段階的に進めています。

特に JR 下館駅から国道 50 号までの県道稲荷町線を軸とする市街地においては、目抜き通りとなる稲荷町線の拡幅、地域交流センターや美術館の建設及び筑西しもだて合同庁舎等の整備が行われ、文化・交流ならびに行政機能を担う都市生活支援拠点として、潤いと活力をもたらす中心市街地の再生を推進しています。

また、中心市街地周辺や国道 50 号バイパス沿線については土地区画整理事業による面的・総合的な市街地整備により、良好な住環境の保全とゆとりある住宅地の形成を進めています。

今後は、「都市計画マスタープラン」に基づく土地利用計画や都市再生整備計画など計画的な市街地の整備を推進していく必要があります。

### <基本目標>

本市の誇る豊かな自然環境・田園環境との調和を基本に、中心市街地への都市機能の集積による活力と魅力のある都市生活拠点の形成を図るとともに、地区の特性に合わせ、街並みや景観に配慮した市街地整備を推進します。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
土地区画整理事業（八丁台地区 施行面積 60.1ha）	87.9%	100.0%

現況値、目標値は公共施設の整備率を示す。

### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 安全で快適な市街地の形成

周辺環境や景観との調和を図りつつ、住民の理解と協力のもと、道路・公園をはじめとする公共施設等の計画的な整備を推進し、地域の特性が活かされた安全で快適な市街地の形成を図ります。

### (2) 中心市街地の整備

街並み環境の整備やシビックコア関連整備などを推進し、公共機能の集積を図りながら歴史と文化の香るまちの顔づくりに努め、市民の交流を促進し、高齢者等にも暮らしやすい活力ある市街地づくりを進めます。

### (3) 土地区画整理事業の推進

周辺市街地のスプロール化(※)の防止と、公共施設の整備改善・宅地の利用増進のため、土地区画整理事業による面的整備を推進するとともに、現在施行中の「八丁台土地区画整理事業」の早期完成を目指します。

また、まちなかの土地の有効活用を図る小規模土地区画整理事業を推進します。

※ スプロール化：都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。



■ 下館駅中心市街地

## 第4節 交通環境の整備

### 1. 道路網の整備

#### <現況と課題>

本市の道路体系は、東西方向に走る国道50号、南北方向に走る国道294号の2路線を骨格とし、これらを補完する環状道路や放射道路として県道及び市道がネットワークを形成しています。

都市計画道路については、44路線、総延長121.27kmが計画決定されており、整備率は平成17年度で45.1%となっていますが、現在、国の官公庁施設と市の公共施設等を連絡する中島・富士見町線及び中島・西榎生線の整備を進めており、中心市街地の再生の軸となる道路として早期完成が望まれています。

また、市街地環状線を形成する一本松・茂田線（筑西幹線道路）やつくば市へのアクセス道路である主要地方道つくば・真岡線バイパス、主要地方道筑西・つくば線バイパスの整備を進めています。

今後は、広域化する都市活動に伴い増大する交通需要への対応を踏まえつつ、「都市計画マスタープラン」等に基づきながら、計画的な道路整備を推進していく必要があります。

#### <基本目標>

国道50号バイパスの整備や国道294号の4車線化、主要地方道筑西・つくば線バイパスなど、広域交通網の整備を促進します。

また、筑西幹線道路をはじめ、交通渋滞を解消し活発な社会経済活動の基盤となる幹線道路網の計画的な整備を推進します。



■ 国道50号

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 国・県道の整備促進

国道の混雑緩和のため、国道50号下館バイパスの早期完成、協和道路の整備促進、さらには国道294号4車線化の早期実現を国・県に要望していきます。

また、主要地方道筑西・つくば線バイパス等の整備を、引き続き県に要望していきます。

### (2) 幹線道路の整備

市街地環状線を形成する道路である一本松・茂田線（筑西幹線道路）やつくば市方面へのアクセス道路である倉持・東石田線（倉持バイパス）の整備など、交通渋滞を解消し、活発な社会経済活動の基盤となる幹線道路の計画的な整備を推進します。

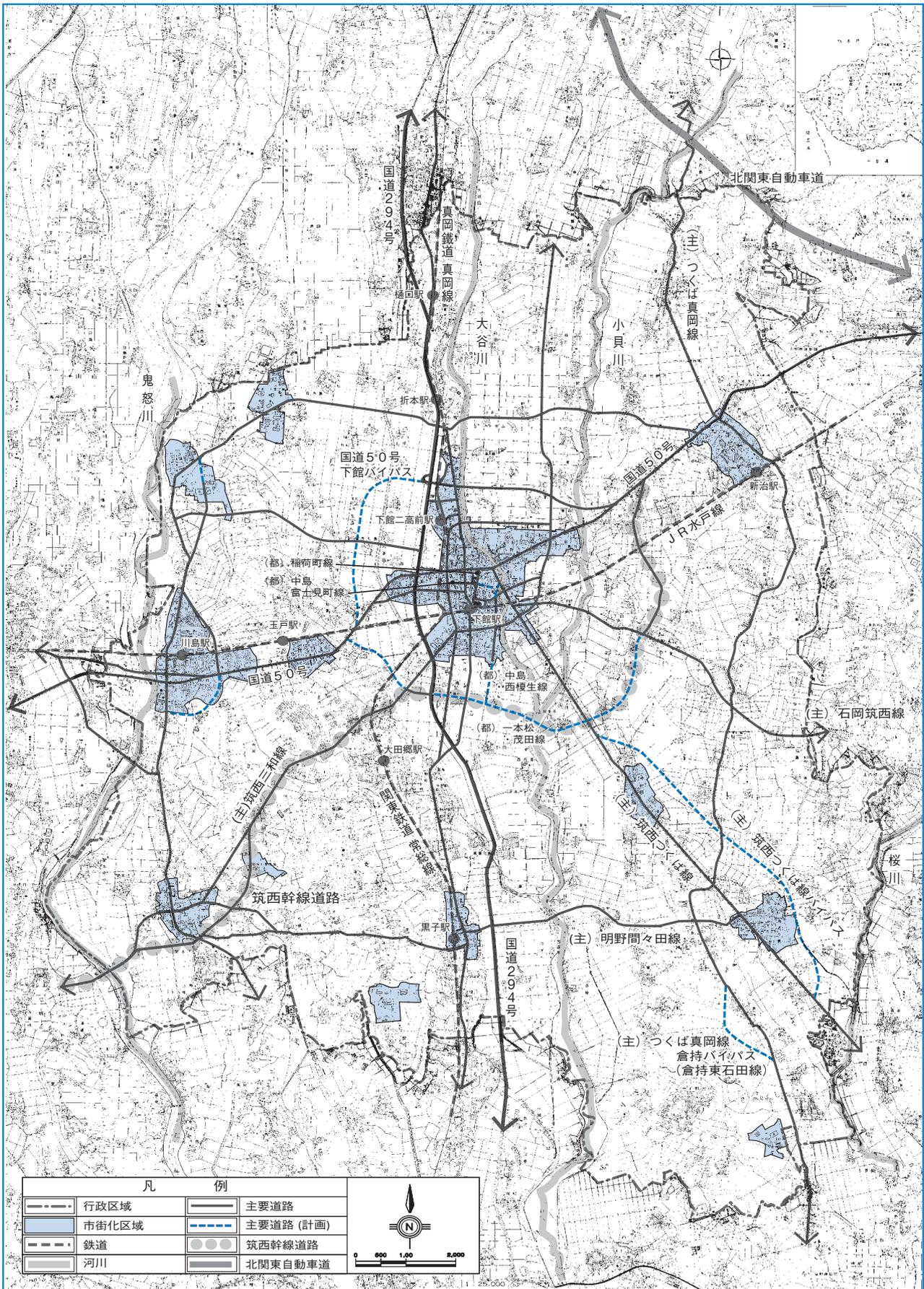
### (3) 都市計画道路の整備

市街地の道路ネットワークを強化するため、中島・富士見町線、中島・西榎生線などの都市計画道路の整備を推進します。



■ 一本松茂田線（都市計画道路）

主要道路整備状況



## 2. 公共交通網の整備

### <現況と課題>

本市は、JR 水戸線が東西を横断するとともに真岡鐵道真岡線及び関東鐵道常総線が南北を縦貫する鉄道交通の要衝となっていますが、これらの鉄道の利用者は全体として減少傾向となっています。

民間路線バスは、1社5路線が運行されていますが、バス利用者は減少の一途をたどっています。また、市が運行する巡回バス等の福祉バスの利用者も減少傾向にあります。

今後は、高齢者や障害者をはじめ交通弱者への対応や市民の交通利便性の確保のため、鉄道の輸送力の強化を図るとともに、市民ニーズに対応した、だれもが利用しやすい新しい公共交通システムを構築していく必要があります。

■鉄道の利用状況（1日平均乗車人数）

（単位：人）

	JR 水戸線				関東鐵道常総線			真岡鐵道真岡線			
	新治駅	下館駅	玉戸駅	川島駅	下館駅	大田郷駅	黒子駅	下館駅	下館二高前駅	折本駅	ひぐち駅
平成 13 年度	1,052	4,450	869	1,151	588	214	58	485	52	88	77
平成 14 年度	970	4,261	874	1,066	517	201	47	372	48	61	75
平成 15 年度	925	4,129	853	1,017	476	208	48	362	41	52	59
平成 16 年度	882	4,027	865	1,008	500	215	48	364	56	42	51
平成 17 年度	837	3,928	851	987	539	209	59	372	38	49	47

資料：JR 水戸支社、関東鐵道、真岡鐵道株

■路線バスの1日平均利用状況

	利用者数（人）
平成 13 年度	396
平成 14 年度	324
平成 15 年度	308
平成 16 年度	282
平成 17 年度	254

資料：関鉄パープルバス株

## <基本目標>

高齢者や通学者の移動手段として欠くことのできない鉄道・バス等公共交通機関の輸送力強化と利便性向上を図ります。

また、交通弱者や公共交通利用不便地域に対応し、市民のニーズに応える新しい公共交通システムを構築します。

## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 17 年)	目標値 (平成 23 年)
下館駅 1 日平均乗車人数	4,839 人	5,000 人
新公共交通システムの年間利用者数	(未整備)	100,000 人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 鉄道輸送の充実

JR 水戸線や真岡線、常総線利用者の利便性向上のため、運行本数の増加や乗り継ぎ時間の短縮などを関係機関に要望していきます。

### (2) バス輸送の充実

路線の整備拡充や運行本数の増便などを関係機関に要望するとともに、環境にやさしく、すべての人に利用しやすい車両の導入を促進します。

### (3) 新公共交通システムの構築

交通弱者への対応、公共交通利用不便地域の解消を目指し、だれもが利用しやすい新公共交通システムを構築します。



■ 関東鉄道常総線

## 第5節 生活基盤の整備

### 1. 生活道路

#### <現況と課題>

本市の市道延長は2,626km、舗装率は66.2%となっていますが、市内の各地区拠点間を連結する道路や周辺市町村へ連絡する道路の整備が遅れています。

また、市街地内の道路は全般に幅員が狭く、屈曲部等通行不便箇所も多いことから、緊急車両の通行や歩行者・自転車の安全に配慮した整備が必要となっています。

今後は、市民生活を支える身近な生活道路を計画的・段階的に整備するとともに、交通安全施設の充実、快適な歩行空間の整備など、バリアフリーに配慮した高齢者や障害者などだれにもやさしい道路づくりを推進していく必要があります。

#### ■市道の整備状況

	実延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	歩道延長 (m)
平成 16 年	2,635,406	1,698,947	64.5	142,096
平成 17 年	2,642,888	1,712,210	64.8	131,882
平成 18 年	2,626,627	1,738,217	66.2	139,690

資料：土木課

#### <基本目標>

市民の日常生活を支える身近な道路網の計画的な整備を図ります。

また、交通環境の維持・改良を計画的に推進するとともに、安全で快適な歩行者・自転車道の整備を推進します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
市道の舗装率	66.2%	70.0%

## < 施策の体系 >



## < 基本施策 >

### (1) 生活道路の整備

市内の各地区拠点間を連結する道路や周辺市町村へ連絡する道路など、幹線道路を補完し、市街地の形成を支援する生活道路の計画的な整備を図ります。

また、日常生活を支える身近な道路の維持・管理や狭隘・屈曲部など危険箇所の改良に努め、安全性・利便性の向上を図ります。

### (2) 交通安全施設等の整備

歩車道の分離や自転車道の整備、ガードレール・カーブミラー等交通安全施設等の整備など、歩行者・自転車が安全・快適に利用できる道づくりを推進します。

## 2. 公園・緑地

### <現況と課題>

公園・緑地は都市生活における緑や癒しの空間というだけでなく、災害時の避難場所等防災拠点としての機能も有しており、安全で快適な都市生活の実現に向けて生活に密着した公園・緑地の均衡ある整備が望まれています。

本市ではこれまで、市街地における身近な公園・広場の整備や、スポーツ・レクリエーションの拠点となる総合公園・運動公園等の整備を進めてきました。

今後は、「都市計画マスタープラン」に基づき、多様化する市民ニーズを把握しながら、質・量ともに整備水準の向上を図るとともに、市民の協力を得ながら適切な維持・管理に努めていく必要があります。

また、都市化に伴い失われつつある市街地の緑や田園地域の里山、河川の水辺などの貴重な緑空間の保全に市民と一体となって取り組んでいく必要があります。

#### ■都市公園（※1）整備状況

（平成17年度末）

公園種別	広域公園	運動公園	総合公園	地区公園	近隣公園（※2）
箇所数	1	3	1	2	5
面積（ha）	24.80	19.15	5.37	16.30	8.36
公園種別	街区公園（※3）	歴史公園	緑道		合計
箇所数	50	1	3		66
面積（ha）	11.47	0.02	0.67		86.14

資料：公園街路課

#### ■1人当たり都市公園面積

（平成17年度末）

市町村名	筑西市	古河市	結城市	下妻市	つくば市	桜川市	県平均
面積（m <sup>2</sup> ／人）	7.69	23.55	4.75	15.52	9.69	5.61	8.08

資料：公園街路課

### <基本目標>

都市部に残る貴重な緑の保全を図るとともに、都市空間の基盤となる近隣公園や街区公園の整備充実に努めます。

また、多様化する市民のニーズを踏まえつつ、運動公園などの整備充実に推進します。

## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成 18 年)	目標値 (平成 23 年)
市民 1 人当たりの都市公園整備面積	7.69m <sup>2</sup>	9.23m <sup>2</sup>

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 緑の基本計画 ※4) の策定

「都市計画マスタープラン」による総合的な公園・緑地計画とあわせ、公共公益施設の緑化や民有地の緑化、貴重な緑地の保全等、本市が取り組む緑のまちづくりの指針として、都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」を策定します。

### (2) 公園・緑地の整備

「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」に基づきながら、街区公園や近隣公園等の身近な公園や運動公園の計画的な整備を図るとともに、市民との協働による管理のしくみづくりを検討・推進します。

また、市街地及び隣接部に残る貴重な緑地の都市計画決定など、緑地の保全を推進します。

### (3) 都市緑化の推進

アジサイの里親制度や街並みの緑化など、市民の主体的な緑化活動やボランティア活動への支援やそのためのルールづくりに取り組み、地域に根ざした都市緑化を推進します。

- ※1 都市公園：都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体や国が設置するもの。
- ※2 近隣公園：近隣地区に居住する者を利用の対象とし、1ヶ所当たり面積2haを標準として配置する公園。
- ※3 街区公園：最も身近な公園で、1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する公園。
- ※4 緑の基本計画：都市緑地法に基づく都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するため、その目標や緑地の配置方針を定める計画。

### 3. 上水道

#### <現況と課題>

上水道は市民生活、都市の諸活動に不可欠なものであり、ライフラインとしての役割を担う根幹的施設です。

本市の上水道は、昭和35年供用開始以来、下館分区、協和分区、関城分区、明野分区の4つの水道事業により水需要に対応した管路拡張や施設整備を進め、現在では市全域が給水区域となっており、平成17年度末現在の普及率は85.5%となっています。

今後とも、水の安定供給に向けた水源の確保を図るとともに、水の安全の確保に向けた水質管理体制のさらなる充実が必要になっています。

また、給水可能地区での加入促進を進めるとともに、公営企業としての健全な事業経営に向けて、4事業の早期統合を図る必要があります。

#### ■上水道の現況

項目	平成16年度	平成17年度
給水人口(人)	96,767	96,420
給水戸数(戸)	29,880	30,127
普及率(%)	85.2	85.5
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	7,859,290	7,874,382
1日平均有収水量(m <sup>3</sup> )	21,532	21,573
配水管延長(km)	917.52	921.99
1人1日平均有収水量(l)	223	224

資料：水道部

#### <基本目標>

将来の水需要等に対応する総合的な計画に基づき、水源の確保と施設の整備・拡充を図り、安全な水の安定供給を推進します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成17年)	目標値 (平成23年)
上水道普及率	85.5%	90.0%
1日平均有収水量(水道使用量)	21,573m <sup>3</sup>	23,000m <sup>3</sup>

**<施策の体系>****<基本施策>****(1) 水の安定供給**

既設老朽管の更新や配水管未整備区域の整備を計画的に進め、将来の水需要を踏まえた施設の整備・拡充を図るとともに、他事業体との応援給水体制の充実に努め、災害時のライフラインの確保を図ります。

また、定期的な水質検査、各施設の運転・管理状況のチェックの強化を図るとともに、地下水と県企業局からの受水による2系統を基本に、安定した水源の確保に努めます。

**(2) 事業の円滑な運営**

水道事業の円滑な運営のため、4水道事業の統合と料金等の統一化を図ります。

また、各施設の運転・管理や検針などの一部業務の委託により、コストの縮減を図ります。

**(3) 普及率の向上**

安全・安心な水道事業をPRし、個人井戸や共同井戸水の利用者に対し、上水道利用への転換を呼びかけ、利用促進を図ります。

## 4. 下水道

### <現況と課題>

本市では、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽などにより地域の特性に合わせた生活排水の処理を推進しています。

このうち公共下水道は、下館地区の単独公共下水道、関城地区の鬼怒小貝流域下水道関連公共下水道、明野・協和地区の小貝川東部流域下水道関連公共下水道による整備を進めており、今後とも、各計画に基づきながら認可区域の整備を着実に推進するとともに、自治会等と連携して加入促進を図っていく必要があります。

また、農業集落排水事業については、それぞれの地区の特性に応じて整備を推進していますが、未整備地区においては依然農業用水等の汚濁が進行していることから、合併処理浄化槽の普及と併せて早期対応が必要となっています。

今後とも、公共下水道事業との整合を図りながら、農業集落排水の整備や合併処理浄化槽の普及など、地域に応じた効果的な生活排水処理を推進していく必要があります。

### <基本目標>

公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽などの適切な組み合わせにより、地域の特性に合わせた生活排水の処理を推進するとともに、供用開始地区における加入促進を図ります。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
公共下水道供用開始地区の加入率	73.5%	75.0%

### <施策の体系>



### <基本施策>

#### (1) 公共下水道事業の推進と加入促進

公共下水道の整備を推進するとともに、未接続者の加入促進を図ります。

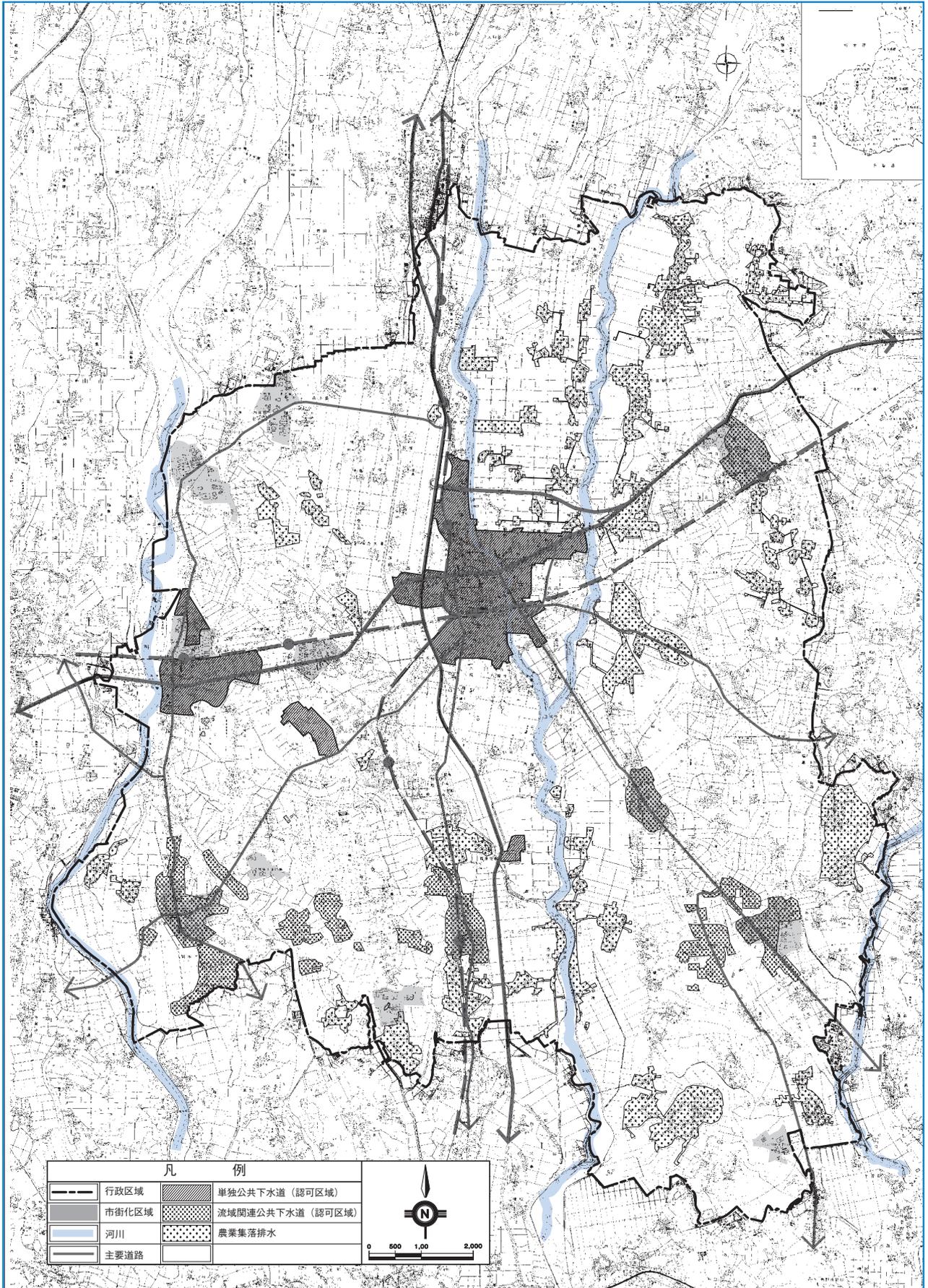
#### (2) 農業集落排水事業の推進

竹島地区・関城東地区・協和北第3地区の農業集落排水事業の早期完成を図るとともに、施設の良好な処理機能を維持し、汚泥の農地還元を推進します。

#### (3) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道区域、農業集落排水実施区域との調整を図りつつ、合併処理浄化槽の設置を促進します。

生活排水施設整備区域



## 5. 河川

### <現況と課題>

本市には1級河川(※1)が11河川、準用河川(※2)が3河川の計14河川が流れています。これらの河川は、治水機能はもとより、雄大な自然や潤いある水辺の環境として市民に親しまれており、河川の美化や景観を守る市民・団体の活動もさかんに行われています。

一方、未改修箇所などでは豪雨等による氾濫、決壊等、依然として災害の危険性を有していることから、適切な治水対策が求められています。

今後は、国土交通省や茨城県に対して、各同盟会などを通して、治水、利水両面での河川整備を要望していくとともに、河川敷への公園や緑道の設置、親水性や生態系に配慮した安全で親しみやすい河川環境の創造に市民とともに取り組んでいく必要があります。

### <基本目標>

河川の早期改修を促進し総合的な治水機能の充実を図るとともに、災害を未然に防ぐ調査・パトロール体制を強化します。

また、安全で潤いのある河川空間を創造するため、市民とともに親しみやすい河川環境の整備を推進します。

### <施策の体系>



### <目標指標>

#### (1) 総合的な治水排水対策の推進

国土交通省、茨城県、各土地改良区、公共下水道事業との十分な調整を図り、河川改修による総合的な治水排水対策を推進します。

#### (2) 河川環境の整備

生態系に配慮した親水性のある、豊かな河川の水辺環境の確保に努めるとともに、多目的に利用できる空間の整備を検討・推進していきます。

また、関係機関と連携した河川パトロールや水路等の点検、市民による河川環境の美化など安全で潤いのある河川環境の整備に市民とともに取り組んでいきます。

※1 1級河川：国土保全上または国民経済上、特に必要な水系で、国土交通大臣が指定した河川。

※2 準用河川：1級、2級河川以外の河川で、各市町村長が指定・管理を行う河川。

## 6. 公営住宅

### <現況と課題>

本市の公営住宅は、県営住宅2団地、市営住宅25団地が整備されています。このうち市営住宅721戸は、昭和20年から40年代に建設された木造や簡易耐火建築物が約4割を占めています。

本市ではこれまで、耐用年数を経過した市営住宅の修繕・維持管理・建替えなどを段階的に推進するとともに、茨城県とともに地域住宅計画に基づく新規整備に取り組んできました。

今後は、少子高齢化の急速な進行などを背景に多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、新たな「住生活基本計画」に基づく、中長期的な観点に立った維持管理補修、建替え、耐震化等の改良、用途廃止など公営住宅の整備に努めていく必要があります。

また、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅など民間活力の導入や、高齢者世帯に配慮した公営住宅の整備に積極的に取り組んでいく必要があります。

■筑西市営住宅の管理戸数

(平成18年4月1日現在)

地区	住宅名	建設年度	構造 (タイプ)	管理 戸数	地区	住宅名	建設年度	構造 (タイプ)	管理 戸数
下館地区	箱ヶ島	S28	木造	1	関城地区	船玉	S53	簡平	6
	川島駅前	S29	木造	10		上町	S53	簡平	9
	折本中山	S29	木造	19		井上	S55	簡平	20
	玉戸南	H7～H10	中耐	54		関城地区・計			35
	玉戸北	S36・37	木造	49	明野地区	海老ヶ島	S41・42	木造	15
	玉戸西	S43・44	木造	35		権現台	S53・54	簡平	70
	玉戸伊房地	S45・46	簡平	30		明野地区・計			85
	玉戸山ヶ島	S46・49	簡平	20	協和地区	宮本	H3	木造	20
	女方	S33・34・35	木造	44		今泉	S51	簡平	20
	中館	S34・35・ H12・13・ 15・16	木造	19		若松町	S50	簡平	20
	五所宮	S46・47・48	簡平・簡二	49		上星谷	S52	簡平	20
	鷹ノ巣	S53～57	中耐	126		新治	S35・36	木造	24
	岡芹	H元	中耐	16	門井	S34	木造	10	
	みどり町	H14	中耐	15	協和地区・計			114	
	下館地区・計				487	合 計			

簡平：簡易耐火平屋構造 簡二：簡易耐火2階構造 中耐：中層耐火構造  
建設年度が継続の場合は、その工事の最終年度を記載しています。

資料：建築課

## <基本目標>

「住生活基本計画」に基づき、老朽化した市営住宅の改善、既存住宅の品質・性能の維持・向上、建替え等、住宅の適正な管理を推進します。

また、民間活力を導入した公営住宅や高齢者に対応したバリアフリー住宅を取り込んだ公営住宅の建設を推進します。

## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
市営住宅戸数	721戸	725戸
高齢者、障害者に配慮した市営住宅戸数	30戸	60戸

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 良質な住宅供給の推進

「住生活基本計画」に基づきながら、計画的な維持管理補修、耐用年数が経過した戸建住宅の払い下げ、空地の有効利用など、住宅計画の見直しを図ります。

また、「地域住宅計画」に基づきながら、新規住宅の建設、建替え、ストックの活用などによる公営住宅の整備を推進していきます。

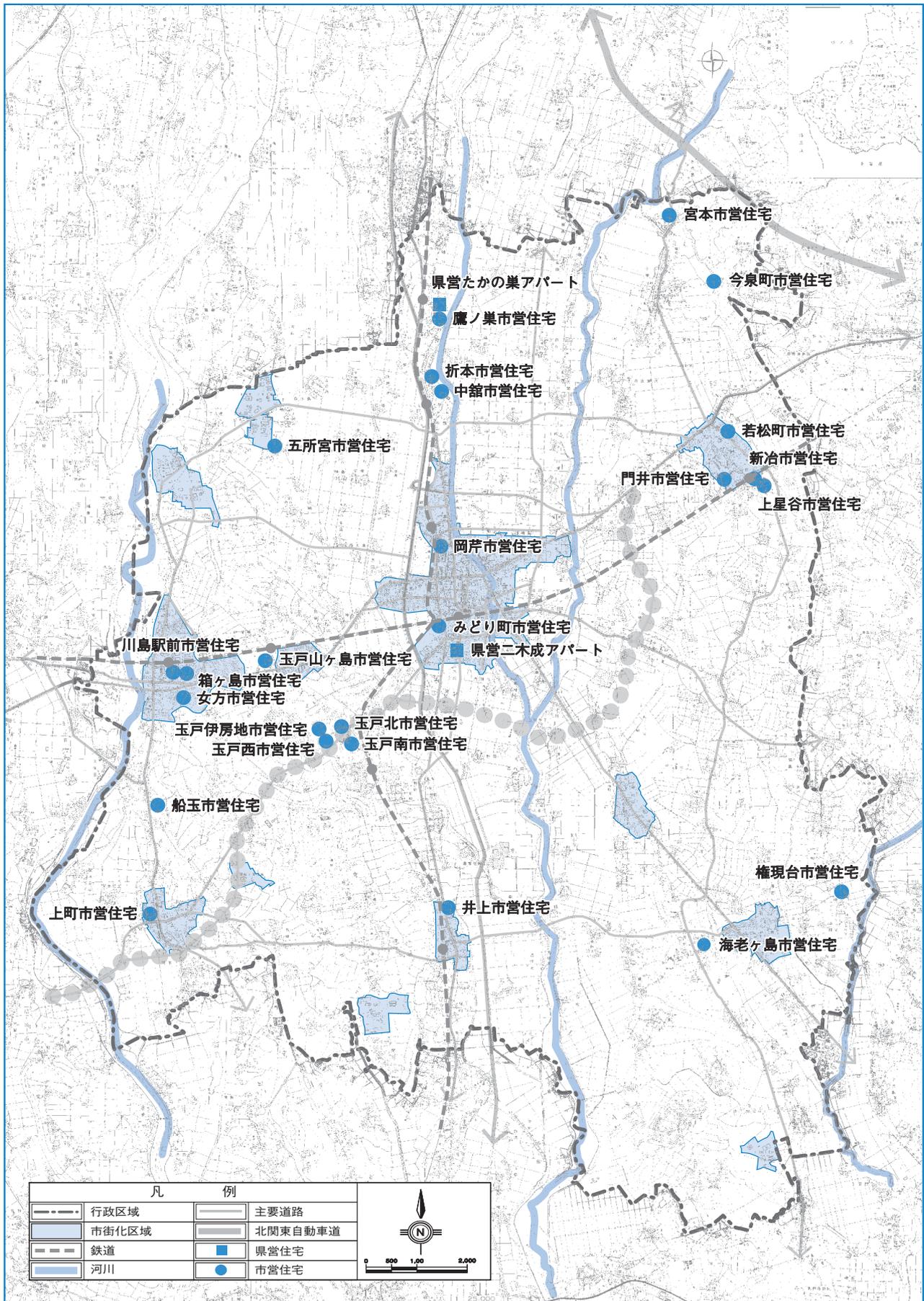
さらに、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅など、民間活力の導入による良質な住宅の供給や、バリアフリー化住宅を取り込んだ公営住宅の建設など、多様な住宅ニーズに対応する住宅供給を推進していきます。

### (2) 住居水準の向上

老朽化の進む市営住宅及び市営住宅内の公園や集会場等の維持・補修を進め、住居水準の向上を図ります。

また、一般の住宅についても、茨城県建築士会筑西支部と連携し、木造住宅簡易耐震診断相談を実施し、耐震化の啓発に努めます。悪質リフォームに係るトラブルに関する相談に対しては、関係機関との情報交換・連携強化を図りながら対応します。

市営住宅配置図（県営住宅含）



第3部 基本計画

第5章 心と美しく豊かな景観と環境を大切に  
したまちづくり

## 7. 公営墓地

### <現況と課題>

近年の少子高齢化及び核家族化の進行など家族形態の変化や墓地観の変化等に伴い、墓地の需要は大きく増加するとともに多様化していくことが予想されます。

本市では現在、「協和台原公園墓地」、「明野富士見霊園」、「明野墓地」の3箇所の市営墓地を経営・管理しています。

今後とも、これらの墓地の適切な経営・管理を継続するとともに、施設の修繕や駐車場等必要な整備を図っていく必要があります。

#### ■ 市営墓地の使用状況

(平成18年12月1日現在)

市営墓地名	墓地区画数(区画)	墓地使用数(区画)	墓地使用率(%)
協和台原公園墓地	1,291	633	49.0
明野富士見霊園	164	110	67.1
明野墓地	319	299	93.7

資料：生活環境課

### <基本目標>

市内の墓地需給の実情の把握に努めながら、市民のニーズに応える環境及び外観に十分配慮した優良な市営墓地の整備・供給を図ります。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
協和台原公園墓地の使用率	49.0%	54.0%
明野富士見霊園の使用率	67.1%	95.0%

### <施策の体系>



### <基本施策>

#### (1) 市営墓地の利用促進

広報紙や市ホームページを活用し、随時使用者の募集を行うなど、市営墓地の利用を促進していきます。

#### (2) 市営墓地の管理

市営墓地の駐車場整備など施設の整備充実に努めるとともに、墓地台帳の整備をはじめ、適正な管理システムの導入を図ります。

## 8. 情報通信基盤

### <現況と課題>

情報通信技術の急速な進歩により、生産や流通などの経済活動はもとより、消費・労働・教育等の情報の入手・伝達など、市民生活のさまざまな分野で情報通信技術への対応が進められています。これに伴い、行政においても業務の迅速・効率化や誰もがいつでも、簡単に利用できる行政サービスの手段として、情報通信基盤の充実が求められています。

本市ではこれまで、統合型ネットワークの構築により業務の効率化を推進するとともに、市内60ヶ所以上の公共施設と接続する情報ネットワークを構築し、行政サービスの向上に努めてきました。

今後は、このネットワークを地域情報化の基盤としても有効に活用し、地域経済活性化や魅力ある地域コミュニティネットワークの創造につなげていくことが期待されます。

また、地域による情報格差の解消に向けた基盤の充実に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、利便性が高く市民生活の豊かさにつながる地域情報化に早急に取り組む必要があります。

### <基本目標>

「情報化推進計画」に基づき、行政の効率化に向けた体系的な情報システムの構築を図るとともに、これらを有効に活用した地域情報化を推進します。

### <施策の体系>



■ セキュリティ講習会

## <基本施策>

### (1) 地域の情報インフラ整備

時間や場所の制約を受けずに活用できる情報通信技術を地域間のコミュニティツールとする地域の情報インフラ整備により、行政や地域間の交流、世代間・団体間の交流等の活性化を促進します。

また、だれもが、いつでも、どこでも、高水準の情報通信が利用できるよう関係機関と協力して情報格差の解消に努めます。

### (2) 公共施設間の情報ネットワークの強化

市役所、学校、生涯学習関連施設など、公共施設間の情報ネットワークの強化を図り、様々な行政情報や地域情報を共有し、活用できるシステムの構築を目指します。

公共のスペースにおけるだれもが利用しやすいインターネット環境の整備を推進します。

### (3) 情報リテラシー向上と情報化人材の育成

だれもが、いつでも、どこでも安心して利用できる行政サービスの実現に向けて、情報基盤の整備と併せた高度な安全管理やリスク管理体制の強化に取り組み、電子市役所の実現を目指します。

また、情報リテラシー(※)の向上に向けた職員の情報化研修会等の実施により、さまざまな情報を適切に管理・活用できる人材の育成に努めます。

※ 情報リテラシー：情報機器やネットワークを活用して情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

## 第6節 安全・安心なまちづくりの推進

### 1. 消防・救急対策の強化

#### <現況と課題>

本市の常備消防は、筑西広域市町村圏事務組合により、消防本部、下館消防署、関城分署、明野分署、協和分署、下館消防署川島出張所が配置されています。また、消防団は6中隊43の分団で構成されています。

本市ではこれまで、年次計画に基づき、消火栓・防火貯水槽等の整備拡充を図るとともに、老朽化した消防ポンプ自動車の更新や消防車庫及び詰所の建て替えを実施し、地域消防防災の強化を順次推進し、消防・救急対策の充実に努めてきました。

今後とも、増加傾向にある火災発生件数や救急出動に対応する体制の一層の強化を図るとともに、建築物の高層化、救急救命士による高度な救急処理の要請など多様化する消防・救急需要に的確に対応していくため、職員・団員の能力向上や機械設備の充実に早急に取り組んでいく必要があります。

#### ■消防職員数及び消防機械

(人、台)

	消防職員数	はしご付消防ポンプ車	化学消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	普通消防ポンプ車	水槽車	救急車	搬送車	救助工作車
平成17年	112	1	1	4	2	1	5	1	1

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

#### ■火災発生状況

(件)

	発生件数
平成15年	55
平成16年	56
平成17年	58

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

#### ■救急出動状況

(件)

	総数	火災	交通	一般負傷	急病	その他
平成15年	3,392	8	658	340	1,880	506
平成16年	3,405	6	625	338	1,907	529
平成17年	3,602	7	655	338	2,068	534

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

#### <基本目標>

消防力の強化充実に努めるとともに、消防・防災知識・訓練の徹底、災害予防対策の強化を図ります。

また、事故や災害に速やかに対応できる救急・救助体制の一層の充実に努めます。

## <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
消防団員数	816人	876人
普通救急講習受講者数	713人	11,000人
救急救命士資格取得者数	8人	20人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 消防体制の充実

生活様式や都市構造の変化に対応できるよう、消防署及び分署の整備や消防装備の近代化、消防職員の技術の向上に努めます。

また、消防団組織の強化や資機材・消防施設の系統的整備を進め、団員の確保に努めます。

### (2) 救急・救助体制の充実

事故や災害・急病の発生に速やかに対処し人命救助が図れるよう、救急救命士の養成をはじめとして救急隊員の能力向上を図るとともに、自動体外式除細動器（AED）※1の計画的配置など救急資機材の充実や高規格救急自動車※2等の導入、通信システムの高度化等を図ります。

### (3) 予防対策の充実

災害の未然防止のため、防火対象物についての調査・査察等を実施するとともに、住宅用火災警報器設置の啓発に努めます。

また、高齢者世帯等への火災予防の指導強化に努めるとともに、地域における高齢者や障害者など要援護者の状況を的確に把握し、緊急時の安全の確保に努めます。

※1 自動体外式除細動器（AED）：心臓がけいれん（細動）し、機能停止状態の者に電気的な刺激を与え、細動を取り除くために使用される医療機器のこと。

※2 高規格救急自動車：車両に救急救命士が同乗し、災害現場又は搬送途中の車内で、傷病者に対して高度な応急処置ができる機能を備えた救急車のこと。



■ 県・市の合同防災訓練



■ 水防工法訓練

## 2. 防災対策の強化

### <現況と課題>

本市における自然災害は、台風や梅雨時の豪雨による水害がほとんどですが、国土交通省による「小貝川河川災害復旧等関連緊急事業」による堤防整備事業や内水対策が実施されたことにより、今後大きな抑止効果が期待されます。

一方、地震対策については崖や急傾斜地の崩壊が発生する可能性がある箇所についての点検強化が必要であるほか、防災行政無線・防火貯水槽をはじめとした予防体制や、災害用品備蓄などの、応急体制の整備・充実が必要となっています。

また、平成17年3月に中央防災会議の地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受ける恐れのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが求められています。こうしたことを踏まえ、市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされています。さらに、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、すべての市町村において、「地震防災マップ」を作成することが求められています。

今後とも、地域の状況に応じて、市民の身体・生命・財産を守る防災施設等の災害対応力を強化し、総合的な防災管理体制を構築するとともに、地域ぐるみの防災訓練や自主防災組織の育成により、市民の自主的な防災活動を支援し、災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。

### <基本目標>

災害弱者に配慮しつつ、安全避難のための環境整備や防災拠点の整備、災害に強いライフラインや情報システムなど、防災基盤の整備を推進します。

また、消防団・自主防災組織の育成・強化や実践的な防災訓練を通して、災害等に対する市民の危機管理体制の充実に努めます。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
防災訓練への参加者数	1,500人	2,000人
自主防災組織数	10組織	30組織

## < 施策の体系 >



## < 基本施策 >

### (1) 防災体制の充実

「地域防災計画」に基づきながら、消防団の確保や自主防災組織の拡充と活動の支援、災害弱者の安全確保など、総合的な防災対策の充実を図ります。

また、災害に備え、電気・ガス・水道などのライフラインの確保、貯水槽や備蓄倉庫などの防災施設の整備を推進するとともに、緊急時の迅速かつ正確な情報伝達のための防災行政無線など防災情報システムの確立等連絡体制の強化を図ります。

さらに、国・県との連携のもと、「国民保護計画」<sup>※</sup>の適切な運用を図ります。

### (2) 防災意識の普及・啓発

大地震を想定した避難誘導訓練・煙体験・放水訓練・初期消火訓練・救助訓練等の小学校区単位の実施や事業所への指導など、地域ぐるみの防災訓練の実施や広報活動により市民の防災意識の普及・啓発に努めます。

### (3) 防災まちづくりの推進

自然災害を未然に防止するため、国・県と連携を図りながら、総合的な治水・雨水対策を推進します。

また、「耐震改修促進計画」を策定するとともに、「地震防災マップ（揺れやすさマップ）」を作成し、建物の耐震化を促進します。

さらに、だれもが安心して避難のできる避難場所の確保と避難施設及び避難路の整備を推進します。

※ 国民保護計画：国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めた計画。



■ 小学校防災訓練

### 3. 防犯対策の推進

#### <現況と課題>

近年、犯罪の多様化・凶悪化・低年齢化の傾向が顕著となっている一方、地域交流の希薄化などを背景に、地域社会が従来担ってきた犯罪抑止機能の低下が問題となっています。

本市ではこれまで、筑西地区防犯連絡員・自警団・青少年育成団体・子ども安全ボランティア等の協力により、警察・行政と連携した防犯パトロール等を実施するなど、地域における防犯活動を推進してきました。

また、平成17年に筑西市安全で安心なまちづくり条例を施行し、行政・市民・事業者・土地建物所有者等が一体となって犯罪・事故の未然防止に努めています。

今後は、警察との連携のもと、市民防犯団体をはじめとする市民の自主的な犯罪防止活動を促進しながら、安全で安心して生活できる地域社会づくりに地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

また、青少年の非行防止のため、街頭指導や相談の一層の充実とともに、市内の有害環境の浄化に努めていく必要があります。

#### <基本目標>

市民の自主的な防犯活動に対する指導・相談体制の充実を図り、地域コミュニティによる犯罪抑止機能の向上を図るとともに、犯罪防止や青少年非行防止に関する啓発活動を推進します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
犯罪発生件数	1,600件	1,250件
防犯灯設置基数(自治会管理)	6,700箇所	7,300箇所
自警団結成数	7団体	30団体



■ 小学校交通立哨

## < 施策の体系 >



## < 基本施策 >

### (1) 防犯思想の普及啓発

犯罪の防止に向け、防犯連絡員等の活動を通し、一人ひとりの防犯意識の啓発を図ります。

また、地域のコミュニティ活動を活かした防犯運動の展開により、防犯に対する地域力の向上を図ります。

### (2) 安全で安心なまちづくりのための環境整備

都市化の進展に合わせた警察施設の充実を要請します。また、犯罪抑止につながる防犯灯の計画的な整備を図ります。

また、子どもの見守りや非行防止活動、子ども安全パトロールなど、子どもの安全の確保に地域ぐるみで取り組みます。

### (3) 防犯活動への支援

筑西市安全で安心なまちづくり条例に基づき、防犯に関する指導・相談体制の充実を図り、市民が自主的に実施する防犯活動を支援します。



■ 防犯キャンペーン

## 4. 交通安全対策の推進

### <現況と課題>

交通安全は依然として重要な課題であり、特に近年では飲酒運転や交通違反など交通モラルの低下による事故の多発が大きな社会問題となっています。

本市の交通事故発生件数は年々減少の傾向にありますが、近年、子どもや高齢者に関わる事故が顕著であり、交通安全のさらなる徹底が望まれています。

本市ではこれまで、警察署・交通安全協会・交通安全母の会等との連携のもと、各種教室や講習会を開催し、交通安全の指導・啓発に努めてきました。

今後は、職場や地域、幼児から高齢者まで、それぞれの状況・段階に応じた参加体験型の交通安全教育を推進するなど、効果的な啓発活動を推進していく必要があります。

併せて、交通安全施設の整備や障害者にも安全な歩行空間の確保、違法駐車等の防止のための駐車場・自転車等駐車場の設置を検討・推進していく必要があります。

#### ■ 事故発生件数・死亡者数・負傷者数の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
事故発生件数(件)	1,075	953	928	865	817
死亡者数(人)	25	16	19	12	16
負傷者数(人)	1,385	1,198	1,184	1,149	1,068

資料：市民安全課

### <基本目標>

すべての市民を対象に交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者や子供を交通事故から守る運動を積極的に展開します。

また、道路状況に即した各種交通安全施設の整備・補修・改善を図るとともに、歩道の整備、放置自転車等の防止・排除を推進します。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
小学校での交通安全教室開催状況	開催 33回 参加人員 5,217人	開催 40回 参加人員 9,800人
高齢者対象の交通安全教室開催状況	開催 0回 参加人員 0人	開催 22回 参加人員 880人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 交通安全運動の推進

交通安全協会・交通安全母の会・その他団体や施設との連携のもと、交通安全教室、交通安全講習会、街頭キャンペーン等を実施し、幼児から高齢者に至るまでの市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

また、飲酒運転追放運動、高齢者と子供を交通事故から守る運動、シートベルト・チャイルドシート着用促進運動等を積極的に展開します。

### (2) 交通安全施設の整備

道路交通状況に即した交通安全施設の整備・補修・改善を推進します。

また、自転車等の放置防止条例の徹底とともに、駅周辺の放置自転車等対策として自転車等駐車場の整備を図ります。



■ 小学校交通安全教室

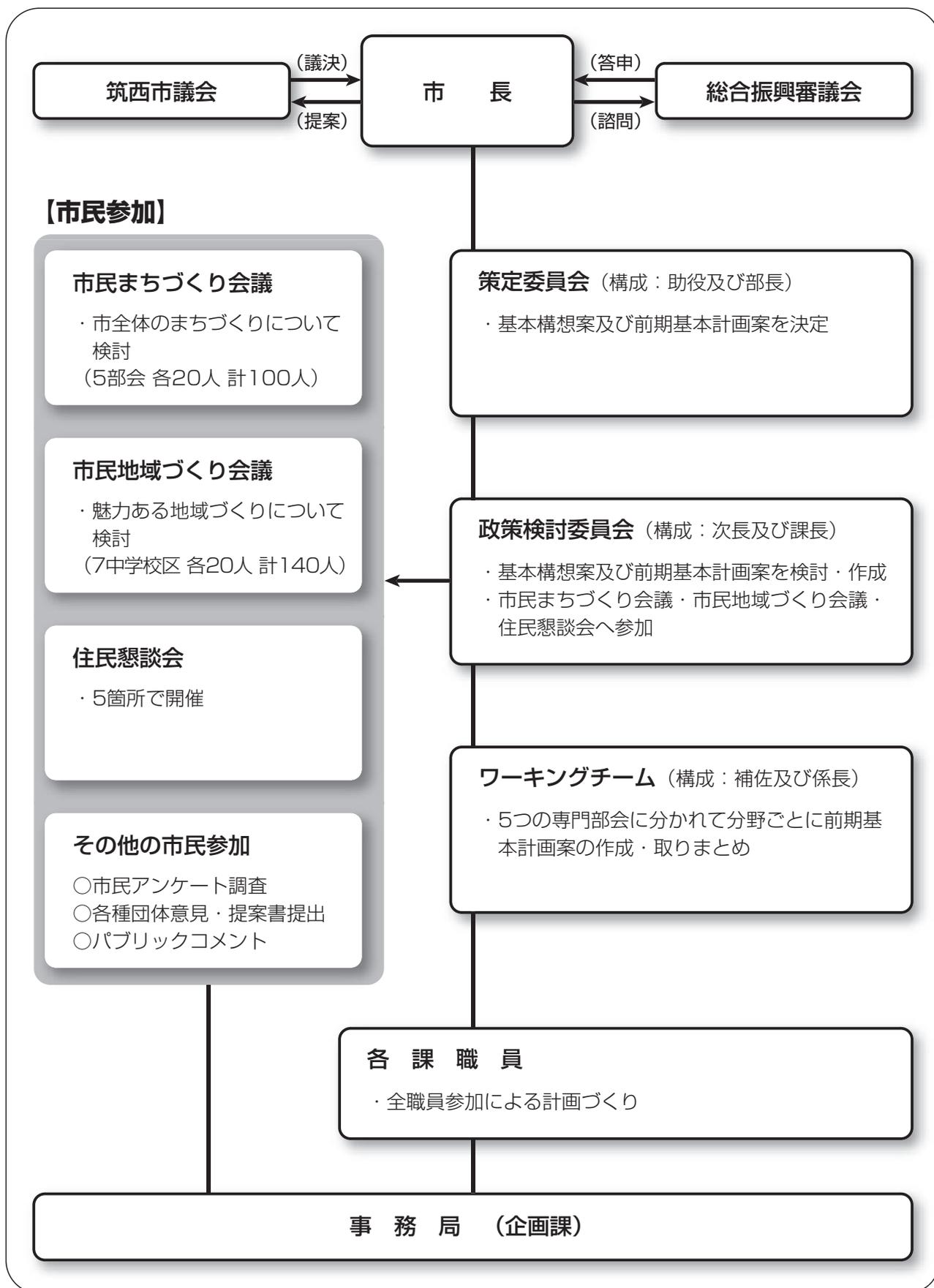
# 資料編

---

1. 総合計画策定経過 .....	154
2. 諮問・答申書 .....	157
3. 筑西市総合振興審議会 .....	160
4. 総合計画策定委員会設置要綱 .....	163
5. 市民まちづくり会議 .....	167
6. 市民地域づくり会議 .....	170
7. 市民アンケート調査 .....	175

## 1. 総合計画策定経過

### ■ 策定体制図



## ■ 策定経過

年月日	事 項	内 容
平成 17 年 11 月 7 日	職員研修	筑西市総合計画策定に向けて
11 月 9 日	職員研修	筑西市総合計画策定に向けて
11 月 8 日～11 月 30 日	市民アンケート調査の実施	市民 2,000 人を対象に実施
11 月 14 日～11 月 18 日	各課ヒアリング	各施策への取組状況や問題点、今後取り組むべき課題などについて
平成 18 年 2 月 14 日	第 1 回策定委員会	総合計画の策定にあたって 役割及びスケジュール 市民アンケート調査結果の概要について
2 月 14 日	第 1 回政策検討委員会	//
3 月 24 日	第 2 回政策検討委員会	都市基本政策について 市民まちづくり会議等との連携について
4 月 25 日	第 1 回都市環境専門部会	都市基本政策について
4 月 26 日	第 1 回健康福祉専門部会	//
4 月 28 日	第 1 回教育文化専門部会	//
4 月 28 日	第 1 回住民自治専門部会	//
5 月 2 日	第 1 回産業観光専門部会	//
5 月 10 日	第 1 回政策検討委員会正副部会長会議	//
5 月 23 日	第 2 回策定委員会	都市基本政策について
7 月 5 日	第 3 回政策検討委員会	基本構想（案）について ワーキングチームへの付託事項について
7 月 10 日	第 2 回健康福祉専門部会	基本構想（案）について
7 月 11 日	第 2 回教育文化専門部会	//
7 月 12 日	第 2 回産業観光専門部会	//
7 月 13 日	第 2 回住民自治専門部会	//
7 月 13 日	第 1 回ワーキングチーム会議（合同）	総合計画について 役割及びスケジュールについて 基本計画案の作成について
7 月 14 日	第 2 回都市環境専門部会	基本構想（案）について
8 月 2 日	第 4 回政策検討委員会	基本構想（修正案）について
8 月 10 日	第 1 回総合振興審議会	委員の委嘱 会長・副会長の選出について 総合計画について 市民アンケート調査の結果について 部門別課題について
8 月 30 日	第 3 回策定委員会	経過報告とスケジュールについて 基本構想（案）について 市民地域づくり会議提言書について 市民まちづくり会議提言書について
9 月 21 日	第 2 回都市環境ワーキングチーム会議	基本計画第 1 次案の内容確認について 基本計画第 2 次案の作成について
9 月 21 日	第 2 回教育文化ワーキングチーム会議	//
9 月 22 日	第 2 回住民自治ワーキングチーム会議	//
9 月 24 日	住民懇談会（下館地区）	総合計画について 筑西市の概況について 基本構想（案）について
9 月 24 日	住民懇談会（関城地区）	//

年月日	事 項	内 容
9月25日	第2回産業観光ワーキングチーム会議	基本計画第1次案の内容確認について 基本計画第2次案の作成について
9月26日	第2回健康福祉ワーキングチーム会議	//
9月27日～10月20日	パブリックコメント	基本構想(案)について意見を募集
9月30日	住民懇談会(下館地区)	総合計画について 筑西市の概況について 基本構想(案)について
9月30日	住民懇談会(明野地区)	//
10月1日	住民懇談会(協和地区)	//
11月8日	第5回政策検討委員会	経過報告とスケジュールについて 基本構想(案)について
11月14日	第4回策定委員会	//
11月16日	第3回健康福祉ワーキングチーム会議	基本計画第2次案の内容確認について
11月20日	諮問	市長が基本構想(案)について総合振興審議会に諮問
11月20日	第3回産業観光ワーキングチーム会議	基本計画第2次案の内容確認について
11月21日	第3回住民自治ワーキングチーム会議	//
11月22日	第3回都市環境ワーキングチーム会議	//
11月22日	第3回教育文化ワーキングチーム会議	//
11月28日	第2回総合振興審議会	基本構想(案)について
12月21日	第4回産業観光ワーキングチーム会議	基本計画第3次案の内容確認について
12月21日	第4回住民自治ワーキングチーム会議	//
12月25日	第4回都市環境ワーキングチーム会議	//
12月26日	第4回健康福祉ワーキングチーム会議	//
12月26日	第3回総合振興審議会	総合計画基本構想(案)について
12月27日	第4回教育文化ワーキングチーム会議	基本計画第3次案の内容確認について
平成19年 1月16日	第6回政策検討委員会	経過報告とスケジュールについて 前期基本計画(案)について
1月22日	答申	総合振興審議会が基本構想(案)について市長に答申
1月23日	庁議	基本構想を庁議決定
1月24日	第5回策定委員会	経過報告とスケジュールについて 前期基本計画(案)について
1月26日	諮問	市長が前期基本計画(案)について総合振興審議会に諮問
2月5日	第4回総合振興審議会	前期基本計画(案)について
2月16日	第5回総合振興審議会	//
2月19日	議会全員協議会	基本構想の説明
2月27日	第6回総合振興審議会	前期基本計画(案)について
2月28日	議会上程	基本構想を議会定例会に上程
3月19日	議会可決	基本構想が議会において可決
3月20日	答申	総合振興審議会が前期基本計画(案)について市長に答申
3月27日	庁議	前期基本計画を庁議決定

## 2. 諮問・答申書

## ■「筑西市総合計画基本構想（案）について」諮問書

筑企画第66号

平成18年11月20日

筑西市総合振興審議会  
会長 吉沢範夫様

筑西市長 富山省三

筑西市総合計画基本構想（案）について（諮問）

筑西市総合計画基本構想（案）について貴審議会のご意見を賜りたく、筑西市総合振興審議会設置条例（平成17年条例第13号）第2条の規定に基づき、諮問いたします。

## ■「筑西市総合計画基本構想（案）について」答申書

平成19年1月22日

筑西市長  
富山省三様筑西市総合振興審議会  
会長 吉澤範夫

筑西市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成18年11月20日付をもって諮問のあった筑西市総合計画基本構想（案）について、本審議会でも慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 本構想の実現のためには、市民の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、市民に対し計画の趣旨・内容の周知に努めるとともに、市民の積極的な参画によるまちづくりの推進に努めること。
- 2 本構想に基づく前期基本計画については、下記事項に十分配慮のうえ策定を進めること。
  - (1) 市民誰もが健康で暮らせるまちづくりを積極的に進めるための方策を検討すること。
  - (2) 農業後継者対策の充実など農業・農村の振興に配慮すること。
  - (3) 少子化に伴う子育て支援と豊かな心とたくましく生きる力を持った青少年の健全育成に配慮すること。
  - (4) 生涯スポーツの推進に当たっては、施設整備等に配慮すること。
  - (5) 本計画を実施するうえで必要となる中長期的な財政計画を作成し、財政の健全化を図ること。

## ■「筑西市総合計画前期基本計画（案）について」諮問書

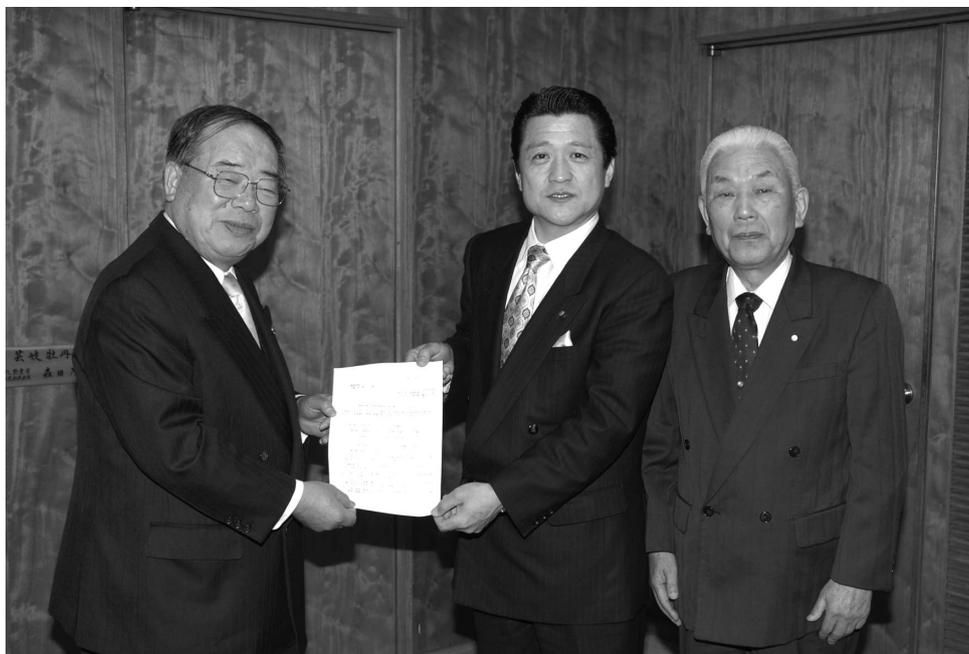
筑企画第80号  
平成19年1月26日

筑西市総合振興審議会  
会長 吉沢 範夫 様

筑西市長 富山 省三

筑西市総合計画前期基本計画（案）について（諮問）

筑西市総合計画前期基本計画（案）について貴審議会のご意見を賜りたく、筑西市総合振興審議会設置条例（平成17年条例第13号）第2条の規定に基づき、諮問いたします。



■ 総合振興審議会から市長への答申

## ■「筑西市総合計画前期基本計画（案）について」答申書

平成19年3月20日

筑西市長  
富 山 省 三 様筑西市総合振興審議会  
会長 吉 澤 範 夫

## 筑西市総合計画前期基本計画（案）について（答申）

平成19年1月26日付をもって諮問のあった筑西市総合計画前期基本計画（案）について、本審議会でも慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

## 記

- 1 計画（案）の決定にあたっては、次のことを考慮すること。
  - (1) 目標指標の目標値設定にあたっては、根拠を明確にするなど考慮すること。
  - (2) カタカナ言葉等については、できる限り日本語で表記すること。
- 2 決定した計画の実施にあたっては、次のことに十分配慮のうえ進めること。
  - (1) 目標指標の実現に向けて努力すること。
  - (2) 今後のまちづくりにおいては、ソフト事業の重要性を再認識のうえ、市民の理解・協力を得ながら市民参加のまちづくりを進めること。
  - (3) 農産物・加工品のブランド化や販路拡大については、部門別計画の策定などにより具体的に取り組むこと。
  - (4) 交流人口の拡大を主眼に置き、中心市街地に人を呼ぶための施策を商店街の人たちと知恵を出し合いながら取り組むこと。
  - (5) 市民だれもが健康で暮らせるまちづくりに向けその方向性を定め、予防医療の充実や市民病院の活用など独自の健康づくり施策に取り組むこと。
  - (6) 子育て家庭の需要に応じ、保育の充実や放課後児童クラブの拡充など子育て環境の整備に努めること。
  - (7) 生涯学習や生涯スポーツを通して青少年の健全育成を進めるうえで、公共施設の使用料の減免を図ること。
  - (8) スポーツ施設の整備充実を進めていくうえで野球場及び陸上競技場の建設を考慮すること。
  - (9) 文化・芸術の振興にあたっては、情報発信や鑑賞・参加機会の拡充など積極的な支援を行うこと。
  - (10) 市民と行政との役割分担を明確化し、市民と行政が連携・協力した自然環境保全に積極的に取り組むこと。
  - (11) まちづくりビジョンを描く都市計画マスタープランを早急に作成するとともに、バランスのとれた土地利用と市街地整備に取り組むこと。
  - (12) 都市計画税を市内全域に課税していくのであれば、関城地区、明野地区及び協和地区の市街化区域内の都市基盤整備事業に取り組むこと。

### 3. 筑西市総合振興審議会

#### ■ 筑西市総合振興審議会設置条例

##### 筑西市総合振興審議会設置条例

平成17年3月28日

条例第13号

##### (設置)

第1条 本市の総合的振興と住民の福祉の向上を図るため、筑西市総合振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

##### (所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 総合振興の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか総合振興に関し必要と認めること。

##### (組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 団体の役職員
- (3) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職等にあることの原因で委嘱された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

##### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

## (小委員会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため、必要に応じて小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 4 小委員会の会議については、前条の規定を準用する。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合振興計画主管課において処理する。

## (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

## ■ 筑西市総合振興審議会委員名簿

(敬称略)

No.	区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
1	市議会議員	筑西市議会	議長	吉澤 範夫	会長
2	//	筑西市議会	副議長	松本 定一	
3	//	筑西市議会総務企画委員会	委員長	小嶋 政男	
4	//	筑西市議会税務環境委員会	委員長	櫻井 信志	
5	//	筑西市議会福祉厚生委員会	委員長	渡邊 哲	
6	//	筑西市議会経済開発委員会	委員長	榎戸 甲子夫	
7	//	筑西市議会建設委員会	委員長	橋本 昭一	
8	//	筑西市議会文教委員会	委員長	下条 豊	
9	団体役職員	筑西市自治会連合会	会長	中川 郁夫	副会長
10	//	下館商工会議所	会頭	関 正夫	
11	//	北つくば農業協同組合	代表理事理事長	加倉井 豊邦	
12	//	筑西市教育委員会	委員長	濱名 尚文	
13	//	筑西市農業委員会	会長	高橋 三郎	
14	//	筑西市社会福祉協議会	会長	田中 忍	
15	//	筑西市連合民生委員児童委員協議会	会長	落合 勇	
16	//	筑西市観光協会	副会長	小嶋 勝五郎	
17	//	筑西市文化協議会	会長	神原 榮次	
18	//	筑西市体育協会	会長	關 四郎	
19	//	筑西市保育研究会	会長	新井 利平	
20	//	筑西市子ども会育成連合会	会長	国府田 猛	
21	//	筑西市地域女性団体連絡会	会長	関根 静子	
22	//	筑西地区交通安全母の会連合会	会長	新井 佳代子	
23	//	筑西市食生活改善推進員連絡協議会	会長	大畑 しげ	
24	//	ちくせい女性団体連絡協議会	会長	羽田 節子	
25	//	筑西市国際交流連絡協議会	会長	我妻 愛子	
26	//	同友クラブ	会長	萩野 忠夫	
27	//	下館青年会議所	理事長	増渕 正浩	
28	学識経験者	茨城県県西地方総合事務所	所長	福地 省行	
29	//	茨城県企画部地域計画課	課長	羽白 淳	
30	//	真壁医師会筑西支部	支部長	落合 聖二	

## 4. 総合計画策定委員会設置要綱

## ■ 筑西市総合計画策定委員会設置要綱

## 筑西市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 まちづくりの指針となる筑西市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、筑西市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合計画策定についての方針に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の立案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか総合計画の策定に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長（以下この条においてそれぞれ「委員長」及び「副委員長」という。）各1人を置く。

3 委員長は、助役の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

5 策定委員会の委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(政策検討委員会)

第4条 第2条第2号及び第3号に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議するため、策定委員会に政策検討委員会を置く。

2 政策検討委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 政策検討委員会に委員長及び副委員長（以下この条においてそれぞれ「委員長」及び「副委員長」という。）各1人を置く。

4 委員長は、企画部次長の職にある者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

6 委員長は、会務を総括し、政策検討委員会を代表する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 基本構想及び基本計画の立案作業において、分野別に研究、調整又は協議するため、政策検討委員会に次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 健康・福祉部会
- (2) 都市・環境部会
- (3) 教育・文化部会
- (4) 産業・観光部会

## (5) 住民・自治部会

- 2 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、政策検討委員会の委員の互選により定める。
- 4 部会長は、会務を総括し、専門部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (ワーキングチーム)

第6条 専門部会の補助機関として、専門部会ごとにワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、専門部会の付託事項について調査、研究、調整又は協議する。
- 3 ワーキングチームは、別表3に掲げる課の課長補佐又は係長の職にある者1人をもって組織する。
- 4 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダー各1人を置き、専門部会長が指名する。
- 5 リーダーは、会務を総括し、ワーキングチームを代表する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長（政策検討委員会の会議にあつては政策検討委員会の委員長、専門部会の会議にあつては部会長、ワーキングチームの会議にあつてはリーダーとする。）が招集し、会議の議長となる。

- 2 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

## (庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画課において処理する。

## (補則)

第9条 この要綱に定めるほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年2月14日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## ■ 別表 1 (第 3 条関係)

助役	市民環境部長	下水道部長	市民病院事務部長
市長公室長	保健福祉部長	関城支所長	教育次長
総務部長	経済部長	明野支所長	議会事務局長
企画部長	建設部長	協和支所長	農業委員会事務局長
税務部長	都市整備部長	水道部長	

## ■ 別表 2 (第 4 条関係)

部 名	政 策 検 討 委 員 会 委 員		
市長公室	男女共同参画課長	広報広聴課長	
総務部	総務部次長	総務課長	行政改革推進課長
	消防防災課長		
企画部	企画部次長	財政課長	情報政策課長
税務部	税務部次長		
市民環境部	市民環境部次長	保険年金課長	生活環境課長
	市民安全課長		
保健福祉部	保健福祉部次長	社会福祉課長	こども家庭課長
	高齢福祉課長	保健推進課長	
経済部	経済部次長	商工観光課長	農政課長
	ふるさと整備課長	農業集落排水課長	関城経済課長
	明野経済課長	協和経済課長	
建設部	建設部次長	土木課長	建築課長
都市整備部	都市整備部次長	都市計画課長	公園街路課長
	都市整備課長	まちづくり課長	
下水道部	下水道部次長	下水道工務課長	
水道部	水道部次長	水道業務課長	
市民病院事務部	市民病院事務部次長	庶務課長	
教育委員会	教育参事	学務課長	施設整備課長
	生涯学習課長	地域交流センター長	文化課長
	スポーツ振興課長	中央図書館長	美術館副館長
議会事務局	議会事務局次長	庶務課長	
農業委員会事務局	農業委員会事務局次長	庶務課長	

## ■ 別表3 (第6条関係)

### ● 健康・福祉部会

部 名	ワーキングチーム構成員			
市民環境部	保険年金課	関城市民環境課	明野市民環境課	協和市民環境課
保健福祉部	社会福祉課	こども家庭課	木の実保育園	関城保育所
	協和保育所	子育て支援センター	障害福祉課	高齢福祉課
	介護保険課	保健推進課	下館保健センター	関城保健センター
	明野保健センター	協和保健センター	関城福祉課	明野福祉課
	協和福祉課			
市民病院事務局	庶務課	医事課		

### ● 都市・環境部会

部 名	ワーキングチーム構成員			
総務部	消防防災課			
市民環境部	生活環境課	市民安全課	関城市民環境課	明野市民環境課
	協和市民環境課			
建設部	土木課	道路維持課	建築課	関城建設課
	明野建設課	協和建設課		
都市整備部	都市計画課	公園街路課	区画整理課	都市整備課
	宅地開発課	まちづくり課		
下水道部	下水道業務課	下水道工務課		
水道部	水道業務課	水道施設課	関城水道事務所	明野水道事務所
	協和水道事務所			

### ● 教育・文化部会

部 名	ワーキングチーム構成員			
教育委員会	学務課	関城幼稚園	明野幼稚園	協和幼稚園
	下館学校給食センター	明野学校給食センター	協和学校給食センター	施設整備課
	指導課	生涯学習課	生涯学習センター	地域交流センター
	関本公民館	明野公民館	協和公民館	文化課
	スポーツ振興課	中央図書館	明野図書館	美術館

### ● 産業・観光部会

部 名	ワーキングチーム構成員			
経済部	商工観光課	農政課	ふるさと整備課	農業集落排水課
	関城経済課	明野経済課	協和経済課	
農業委員会事務局	庶務課	農地調整課		

### ● 住民・自治部会

部 名	ワーキングチーム構成員			
市長公室	秘書課	男女共同参画課	広報広聴課	
総務部	総務課	行政改革推進課	契約管財課	
企画部	企画課	財政課	情報政策課	
税務部	収税課	資産税課	市民税課	関城税務課
	明野税務課	協和税務課		
市民環境部	市民課	関城市民環境課	明野市民環境課	協和市民環境課
保健福祉部	地域改善対策課			
関城支所	関城総務課			
明野支所	明野総務課			
協和支所	協和総務課			
会計課	会計課			
議会事務局	庶務課	議事課		
監査委員公平委員会	監査委員公平委員会			

## 5. 市民まちづくり会議

## ■ 市民まちづくり会議開催経過

月 日	回数	会 議 名	協議内容
平成 18 年 2 月 25 日	第 1 回	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的とスケジュール</li> <li>●会議の進め方</li> <li>●正副座長、正副部会長選出</li> </ul>
3 月 31 日		第 1 回正副部会長会議	●会議の進め方について
4 月 10 日	第 2 回	住民・自治部会	●フリートーキング
4 月 10 日		産業・観光部会	
4 月 11 日		教育・文化部会	
4 月 11 日		都市・環境部会	
4 月 12 日		健康・福祉部会	
5 月 10 日	第 3 回	住民・自治部会	●部門別課題への対応策の検討
5 月 10 日		産業・観光部会	
5 月 11 日		教育・文化部会	
5 月 11 日		都市・環境部会	
5 月 19 日		健康・福祉部会	
6 月 20 日		第 2 回正副部会長会議	●部会ごとの提言書についての情報交換
6 月 22 日	第 4 回	教育・文化部会	●まちづくり計画（提言書）の確認
6 月 23 日		都市・環境部会	
6 月 26 日		住民・自治部会	
6 月 26 日		産業・観光部会	
6 月 30 日		健康・福祉部会	
7 月 25 日		第 3 回正副部会長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●提言書の確認</li> <li>●合同会議の内容確認</li> </ul>
8 月 19 日	第 5 回	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●提言書を市長に提出</li> <li>●提言内容発表</li> </ul>

## ■ 市民まちづくり会議からの提言概要

### 健康・福祉部会からの提言

#### 1. 一人ひとりの健康・生きがいづくりを支援する

年齢や体力、目的に応じて、一人ひとりがスポーツなどを楽しみながら自らの健康を守り、生涯元気で生きがいある生活をおくることができるよう、身近な施設や人材を活用した市民の健康づくり活動を支援していくべきである。

#### 2. みんなで支え合うまちづくりを実現する

少子高齢化を見据えて、地域でのふれあい・支え合いを基本に、自治会活動やボランティア活動の活性化を図り、だれもが住み慣れた地域で安心・安全に暮らしを楽しむことのできる豊かな地域コミュニティづくり、すなわち大きなまちづくりより小さなまちづくりに取り組んでいくべきである。

#### 3. 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりに取り組む

安心して子どもが生まれる医療・福祉の環境整備や子育てをする親への支援の充実を図るとともに、子どもの安全や健全な成長を見守っていく環境づくりに地域ぐるみで取り組んでいくべきである。

### 都市・環境部会からの提言

#### 1. 住み良いまちづくり・魅力あるまちづくりにみんなで取り組む

市民が考える住み良いまちづくりや中心市街地をはじめとする魅力あるまちづくりについて、市民と行政が地域の課題を共有しながら、協働して取り組んでいくべきである。

#### 2. 地域ぐるみの環境の維持・景観づくり活動を支援する

市民の誇りである雄大な自然環境や美しい景観を、みんなで守り、PRし、次世代に引き継いでいけるよう、地域ぐるみで取り組む気運を高めていくべきである。

#### 3. 安心・安全なまちづくりの一層の推進を図る

子どもから高齢者まで誰もが安全・安心に暮らしていくことのできる環境づくりに向けて、市民の自主的な取り組みを支援するとともに災害等に備えた施設・体制の一層の充実を図るべきである。

### 教育・文化部会からの提言

#### 1. スポーツを通じた健康づくりにみんなで取り組む

子どもから高齢者まで、誰もが、一人ひとりの目的と体力に応じたスポーツや健康づくりに取り組んでいけるよう、様々な機会の創出と施設の充実・活用を図っていくべきである。

## 2. 市民が自ら学ぶ・学べる環境づくりを推進する

市民の学習意欲に応える生涯学習プログラムの充実や、様々な文化活動を支援していくとともに、まちを知り、地域の歴史や文化を継承し発信していく意識を高めながら、市民が誇れる学びの環境づくりを進めるべきである。

## 3. 学校と地域が連携して健やかな子どもの育成に取り組む

次代を担う子どもたちが、地域で大切にされ、健やかに成長していけるよう、学校と地域の結びつきを深めながら、地域における子どもの見守り・ふれあいの環境づくりに取り組んでいくべきである。

## 産業・観光部会からの提言

### 1. まちなかのにぎわいづくりに取り組む

筑西市の顔として生活・文化・産業を育んできた中心市街地の賑わいの再生や、日常のふれあいを大切にする地域毎の商店街の活力づくりなど、歴史や地域資源を魅力とする“まちなか”の賑わいづくりに事業者・市民・行政が協力して取り組んでいくべきである。

### 2. 農業を活かした地域づくり・しごとづくりに取り組む

筑西市の誇る農業（自然）環境や農産物を活用し、商業・工業・観光など他の産業と一体となってさらに魅力を高め、地域の活力づくりや新たなしごとづくりに繋げていくべきである。

### 3. 地域の魅力を活かしたもてなしの環境づくりにみんなで取り組む

地域を知り、魅力を発見・再認識し、様々なふれあいを育みながら、筑西市ならではのもてなしの心あふれる“観光”づくりに地域ぐるみで取り組むべきである。

## 住民・自治部会からの提言

### 1. 地域のコミュニティを大切にするまちづくりに取り組む

自治会をはじめ、市民の日常のふれあいや話し合いの場づくりに努め、自主的な地域づくり活動や楽しみ・生きがいづくりを通して皆で地域コミュニティの活性化に取り組むことが大切であり、行政はその手助けをするべきである。

### 2. 市民の手によるまちづくり・まちおこしを支援する

地域の特色を発見し、活かしながら、市民・事業者・行政が協力して様々な分野が相互に連携し合うまちおこしに取り組んでいくべきである。

### 3. 市民と行政のより良い関係を築く

市民と行政がそれぞれの役割について話し合い、協力してまちづくりを推進していく、より良い関係を築くべきである。

## 6. 市民地域づくり会議

## ■ 市民地域づくり会議開催経過

月 日	回数	会 議 名	協議内容
平成 18 年 2 月 18 日	第 1 回	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的とスケジュール</li> <li>●会議の進め方</li> <li>●正副座長、正副部会長選出</li> </ul>
3 月 28 日	第 2 回	協和部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワークショップ</li> <li>地域の魅力を高めるための資源の抽出と活用について</li> </ul>
3 月 29 日		下館南部会	
3 月 30 日		明野部会	
3 月 30 日		下館北部会	
3 月 31 日		下館部会	
4 月 1 日		下館西部会	
4 月 1 日		関城部会	
5 月 22 日	第 3 回	明野部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の魅力を高める資源と地域づくりの方向案の検討</li> </ul>
5 月 23 日		下館北部会	
5 月 24 日		下館部会	
5 月 25 日		下館南部会	
5 月 26 日		協和部会	
5 月 27 日		下館西部会	
5 月 27 日		関城部会	
7 月		全部会委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域づくり計画（提言書）書面協議</li> </ul>
8 月 3 日		正副部会長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●提言書の確認</li> <li>●合同会議の内容確認</li> </ul>
8 月 19 日	第 4 回	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>●提言書を市長に提出</li> <li>●提言内容発表</li> </ul>

## ■ 市民地域づくり会議からの提言概要

### 下館部会からの提言書

《地域づくりの方向：将来像》

## 新しい筑西の歴史と文化を創造する地域づくり

地域の魅力・誇りである「芸術・文化」「歴史」「河川・水辺」などの資源を大切に守り、みんなで活かしていく取り組みを通して、筑西市の新しい歴史・文化として市内外・全国にまで発信していけるような誇れる地域づくりを進める。

### 1 誇れる芸術・文化の環境を活かし、筑西市の新しい市民文化として発信していく環境づくりに取り組んでいくべきである

- ① アルテリオや図書館、スピカなどを活用した拠点づくりを進める
- ② まちなかの蔵や空き店舗などを有効に活用していく
- ③ 歴史的・文化的資源の保全と積極的な活用を図る

### 2 地域の歴史を偲ばせる象徴的な街なかづくりに取り組んでいくべきである

- ① 昔ながらの街なみを活かす・再生する
- ② 楽しく快適に歩ける街なかの道づくりを進める

### 3 潤いのある水辺空間づくりに取り組んでいくべきである

- ① 街なかの水辺の再生を図る
- ② 水辺の自然と身近にふれあえる環境を整える

### 下館西部会からの提言書

《地域づくりの方向：将来像》

## 鬼怒川とともに歩む安全・快適な環境の地域づくり

地域の魅力・誇りである「自然（鬼怒川）」や「駅・市街地（川島・玉戸地区）」を中心とした暮らしの環境づくりにみんなで取り組み、地域を象徴する鬼怒川とともに、だれもが安全・安心・快適に暮らせる地域づくりを進める。

### 1 鬼怒川の歴史を誇りとする地域づくりを進めるべきである

- ① 地域の歴史や文化を生かした活力ある地域をつくる
- ② 鬼怒川の河川環境の活用を図る

### 2 安全で快適な市街地づくりに取り組んでいくべきである

- ① 川島駅周辺地区の整備を進める
- ② 玉戸駅周辺地区の整備を進める

## 下館南部会からの提言

《地域づくりの方向：将来像》

### 美しい河川・田園環境と共生し、快適に暮らせる地域づくり

地域の魅力・誇りである「自然（河川）」「田園」「共生（自然と暮らし）」などの資源や環境を大切に守り、みんなで活かしていく取り組みを通して、豊かな田園環境や美しい景観を誇りとして快適に暮らし続けることのできる地域づくりを進める。

- 1 雄大な自然を誰もが楽しめる地域づくりに取り組んでいくべきである
  - ① 身近な自然とふれあえる空間づくりを進める
  - ② 地域における学習の拠点づくりを進める
- 2 田園環境を生かした快適な生活環境づくりに取り組んでいくべきである
  - 農業の恵みを実感できる環境づくりを進める
- 3 暮らしの質を高める環境づくりに取り組んでいくべきである
  - ① 魅力ある安全・快適な地域づくりに向けた整備を進める
  - ② 下館ニュータウンや大田郷地区におけるゆとりとうるおいある居住環境の維持を図る

## 下館北部会からの提言

《地域づくりの方向：将来像》

### 美しい水辺と田園のなかでの暮らしを楽しむ地域づくり

地域の魅力・誇りである「歴史・文化」「農業」「自然」などの資源を大切に守り、みんなで活かしていく取り組みを通して、史跡の保全や伝統芸能・お祭りの継承、農業を通じた様々なふれあいなど、暮らしを楽しめる地域づくりを進める。

- 1 歴史を大切に伝えていく地域づくりに取り組んでいくべきである
  - 地域の歴史的資源の保全と積極的な活用を図る
- 2 農業を基本とした地域の魅力と活力づくりに取り組んでいくべきである
  - 地域の農業や農産物を活用し都市との交流を図る
- 3 だれもが身近な自然を楽しめる環境づくりに取り組んでいくべきである
  - 地域でのふれあいや交流の場づくりを進める

## 関城部会からの提言

《地域づくりの方向：将来像》

### 歴史ある風土と農の恵みが育む魅力と活力ある地域づくり

地域の魅力・誇りである「歴史・文化」「農業（自然）」などの資源を大切に守り、みんなで活かしていく取り組みを通して、地域の風土と豊かな農業の恵みを実感できる魅力と活力ある地域づくりを進める。

- 1 誇れる歴史や伝統の継承と積極的な活用を市民と行政で連携して推進し、地域の魅力として発信していくべきである
  - 歴史的資源や伝統文化の保全と積極的な活用を図る
- 2 筑西市の農業を先導・推進する活力ある地域づくりに取り組んでいくべきである
  - 地域の特産物を活かした逸品農業を進める
- 3 農業や自然を生かした市民活動を進めていくべきである
  - 多彩な交流を積極的に進め、情報発信を進める

## 明野部会からの提言

《地域づくりの方向：将来像》

### 自然とのふれあいを楽しむ、健康・生き生き地域づくり

地域の魅力・誇りである「健康」「自然」「歴史・伝統」などの資源を大切に守り、みんなで活かしていく取り組みを通して、地域の自然や歴史・伝統との日々ふれあいや文化芸術を楽しみながら、だれもが健康で生き生きと暮らしていける地域づくりを進める。

- 1 健康づくりにみんなで取り組みながら、様々な健康づくり情報の発信に取り組んでいくべきである
  - あけの元気館やいきがいセンターなどを活用した健康づくり拠点の充実を図る
- 2 市民の生き生きとした活動を進めていくべきである
  - ① 自然とふれあえる楽しみの空間づくりを進める
  - ② 地域の農産物の活用を進める
- 3 地域の歴史や伝統を学び、後世に伝えていく環境づくりに取り組んでいくべきである
  - 歴史的資源・伝統文化の保全と積極的な活用を進める

## 協和部会からの提言

《地域づくりの方向：将来像》

### 健康づくりを推進し、ふれあい豊かな田園生活を楽しむ地域づくり

地域に定着している健康づくりを継承するとともに、地域の魅力・誇りである「歴史」「自然」「農業」「公園」などの資源を大切に守り、みんなで活かしていく取り組みを進め、豊かな自然や歴史のなかで様々なふれあいの輪を広げ、豊かな田園生活を楽しむことができる地域づくりを進める。

- 1 地域の歴史などを伝えていく地域づくりに取り組んでいくべきである
  - 歴史的・文化的資源の保全と積極的な活用を図る
- 2 自然とのふれあいを楽しむ地域づくりに取り組んでいくべきである
  - 自然とのふれあい拠点づくりを進める
- 3 農の恵みにふれあえる環境づくりに取り組んでいくべきである
  - 地域の農産物の活用や農業環境の一層の充実を図る
- 4 県西総合公園などの積極的な活用を図っていくべきである
  - ① 県西総合公園などの有効活用を図る
  - ② その他の公園・広場の活用

## 7. 市民アンケート調査

### ■ 市民アンケート調査結果の概要

#### 1. 調査の目的と方法

##### (1) 目的

市民アンケート調査は、筑西市総合計画の策定にあたって、地域の生活環境評価、将来像などに対する市民の意向や要望、さらには地域の誇りやまちづくりへの参加意欲を探り、計画策定に活用することを目的として実施したものです。

##### (2) 調査の方法

- ① 対象：筑西市在住の20歳以上の男女より2,000人を無作為に抽出  
※筑西市人口：113,402人（平成17年9月1日現在）
- ② 調査方法：郵送による配布・回収
- ③ 調査期間：平成17年11月8日～17年11月30日

##### (3) 回収状況

- ① 標本数：2,000票
- ② 有効回収数：891票
- ③ 有効回収率：44.6%
- ④ 地区別回収数及び回収率

地区	発送数	回収数	回収率
下館(4地区)	1,112	478	43.0%
関城中学校区	273	130	47.6%
明野中学校区	303	137	45.2%
協和中学校区	302	141	46.7%
無回答	—	5	—
未着	10	—	—
総計	2,000	891	44.6%

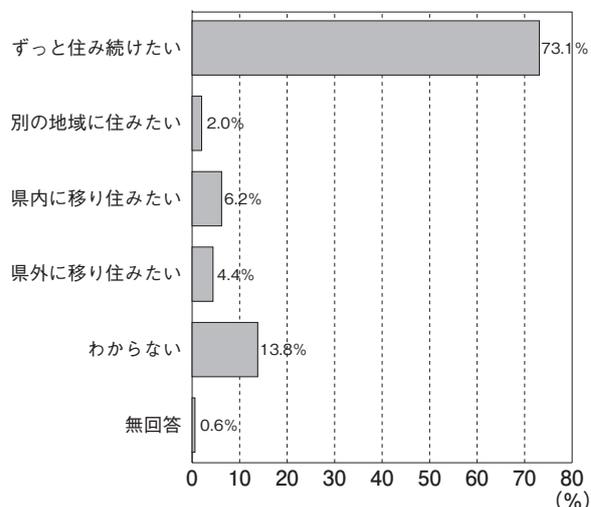
下館地区は4つの中学校区の合計となっています。

## 2. 集計結果

### 1 定住意向について

- あなたは今後とも筑西市に住み続けたいと思いますか。

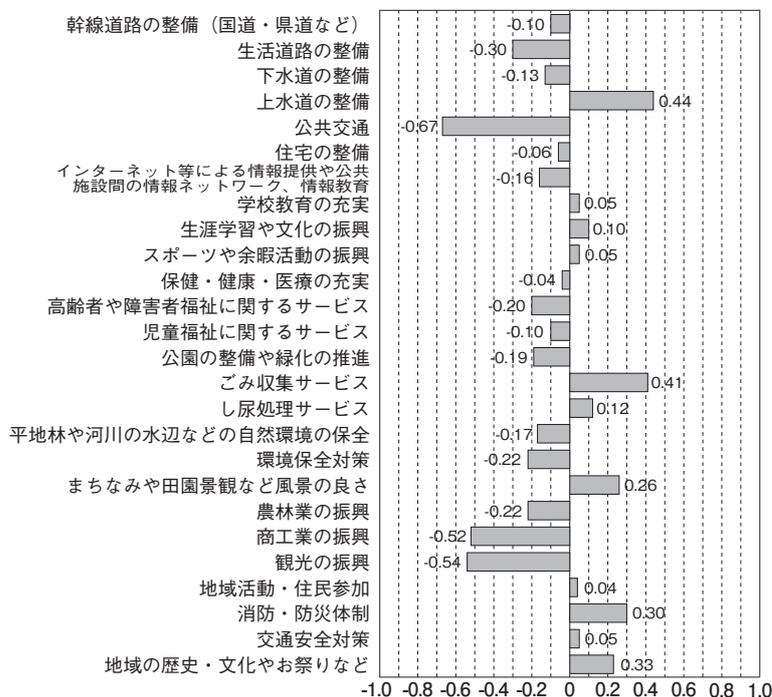
約7割の人が筑西市に住み続けたいと思っています。



### 2 生活環境について

- あなたがお住まいの地域の生活環境についてどのように感じますか。

上水道の整備、ごみ収集サービス、消防・防災体制、地域の歴史・文化やお祭りなどで評価が高く、公共交通や商工業・観光の振興で評価が低くなっています。



※ 5段階評価のそれぞれの評価基準を

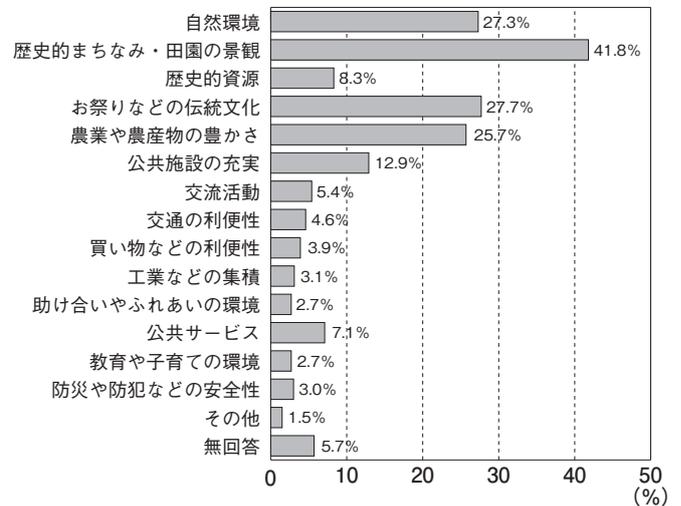
- ・「満足」 = 2点
- ・「やや満足」 = 1点
- ・「どちらでもない」 = 0点
- ・「やや不満」 = -1点
- ・「不満」 = -2点

として各項目に対する評価を点数化し、平均値 (加重平均値) を求めます。よって加重平均が高いほど、その項目に対する評価が高いこととなります。

### 3 筑西市の誇り、目指すべき将来像について

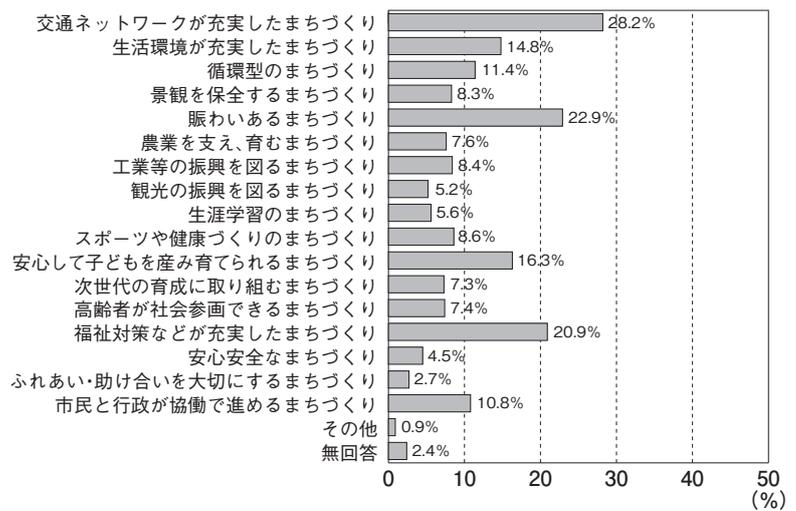
- 市全体のすばらしいところ、誇れるところについて

歴史的まちなみ・田園の  
景観、自然環境、お祭り  
などの伝統文化、農業や  
農産物の豊かさが筑西  
市の誇りとなっています。



- 市全体の将来像について

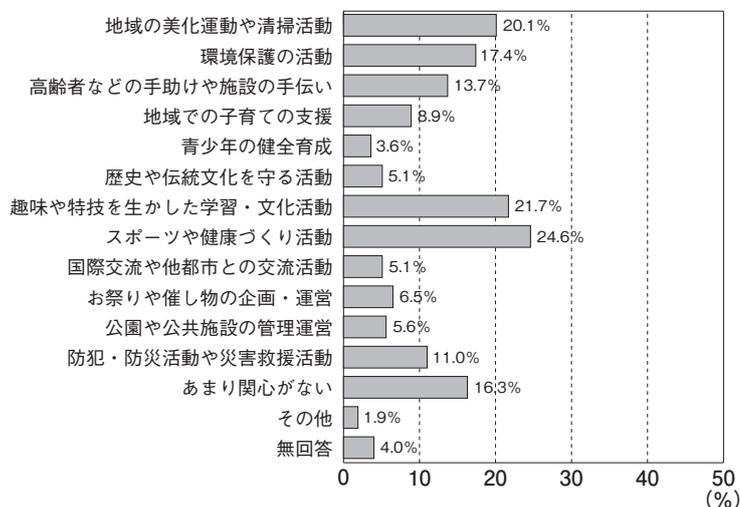
交通ネットワークの充実  
したまち、賑わいのある  
まち、福祉対策などが充  
実したまちが将来像とし  
て期待されています。



## 4 まちづくり活動への参加について

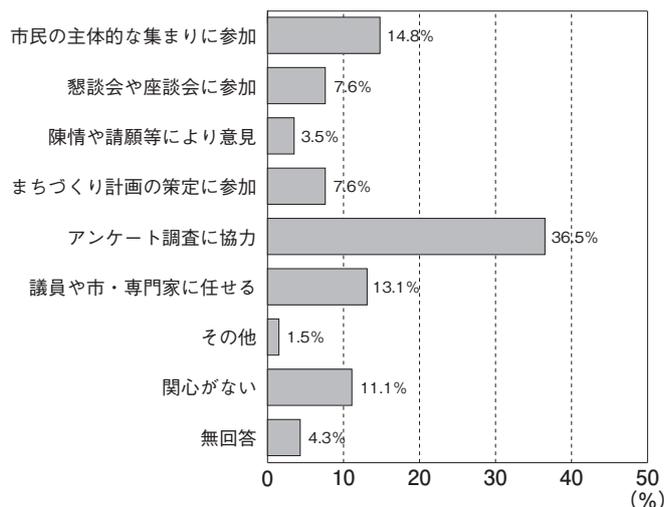
### ● 今後のまちづくり活動への参加意向について

スポーツや健康づくり活動、趣味や特技を生かした学習・文化活動のほか、地域の美化運動や清掃活動、環境保護活動などへの参加意欲が高くなっています。



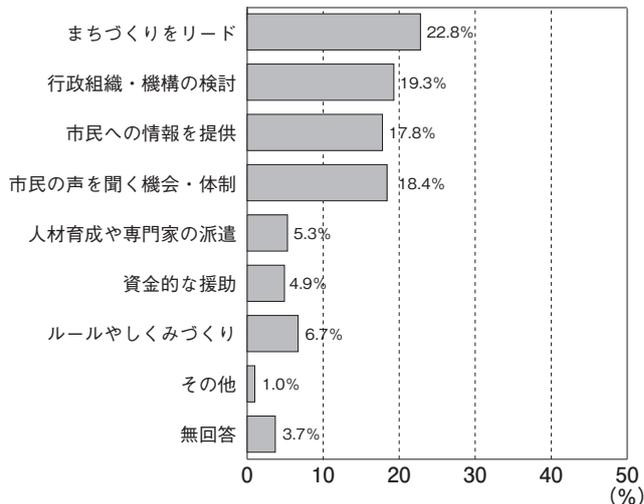
### ● 今後の市政への参加について

市民の主体的な集まりに参加、懇談会等に参加、まちづくり計画の策定への参加、陳情や請願などによる意見など、積極的な参加意向が3割を占めており、さらにアンケート調査への協力を加えると約7割の人が、市政への参加意向を示しています。



### ● 今後の市役所の役割や行政の進め方について

まちづくりをリード、行政組織・機構の検討、市民への情報提供、市民の声を聞く機会・体制の整備などが望まれています。





# 筑西市総合計画

平成19年3月

●  
発行

茨城県筑西市

●  
編集

企画課

〒308-8616 茨城県筑西市下中山732番地1

TEL：0296-24-2111（代表）

<http://www.city.chikusei.lg.jp/>





市の木「さくら」



市の花（春）「なしのはな」



市の鳥「つばめ」



市の花（秋）「コスモス」